

325  
279



始



325

279



325-279

山本秀煌著

# 日本基督教史



關ヶ原  
戦役時代より徳川中世まで

洛陽堂版

大正  
7.7.4  
内交

# 日本基督教史 目次

## 第四編 徳川初期の基督教

### 第壹章 徳川家康と基督教

一—三二

○徳川家康の對外政策 ○徳川家康の對切支丹政策 ○諸種の政教問題—轉  
宗大名寺澤廣高の讒訴事件、豊臣秀頼の保傳に關する命令誤解事件、外  
國貿易商の訴訟事件—○九州地方に於る切支丹の迫害—肥後の加藤氏、  
肥前の松浦氏—○耶蘇組派の現状及び信徒の數、貴族信者○家康宣教師  
を引見す ○切支丹にかゝる難問題—葬儀問題、淀君侍女の信者となりし  
を怒る—○ラ、マドラ、デデオス號燒打事件—葡國使節の來朝、葡使ソト  
メーヨルの書翰—。

目次

第二章 徳川家康の比律賓交通……………三—六

附 フランスカン派及び諸派の來朝布教

○家康使節を比律賓へ送る○新任比律賓大守アタナーと家康との交通○  
エスピリット、サント號事件○比律賓大守の書翰、日本人の横暴を訴へ  
宣教師の保護を乞ふ○家康の讓歩、各派宣教師の來朝○ドミニカン派の  
宣教師○基督教各派の軋轢○前比律賓大守ロドリゴ來朝、阿蘭陀人排斥  
○家康とロドリゴとの交渉○家康使節を西班牙に派遣す。

第三章 墨西哥及び阿蘭陀使節の來朝……………三—六

附 新教國使と舊教國使との衝突

○日本の東海岸に金銀島ありとの珍談○墨西哥使節の使命○墨使ヴィス

カイノウウの態度○墨使と蘭使との衝突○阿蘭陀國主の書翰—西葡兩國及  
び耶蘇組派を譏す—○蘭使墨使を訪ふ、家康墨使の不遜を怒る○墨使の  
日本沿岸測量○家康墨使ヴィスカイノウに返書を與へて基督教を拒絶す  
—日本征夷大將軍源秀忠報章—○ヴィスカイノウの金銀島探險。

第四章 奥州仙臺侯伊達政宗の遣歐使……………八九—三五

○伊達政宗と宣教師ソテロとの關係—ソテロの履歴、政宗とソテロとの  
接近—○政宗の遣歐使節一行の出帆○政宗の遣歐使西班牙皇帝に謁見す  
○政宗の書翰及び通商條約文○政宗使節を歐洲へ派遣せし目的○遣歐使  
支倉六右衛門羅馬法皇に謁見す—政宗の法皇に奉りし書翰—○法皇ソテ  
ロを以て日本東北の監督とす、ソテロ包圍攻撃せらる○支倉使節の歸國

第五章 禁教令の發布及び其理由(其一)……………二六一—二六二

○家康對基督教政策の變遷○切支丹大名の覆沒蹉跌—黒田孝高の薨去、  
黒田長政・毛利高政・五島玄純の轉宗、前田利宗・筒井定次の改易—○切支  
丹大名大村喜前の轉宗○切支丹大名有馬晴信の改易—流刑賜死—○家康  
基督教徒を追放す○非切支丹大名の態度—細川・島津・福島・伊達・上杉—  
○有馬直純領内の切支丹を迫害す○切支丹武士高橋主水等の殉教—有馬  
領内切支丹の示威運動—。

第六章 禁教令の發布及び其理由(其二)……………二七一—二九二

○切支丹禁教令○宗教取締規則○禁教令發布の理由○第一基督教徒に陰

謀ありとの嫌疑○阿蘭陀人の讒訴○背教者の毀言○切支丹陰謀密書事件  
○第二基督審査使の報告○第三切支丹宗徒の行爲に對する誤解○切支丹  
は罪人を禮拜すとの誤解○切支丹は魔法を行ふものと誤解す○殉教者の  
態度に關する疑惑。

第五編 禁教令發布後の基督教

第一章 家康時代の基督教徒迫害……………二九三—三一九

○所司代板倉伊賀守京都在留の宣教師を追ふ、切支丹奉行大久保忠隣京  
都に來り切支丹を處分す○京都の切支丹迫害、ころびの由來○切支丹奉  
行大久保忠隣の流れ罪○大久保石見守反逆事件の真相○切支丹各派の行列  
式及び其軋轢○上使山口駿河守友直長崎に來る○宣教師及び高山右近等

を海外へ追放す○高山右近等馬尼刺にて歓迎せらる○長崎有馬の切支丹寺を破却し信徒を處分す。

第貳章 大阪陣と基督教 .....二〇一—二二七

○大阪附近の地は切支丹武士の遁避所なり○大阪へ入城せし切支丹武士及び宣教師—秀頼高山右近を招く、明石掃部介守重、木村彌一右衛門秀望長岡興五郎興秋、シヨセフ、バプチスタ、アボリナリオ、トーレー、ポロー・フランシスコ—○片桐東市正旦元の進退に關する批評○明石掃部等切支丹武士の奮闘○大阪城中に在りし宣教師の運命○宣教師の大阪へ加擔せし理由○宣教師假裝して兵士となり凱旋軍中に紛れ込み江戸に入る○大阪に籠城せし宣教師の行衛。

第參章 徳川秀忠の切支丹窘迫(其一) .....二二八—二七二

○徳川秀忠の退嬰政策○秀忠の無道不敬の暴舉○秀忠の切支丹禁制の布達、日英の關係○秀忠英商の特權を奪ふ○秀忠西班牙の使節を拒絶す○宣教師潜伏の狀況○大村純頼將軍の命を奉じて宣教師を殺す○宣教師マシャード及びアスサンブシオンの略歴○宣教師大村純頼に書を贈て其悔悟を促す○殉教者の感化偉大なり○各地の迫害、貴族信者の殉教—加賀山隼人、佃又右衛門—。

第四章 徳川秀忠の切支丹窘迫(其二) .....二七二—三〇六

○基督教徒迫害の狀況○ドミンゴ、ジオルジ事件○京都に於る大迫害○切支丹の徒五十三名焚殺せらる○幕府の法網を潜りて密航し來る宣教師

あり○ズニガ平山事件―ズニガの審問、ズニガ等の脱獄―○ズニガ平山等處刑の狀況○元和八年の大迫害、大村の監獄に繋がる、宣教師○スビノラ以下多數の信者處刑せらる―スビノラの最後の演説、殉教者の悲劇、元和八年中殉教者の總數―○二代將車秀忠執政中の殉教者及び信徒の増減○宣教師の渡來を根絶するは鎖國にあり。

第五章 徳川家光の切支丹禁制及び其壓迫……………三〇七―三二六

○三代將軍家光の政策○秀忠父子葡・西兩國民を嫌惡す○家光在職中數萬の基督信者殺害せらる○江戸に於る大迫害○殉者デ、サンジ及びガルブの略歴○上杉・島津以下の諸藩主切支丹を迫害す○佐竹義宣其領内の基督教徒を殺戮す○伊達政宗の基督教に對する態度○長崎地方の取締愈嚴重となり宣教師の殺さるゝ者倍多し○長崎奉行水野河内守切支丹を迫

害す○長崎新奉行竹中采女の峻嚴なる迫害○倒懸の苛責を以て宣教師の轉宗を促す―轉宗宣教師フエイレラ―。

第六章 徳川家光の切支丹窘迫及び切支丹の衰微……………三二七―三三二

○日本支部會長ツイエラの殉教―ツイエラの密航其捕縛、江戸に於る審問、―○密航宣教師皆殺さる○日本の基督信者及び殉教者の統計○長崎奉行竹中采女に死を賜る○幕府の外交政策次第に鎖國の方向に進む―幕府の訓令其一、其二―○幕府葡萄牙人の待遇を改め取締を嚴にす。

第六編 島原騷亂前後の基督教

第壹章 島原の基督教徒迫害……………三三三―三四四

○無敵抗主義か無氣力か○島原の新領主松倉豊後守重政○松倉の家臣師



父ナツアローを捕ふ○松倉重政宣教師を優遇す○松倉重政と師父ナツアローとの會見—教義問答—○師父ナツアローの殉教○松倉重政其態度を一變して猛烈なる迫害者となる○松倉領の切支丹續々檢舉せらる○有馬地方に於ける宣教師潜伏の狀況○有馬古老物語の切支丹迫害に關する記事○有馬の信徒迫害に關する阿蘭陀人の記事○熾烈なる迫害の狀況○婦女を迫害する方法極めて殘酷なり○有馬領内切支丹の迫害ますゝ猛烈なり○切支丹宗に立ち返へる者多し○領主は棄教を強迫し信徒は殉教を熱望す○松倉重政信徒七人を鋸挽きの刑に處す○呂宗征代の企圖松倉重政の卒去。

第貳章 有馬農民の反亂と基督教徒の態度

.....四〇五—四四五

○島原騷亂の原因、松倉重政の虐政○島原騷亂に關する外人の評—葡萄

牙人ドアルテ、コレアの記述・阿蘭陀人コケバツケルの記事—○島原騷亂に關する日本舊記の記事○有馬古老物語の記述—切支丹教民の反亂、代官を殺す、島原城に迫る、天草の外道合致して原城に據る—○島原亂民の主張は生存の權理、信教の自由○幕府の追討上使板倉重昌戦死す○外人の見たる島原戰の狀況○新任追討使松平伊豆守信綱持久の策を講ず○原城中の戦闘員○幕府原城に外國の後援ありと疑惧す○原城攻撃に參加せし蘭人の報告○原城中よりの矢文○蘭船解放に關する蘭人の報告○原落城、反徒悉く梟首せらる。

第參章 鎖國令の發布、基督教徒の芟除

.....四六一—四六一

○島原騷亂と鎖國令との關係—鎖國令、諸大名への布達、阿蘭陀人への布達—○鎖國令は日葡貿易上の大打撃○媽港の商人使節を日本に派遣す○

幕府葡萄牙使節一行を殺戮す○耶蘇邪徒を誅し阿媽港に諭す文○幕府訓令を諸藩へ下し葡人の來航を取締る○葡萄牙の使節再び來朝す○幕府の阿蘭陀人に對する待遇—幕閣二派に分る、井上筑後守蘭人を虐待す—○阿蘭陀人を出島に閉居せしむ○懸賞を以て切支丹を檢舉す○信徒の檢舉及び殺戮○切支丹奉行及び基督教徒檢察の法制—五人組制度、切支丹訴人の懸賞法、寺請證文、起證文、踏繪禁書の制、切支丹類族改—。

第四章 鎖國後密航渡來せし伴天連の運命……………頁二—五二

○伴天連の冒險的密航○司祭ルビンの一行日本に密航し來りて殺さる○司祭マルクエズの一行切支丹屋敷内に拘留せらる○伴天連の白狀覺書其一○伴天連の白狀覺書其二○新井君美白石の天主教觀○バテレン、シドチの入國○新井君美伴天連シドチを審問す○伴天連シドチの裁斷—長助

はる—。

附 録

○切支丹文學—著書、出版物、十誠、主禱文、コンチリサン拔萃。

目 次 終

# 日本基督教史

山本秀煌著



## 第四編

徳川初期の基督教

## 第一章

徳川家康と基督教

徳川家康の對外政策

豊臣秀吉の政權を繼承したる徳川家康は秀吉の侵略主義に代ふるに和親主義を以てし、其對外政策に著しき變化を顯はせり、先づ朝鮮に關しては對馬の宗氏に命じ戦後の葛藤を解かしめて修交を新にし、琉球は島津氏の監督の下に屬せしめ其王尙

寧を駿府城に引見して之を厚遇し、支那の商船の九州地方に來りて密に貿易し、我商船も亦支那の南岸に密航し來りしを公認して彼我の通商貿易を許可し、足利氏の故例に依り勘合船の制を復舊せんことを協議したり、其の外安南・暹羅・東京・東埔塞および比律賓・媽港の諸國諸港へ商船の往來を許し、遠く阿蘭陀・英吉利斯兩國の通商を容れ、墨西哥の航路を開き、進で西班牙本國との交通をも試み、御朱印船の彼地へ渡航することを奨勵し、海外貿易の盛なる前古未曾有のことなりき。蓋し御朱印船とは家康の朱印を押したる航海免狀を受たる船舶にして、其起原は戰國時代海賊の海上に横行するもの頗る多くして、商船の危害に逢ふもの少からざりしかば、文祿元年の頃、京都・堺・長崎の豪商等秀吉に請ひて其朱印を押したる航海免狀を得、政府の威力によりて商船の被害を免かれんと謀りしに始まれり。是を異國渡海の朱印狀と稱し、その商船を御朱印船と號しぬ。秀吉時代の御朱印船は僅に九艘

に過ぎざりしが、徳川氏の世に至り、慶長九年より元和二年に至る十三年間に商船の朱印狀を受たるもの百九拾八艘の多數に及びたり、其中呂宗廿三隻、西洋廿二隻なりしと云ふ。

### 徳川家康の對切支丹政策

此の如く海外諸國との貿易を奨勵せし家康の商策と密接の關係ありし基督教に對する彼の態度果して如何、家康は深く基督教の我國安に害あるを察知し、秀吉の政策を襲踏して之を杜絶するの方針を執れりと云ふものあり。果して然りしや否や吾人之を明言する能はず、然れども家康が其晩年政教の關係紛糾を極むるの際、「苟も切支丹宗門と雖も其の國法を守り我國民の人心を紊さざる限り、敢て禁止するに及ばざる儀なれど、如何にせん切支丹伴天連等は常に南蠻諸國に氣脈を通じ、動もす

れば國法に背き、神佛を蔑如し、大に人心に逆ひて、國家を紊すの恐あるを以て、已を得ず之を禁止せしむるなり、思ふに是切支丹宗門の本意には非ずして、南蠻諸國の朝廷、諸役人并に伴天連等が心得違ひなるべし」と云ひしより察すれば彼はあながら基督教そのものを邪教なりとして撥拆せしに非ざるが如し、されば家康は其執政の初期に當り、其内心はいざ知らず、少なくとも其表面にあらはれし處にては、基督教宣教師を厚遇するの傾向ありき、秀吉の宣教師追放令の下を潜りて遁匿し其の行衛をくらし天下の御尋ねものとなりし、宣教師ゼローム Jerome の罪を免じて、之に重大なる使命を托したるが如き、又しばしば宣教師を引見して之を款待し、殊に彼等に京都・大阪を始め其他の都會に居住するの免許を與へたるが如き、事實秀吉の追放令を放棄したるの觀ありき、勿論家康は基督教そのものに關しては何等の知識もなく、もとより又信仰もなく、宗門としては之を好まざりしも、外國貿易の

關係より打算して、時に之を厚遇せしが如し。家康の謀臣本多上野介正純は這般の消息を洩らして曰く「基督教を優待するは互市に利あり」と是則ち家康の精神なりしならん、加之當時天下の形勢未だ定まらず、豊臣秀頼との關係、若くは切支丹大名との駆引上、人心を收攬するの必要ありたれば、時に基督教を保護せざるべからざるの事情を生じ、又時に之に壓迫を加ふるの必要をも感せざるを得ざりき。彼の基督教に對する態度は結局不得要領にして、倏忽變幻且に夕を測り難く、陰鬱たる天候の晴か雨か其前途逆睹すべからざるの狀景にてありき、是際に處する宣教師の動靜苦心慘憺たるものありき。

### 諸種の政教問題

家康の切支丹に對する態度は不得要領なりしかど、其初は之を窘迫するの意思な

く、却て宣教師を厚遇し、彼等の自由に放任して妄りに干渉せざりしかば、切支丹の布教は殆ど全国に行き渡り、以前よりも却て盛大となりぬ、然れども其間諸種の難問題頻出し、動もすれば政教の衝突を惹起せんとし、切支丹信徒の心を寒からしめたり、今爰に二三の例を擧れば、

其一は轉宗大名寺澤志摩守廣高の讒訴事件なり。關ヶ原戦後家康論功賞を行ふに當り、當時肥前唐津の城主にして長崎奉行たりし寺澤廣高は、其戦功の賞として、大村家の領地を併領せんとの野心を起し、其筋へ運動の結果殆ど其希望を達し、將に御朱印を受けんとするまでにはこびしに、突然沙汰止となり、代地として天草島を與へられたり。蓋し大村家の爲に、家康に説くものありしに因るならん。是より廣高深く大村家に對して含む所あり、其の餘沫は飛で切支丹に及べり、是時まで廣高は信者なり、大村氏も亦信者なり、中央政府へ對しては、互に相保庇すべき關係

ありしに拘はらず、利慾の爲に迷ひ、乍ち變信して基督教を放棄し、此際大村家を滅し、已れ代つて其領地を得んとの野心を抑ふる能はざりしと見え、一日閑を得て家康に訴へて曰く、大村有馬兩家は、大閤の禁教令發布以後も尙引續さて其領内に切支丹寺院を建設し、追放令を犯して宣教師等を隱匿し居れりと。家康之を聞き、余は葡萄牙人の便宜を謀り、宣教師の京都・大坂・長崎の三ヶ所に限り、住居することを許可せしも、其の他の地方に居住し、若くは寺院を建設するは慮外千萬なりとて、直に命じて大村有馬領内の切支丹寺を破壊せしむ。廣高之を聞き我事成れりと喜び、長崎奉行の職權を以て、宣教師ソリニチャーニを召し、家康の命を矯め、日本國中に散在する宣教師を悉く長崎へ召集して、後命を待つべしと嚴命す、九州地方の切支丹は、爲にその前途を悲觀して、大に動搖せり、有馬大村兩侯は、意外の變報に驚き、故舊の諸侯を通じて、家康に嘆願する所ありしが、其結果有馬大村兩家

は、先代より基督教を奉ずる者なりとの故を以て、先の命令に更へて、信教自由寺院建設の許可を得るに至り、是事件は終に廣高の失敗に終れり。

其二是豊臣秀頼の保傳に關する命令誤解事件なり。慶長八年（一六〇三年）二月家康上洛して將軍宣下の大命を拜受し、留つて伏見に在り、同年七月二十八日秀頼に娶すに孫女千姫を以てし大坂城に入興の式を擧げ、且つ秀頼の身に危害なからん爲め、其保傳に就き注意する所ありしかば、城中にては群臣を集め、豊臣家に對して二心を懐かば、天地神明の冥罰を蒙らざるべからずとて、秀頼に對し誓書を捧けしめたり、然るに大坂の地にも、神佛に誓ふべきの命を奉ぜざる基督教者多數ありとの言を聽き、秀頼の左右には、一人の信者をも待せしむべからずと注意する所ありしが、大坂の奉行等は、故意か、誤解か、この注意を以て、切支丹を禁ずるものと見なし、信者を壓迫し始めければ、大坂附近の切支丹信者は、爲に少なからぬ困苦

を蒙りぬ。然るに家康の眞意は、單に基督信者を以て秀頼近侍の臣となすべからずとの注意に止まり、別に他意なきこと判明せしかば、市中の動搖もやがて鎮定せしのみならず、大阪の奉行等も、家康が新年參賀の爲め登城せし宣教師を厚遇せしを目撃して、切支丹信徒壓迫の命令を廢棄して事治りぬ。

其三是外國貿易商の訴訟事件なり。葡萄牙商人と取引せし所の日本商人、家康に訴へて曰く、葡萄牙商人等は見本と相違したる粗惡の物品を賣り付けて不當の暴利を貪れりと。事固より貿易に關する訴訟にして、切支丹には何等の關係なきが如くなるも、外國商人の不徳を移して宣教師の不徳となし、切支丹を誣ゆるに、不正不義を教ゆるものとして、之を讒誣罵詈するは古今の通弊なり。されば宣教師等は、是訴訟の爲め、政府が基督教の前途に障礙となるべき命令を發する事なきかと疑懼の餘り、家康の意向を探知せんとして、ジャン、ロドリゲス師を以て、今回新に渡來

せし葡萄牙商人の總代となし、長崎市の總頭村山東庵を以て副使となし、進物を携へ、上京して、畏るゝ家康に伺候せしに、家康直に彼等を引見して厚く其好意を謝し、殊の外厚き待遇をなし、宣教師等の徳行を賞讃するの外、一言の訴訟事件に及ぶものなかりしかば、ロドリケ―師は案に相違し、大に安心して退出せり。然るに是訴訟事件は審議の結果、奉行寺澤廣高等が無根のことを以て、葡萄牙商人を誣ひ、併せて基督信者を苦しめ、因て以て、私利を謀らんとの策略なりしこと判明せしかば、家康直に寺澤の長崎奉行を免じ、ロドリケ―師の同伴し來りし、村山東庵を以て代官となし、他に四名の切支丹副官吏を任命して代官の補佐となしぬ、蓋し家康の爛眼、老練なる、切支丹官吏にあらずんば、葡萄牙商人と調和し、長崎を統治すること能はざるを看破せしが故ならん、かくて是事件も亦切支丹の勝利となりぬ。

### 九州地方に於る切支丹の迫害

家康の基督教に對する態度、此の如くなりしかば、關ヶ原戦後の基督教は一時小康を得て順調の進歩をなせしが、唯其間九州中國の一部に多少の迫害ありき、其最も殘忍なりしは小西行長の舊領宇土・八代地方なりとす。

其の頃宇土八代地方に散在せし信徒の數約拾萬人ありき。加藤清正是地を領するに至り、行長の舊臣にして切支丹を奉ずるの徒は、佛教大名たる加藤に臣事するを潔とせずして退去する者續々たりしが、黒田孝高の其間に入つて斡旋するあり、爲に留つて清正に仕へたるものも尠なからざりき。而して清正も亦不忠儀に其態度を一變し、行長の遺臣たる切支丹武士を重用して曰く從來余の切支丹に反對し來りしは、其保護者たりし行長に宿怨ありしが故なり、今や行長逝きぬ、爾後は務て好意



を以て宣教師を遇し、其領内に於る布教を自由にし、誓て之が保護者たるべしと、然れども、こは其本意に非ずして一時の權宜に出しものか、其後久しからずして其の約束を破り、切支丹武士に嚴命するに、直に轉宗して法華宗に歸依すべきを以てし、肯ぜざる者には、種々の壓迫を加へて之を苦めれば、切支丹武士の中にも確信なき者は、危害を怖れて、其嚴命に屈服し、少なくとも表面轉宗して佛教徒となりもの多かりしが、中には轉宗を肯ぜず、信教自由の權利を主張して、他領に赴きしものも尠なからざりき。有名なる内藤如安父子の如きも一時清正に臣事せしも、是時退出して加賀に赴き前田利家に寄れり、而して留つて信仰を固守し敢て轉宗せざる者に對しては、更に猛烈なる壓迫を加へて佛教に歸依せんことを促し、嘗に彼等の財産住宅を沒收するのみならず、國境關門を鎖して、他領へ遁走するを防ぎ、あまつさへ他人の彼等に衣食を供給するを禁じ、轉宗か、餓死か、二者の中其一を選

ばざるべからざるの窮境に陥れしかば、昨日までは相當の地位を有し四民の上に位し暖に衣、飽まで食ひし切支丹武士も、今日は住むに家なく、食ふに食なき流浪人となり、老いたる母や、病める妻、さては頑是なき小兒を携へて、山林原野に徬徨し、或は樹枝をかき集めて小屋掛をなし、僅に雨露を凌ぎしも、食物次第に減じ、饑餓身に迫るも、毫も其志操を變せず、基督の爲には、武士にとりて忍ぶべからざる耻辱をも甘んじて以て、死を待つの外なかりき。匿れたる切支丹は勿論、佛教徒さへも是慘狀を目撃して、同情の涙を注がざるものなく、勢に相謀つて、之を扶助し、長崎地方に在りし宣教師及び信徒等は、大工、左官、さては土工に、變装して此地方に入り込み、彼等を慰撫獎勵し、之が援助に勤めたりき。この時殺されしもの數十名、就中南五郎左衛門、竹田五兵衛の兩人は相當の身分ある武士なりしが、其妻子と偕に信教の犠牲となり、最初の殉教者たりき。而して是等の迫害は、嘗に信

念確乎たる切支丹を畏服せしめざるのみならず、一旦轉宗を誓ひし背教者も、今更其身の不甲斐なきを後悔して、切支丹宗に立ち戻り、更に信仰を告白して官廳の處決を待ち、又殉教者の志操堅固にして死に臨むも泰然自若として、其態度を亂さざるの勇氣に感奮し、新に信教の志を起せしもの少なからず、檢視役某の如きも、その一人なりしと云ふ、實に殉教者の血こそ、教會の種子ぞかし。

切支丹征伐は、獨肥後地方のみに止まらず、平戸の松浦氏は、秀吉の禁教令發布以來種々の名目の下にしばしば教徒を苦めければ、其大半は去りて他領に赴き、一族籠手田兵部大輔の子孫の如きも、遁れて細川家に身を寄せ、大村純忠の女にして松浦久信の夫人たりしメンシャも、辛に苦楚を嘗めたりと云ふ。其他寺澤家の新領地天草、毛利家の領地山口にも、多少の迫害あり、有名なる切支丹阿曾召豊前守の殺されしも是時なりき。

### 耶蘇組派の現状及び信徒の數、貴族信者

其頃基督教（耶蘇組派）の最も盛なりしは長崎及び天草地方にして、有馬大村之に次ぎ、九州は勿論中國、近畿、東海、北陸の各地にも、少なからぬ信徒を有したりき。日本駐在の監督セルケラの報告によれば、一六〇三年、即ち慶長八年の初、日本にありし耶蘇組の司祭及び脩道士の數百二十六人、ドウギコと呼ばれし神學生貳百八拾四人、カムボスと稱し、頭髮を剃り落し、僧形となり、常に寺院内に住居して秩序を維持し、患者を訪問し、臨死の小兒に洗禮を授け、信徒の事故を司祭に報告する等の靈的雜務に執掌し、宣教師等の在らざる時は、代つて兒童に教義問答を教授し、日曜若くは祭日には、宗教書を讀むの役目を勤むる所の補助者百七拾人總計五百七拾餘の教役者を有し、之に教會寺院の雜用を勤むる用人を加ふれば、

耶蘇組團體より扶持する人員九百有餘名の多數に登りぬ。又修學院及び神學校は有馬及び長崎に各壹個、有馬にある者最も大なり。基督教會寺院の數百八拾有餘、宣教師館廿一ヶ所あり、信徒の總數は、關ヶ原役以前は三拾萬人餘なりしが、切支丹大名の移封、背教者の續出、信徒の散亂により、減じて貳拾萬人となれりと、蓋し是數年間新に洗禮を受しもの數千人ありしも、熊本・天草を始め、其他の地方に起りし、迫害の爲め殺戮せられしものあり、或は轉宗し、若くは行衛不明となりしもの頻出せしが故なり、されど實際日本全國に散在せし信徒の總數は貳拾四五萬人以上ありしが如し、バジエ氏が其教會歴史に於て、當時の信徒數を約百萬人と見積りしは誇大の嫌なきに非ず。又切支丹信徒の團體存在する各藩の領地には、宣教師館本部あり、町村に寺院あり、住宅あり、本部に館長ありて、毎年一回町村の寺院を巡回視察するのみならず、隔月本部に司祭會議を開き、牧會布教の事を協議したり

と。

耶蘇組僧團は數多の司祭、脩道士、仕用人の爲に物資を供給するの外衆多の貧民を救助し、又信教の爲に職祿を剝奪せられ貨財を沒收せられたる武士、又は追放せられたる數多の信徒を扶助し來りたれば、資金大に缺乏し、只管葡萄牙本國より來航する船舶の到着を期待し居りしに、不幸にして、その船舶は航海の途上、媽港にて阿闍陀船の爲に掠奪する所となりて一物をも残さず、又支那より葡萄牙へ貴重の商品を滿載して、出帆せし船舶も、亦新嘉坡の外洋にて、蘭船の爲に捕獲する所となりぬ、是れ慶長九年のことにして、葡萄牙人の損失百有餘萬金なりしと云ふ。是の凶報の日本へ達するや、宣教師等は日用の食品衣服等些細の事に至るまで省減したれど、尙ほ資金の乏きを感じ、爲に學校を閉鎖し、事業を縮少せざるべからざるの究境に迫りしが、有馬侯の寄附により、僅に一時を凌ぐことを得たり。家康之を聞

き、其究状を憫み、三百六拾兩の金貨を施與し、又別に金五千兩を貸與して一時之を扶助したりしとぞ。

既に叙述したる九州の一部、則ち肥前肥後の小部分を除く外、日本全國の基督教會は頗る安靜にして教勢次第に發展振起せんとするの景況にてありき。殊に京都・伏見・大阪の三都は、當時最も繁榮の地にして人口多く、布教するに最も便宜の地なり。而して是等の都會に往來する貴公子等は、宣教師の住宅并に歐州より齎し來りし天文器等珍奇の物品を一覽せんとして、宣教師を訪問するもの多く、此等の機會を利用して基督教を傳へしに、其の効果著しく、壹ヶ年の收獲京都に參百拾八人、伏見に貳百五人、大阪に貳百六拾人、計七百八拾三人ありき。これ慶長十年頃の事なるが、爾來歳々洗禮を受くる者數千人、慶長十一年の統計によれば、壹ヶ年の受洗者、小兒以外八千人の多數に達し、其後も毎年數千人の新信者を得たり、此際切支

丹信者となりし貴族數名なり、稻葉正成の子、十兵衛正貞(正次の兄)は、美濃青野の領主たりしが、其夫人及び眷族五拾名餘と偕に洗禮を受けたり、是有名なる徳川家光の保姆春日局の義子に當る人なり。美濃大垣の城主石川康通も亦領洗せり、惜哉彼は翌年死去したれば其家庭に基督教的感化を深く印象すること能はざりしも、其未亡人は京都に住して、基督教的慈善事業に務めしと云ふ。其他徳川旗下の士、小笠原權之丞、原主水等の切支丹に入らしも、其頃のことなりき。

貴夫人の信者となりしものも數人あり、關ヶ原の敗將浮田秀家の未亡人前田氏は、秀家の八犬島へ流されしより、京都に在て、故大閤の夫人北政所に事へ、其兄利長より豊なる供給を受て、しばし宣教師を扶助したりしが慶長十二年洗禮を受し後、其兄利長の領地加州金澤に退隱せり。利長彼女の爲に、寺院を建設して之を慰籍し、又其夫人及び女子に信教をすゝめ、利長自身も高山右近によりて殆ど教化せら

れしも、未だ洗禮を受ざりき。内藤如安の妹ジュリヤは、數年前に信者となれり。浮田夫人の回心は内藤ジュリヤの勸諭によれりと云ふ。彼女は二十二歳にして其夫に別れ、世を棄て、尼となり、其兄如安が、彼女の爲に建立せし尼寺に在りて、佛に事ふること二十年、切支丹となるに及び、其熱心と才智とは、京都市民の崇敬を博し、北の政所もしばしばジュリヤを召して諮詢する所ありしと云ふ。彼女は又處女・未亡人より成立の熱心なる信仰團體を組織せしが、是等の女子は多少公候貴人に關係ありたれば、容易に名家に出入するを得、布教上の便宜を得しこと尠からざりしとぞ。

### 家康宣教師を引見す

慶長十一年小笠原一庵長崎奉行となる。耶蘇組の監督ルイ、ド、セルケラ將軍家

康に謁見せんと欲し、其意を一庵に通ず、一庵之を善とし、家康に告ぐるに監督を引見するの日葡兩國の通商貿易に利益大なるを以てす、家康之を許諾す、爰に於て監督セルケラは直に旅装を整へ長崎を出帆し、大阪を経て、伏見に至り、家康に謁見す、家康厚く之を遇し、遠路來訪の勞を謝し款待至らざる所なかりき。從來宣教師の家康に謁見せしもの尠なからず、宣教師ロドリゲスの如きは將軍の通譯官として優待せられ布教上便宜を得ること多く、殊に京阪の間に居住せし宣教師等は毎歲新年參賀の爲め登城するを常習とし來りたれば敢て珍らしき事にはあらざりしも、耶蘇組を代表する所の監督の謁見は今回を以て始とす。是時家康は待臣をして支部長も來謁あらば満足に思ふ旨傳へられしに由り、支部長も亦本多正純により入觀の許可を得たり。斯て支部長バジエは、一六〇七年（慶長十二年）五月五日長崎を發し大阪・伏見・京都を経て途中信徒の盛なる送迎を受け、駿府に至り、家康に謁見し、進

て江戸に至り、新將軍秀忠に謁見せり。當時の執政大久保相模守忠隣・本多佐渡守正信の二人は殊に切支丹の徒に好意を有する人なりければ、宣教師の爲に盡す所あり、因て支部長バジエは本多正信に請ふて信教自田の恩典にあづからんことを嘆願せしに、正信快よく之を諾し、時機を見て師父等の希望を達せしむべければ、安心して後命を待つべしと告ぐ、バジエ大に喜で其の厚意を謝し暇を告げて長崎へ歸りぬ、而して同行者の一人ロドリゲスは家康の内命により、駿府より海路伊豆に赴きて銀山を拜見し、日本人の宣教師某は新將軍秀忠の命により江戸に留まり長崎にて製造せし自鳴鐘の監守人となり、外國宣教師の一人は上野の國へ赴き信徒を訪問せり。

### 切支丹にかゝる難問題

此の如く家康は耶蘇組の監督等を原遇し切支丹の徒に好感情を興へたれど尙未だ公然前政府豊臣氏の出したる切支丹禁制を廢棄せず、又諸侯士大夫の改宗を喜ばざりしものゝ如くなれば、時に種々の難問題を惹起し基督教徒を苦惱せしめたり。其頃京都に在し貴夫人等の薨去につき端なくも佛基の間に葬儀問題を惹起しぬ。亡夫人は固より熱心なる信者なりしが、その良人某は佛教徒なりしを以て佛式によりて葬儀を行はんとす、然るに其姑某も亦篤信の切支丹なりしを以て切に請ふて遺骸を切支丹教會堂に送り基督教式を以て埋葬し訖りぬ。爰に於て佛僧等大に怒り狀を具して幕府に訴ふる所あり、家康之を聞きて心動く、幸に本多上野介の基督教會の爲に斡旋し家康に辨疏する所あり因て僅に事なきを得たり、然るに是より更に重大なる事件大坂に起れり。其次第は左の如し。

豊臣秀頼の母公淀君の侍女禁を犯して切支丹に歸依せしものあり（大阪の殿中に奉公する者には切支丹

信者を禁せしが如し）佛教徒之を探知し淀君に訴へて曰く彼の侍女は其主人を蔑みし、神佛を軽ずるものなれば其罪を糾さざるべからずと、淀君怒り家康に訴へて之が裁決を請ひしかば家康直に大坂奉行に令して左の意味の告示を公布し、街頭に掲げしめたり。曰く先般公布に及べる禁制に背き切支丹宗を奉ずる者往々これある由上聞に達し將軍深く其違令を惡ませられ今般改めて有司に命じ篤と禁制の旨趣を遵奉せしむ今後此新宗門に歸依すべからざるは勿論のこと既に奉教せしものも速に棄却すべき事國家の爲め肝要なり、此旨布達に及ぶものなりと。慶長十一年三月。是布告は基督教徒間に一大恐慌を惹起せしが家康の眞意は禁令を勵行せんとはあらで單に淀君を慰藉し彼女の意見を尊重するの意を表明せんが爲めなりしこと判明せしかば稍安堵の思をなしぬ、果して是告示は格別の影響を生ぜずして空文となり終りしは僥倖なりき。其後耶蘇組の支部長バジエが江戸よりの歸路大坂に立寄り秀頼に謁見して

敬意を表せしを以て大に淀君の心を緩和し爾來彼女も切支丹に好意を表し、しばしば寄捨する所ありしと云ふ。

## ラ、マドラ、デデオス號燒打事件

其頃日本の通商せし歐洲の國々は葡・西・蘭の三ヶ國なりしが貿易の盛なるにつれ諸種の國際的關係より諸種の困難なる問題を惹起せり、就中日葡間に起りしラ、マドラ、デデオス號燒打事件の如きは最も大なる影響を基督教に及ぼせしものなり。是より先き慶長十一年九月十日（一六〇六年十月十一日）有馬修理大夫晴信所有の貿易船印度東埔塞<sup>カンボジャ</sup>に至り家康より提供の高價の贈物を齎し且つ五千ゴールドデインの金を以て奇楠香と交易し歸途風難を避けて媽港に定泊せしに、此處に避難せし日本船數艘ありしが船中一部の水夫等無聊の餘り突然葡萄牙人と争鬪を惹起し、双方の死傷少なからず日本人所有の船中<sup>中</sup>にありし高價の貨物も亦皆荷人の爲めに掠奪せ

られたり。然るに媽港の大守アンドレア、ペソア Andrea Pessoa の裁決宜きしを得ず、罪を日本人一方にのみ歸し、葡人の兇漢を懲罰せざるのみならず、兵力を以て日本の水夫を塵殺せんとせしが媽港の監督の仲裁により日本人より詫状を取つて之れを解放せり、其の後慶長十三年の冬（一六〇九年一月）ペソアはラ、マドラ、デデオス號の甲比丹として長崎へ來りしかば、先きに水先案内として有馬氏の船中にありしアダムスは先年ペソアが媽港にて不當の裁判を爲せしことを知り、之を家康に告發せしかば、幕府葡人に命ずるに、ペソアの引渡を以てす、葡人拒んで容れず、談判數回に及んで決せず、其關係頗る緊張したりしが、折から其時日本に在りし西班牙人ロドリゴなる者（比律賓の前總督にして墨西哥へ歸るの途中難船して日本へ上陸せし人なり）日葡貿易の盛なるを嫉み、頻りに葡人を讒訴せしかば、家康遂に意を決し有馬晴信に命じ葡萄牙船を攻撃しその貨物を破壊せしむ。ペソア之を聞き急に解纜して長崎港を出て一大巨砲を連

發して追船數艘を打沈めしが、偶々逆風にて進むあたはず、有馬氏の水軍其數一千人大小の兵船數十隻を浮べて追ひ來り、砲彈の間を潜りて葡船に迫りしかば、ペソア其敵し難きを見、今はこれまでなりと覺悟し、火を火藥庫に投じ、自ら爆發沈没したり。乗込人一同或は燒死し、若くは溺死し、偶々水に浮ぶ者ありしも、皆殺されて全滅せり。是船の損失約五百萬銀にして、教會の用度の船中に在りしものも皆沈没しなりければ、宣教師は非常の窮乏に陥り、學校を解散して費用を減じ 信徒の施與を受けて僅に衣食の資に供せりと。西教史の記する所によれば曩に將軍は葡萄牙人の過半乗船せりと聞き、有馬侯の追撃も晝餅に屬せんことを恐れ、別紙を發して長崎及び其他の地方に居る葡萄牙人を斬り、宣教師等は國外へ放逐すべしと命ぜらる、因て長崎奉行（長谷川左兵衛）は既に其事を施行せんとするに當り、適々有馬侯凱旋せしに由り、市民は是勢に乗じて盡く殘餘の葡萄牙人を殺さんと欲す。然る



に有馬侯は奉教人なれば、爲に周旋して猶ほ再度の命の下るまで諸師の此地に留まるを許せりと。爰に記憶すべきは基督教大名たる有馬晴信が家康の命を奉じて葡船を攻撃せしことなり、事件の發端は晴信の所有船の掠奪せられしにあれば、自ら進で葡船攻撃の任に當るは當然なれど、日本の傳説に云ふが如く、若し日本の信徒と葡萄牙政府との間に何事か秘密の約束ありしならば、斯る事件は起らざりしなるべし、之を見ても切支丹大名と葡萄牙人との間に何等の聯絡あらざりしやなり、又晴信が宣教師を保護せしは信徒としての關係にして、政治上何等の密謀あらざりしを知るべし。晴信は能く政教の區別を辨へ居りし者と云ふべき乎。是焼打事件の報、媽港に達するや、葡萄牙商人の中に非常の恐慌を惹起し、協議の結果、直に使者を派し禮物を贈り、三年前有馬氏の船員を殺したる罪を謝して貿易を繼續せんことを乞ひ、併せてラ、マドラ、デデオス號の賠償を求めしめたり、然るに家康は其進物を

收め且つ其請求の一部を容れて日本人の媽港へ寄船するを禁じたれど、貿易再興の嘆願には確答を與へざりき、蓋し當時は諸外國との貿易の途開けたれば葡萄牙と絶つも別に痛痒を感ぜざりしが故なり。既に阿蘭陀人は年々貿易船を送ることを約し又馬尼刺墨西哥との交通も頻繁となりたればなり。其後葡國の印度臥亞の總督府は艦隊司令副長ドン、ヌニコ、ソトメイヨル Don. Nunico Botomayor を使節として日本へ贈り貿易の再開を乞はしめたり。日本にては此使者の姓名をどんぬらぎよてそとまらんと云ひ漢字を以て東魯訥と云ふ是葡使が駿府に於て家康に謁見せしは慶長十六年の七月にして次章に詳述する墨使ヱイスカイノウに後るゝこと二ヶ月蘭使スベツタスの謁見に先つこと數月なりき、(墨使の謁見は五月蘭使の謁見は七月下旬なり) 葡使の使命は大略左の數ヶ條なりしが如し、(一) 媽港の日葡兩國の衝突に關する辨明。(二) デデオス號焼打事件に關する質問。(三) 長崎奉行長谷川左兵衛及び代官村山東庵二人の賂金を

食ることに就ての嘆願（四）日荷貿易を再開し毎年墨船を長崎へ航海せしむることの許可を乞ふこと。（五）葡國官吏一二名を駿府に駐在せしむる事等なりき、家康第一第二の件に關しては本多上野介正純及び後藤少二郎光次をして辯解せしめ、第三第四第五のケ條は悉く之を容れ、再び朱印を與へて葡船の來航を許可せり、其詳なるは外蕃通書第廿四冊に誌しある本多、後藤の臥亞の司令長官及び媽港の諸老に與ふる書を見て知るべし。斯くて日葡の和親通商は再開されしも爾後西蘭三國の關係上種々の事件を惹起し、終に禁教令の發布を見るに至りしと遺憾なれ。次章に於て比律賓及び西班牙との交通事情を叙述して其顛末を明にすべし。

有馬古老物語といふ書にアオス號事件を誌して左の如く云へり慶長十三年十二月長崎若津の黒船を宮城主有馬修理大夫殿討取被成候事有之候、其故者當所より大船を造り廣瀬與兵衛と云者を船頭として唐國へ差渡候、中路にて此船を彼黒船へ悉く討取ぬ、則與兵衛船の諸道具具有之候をたしかに見極め、御上意を承り

有馬殿唯一手にて、その頃上方より來る原たてといふ船を二艘一つに組合、高勢樓を組上げ長崎にて討とらんと被成候へ者、はや彼外道等聞付、北風に任せ馳り出るを、有馬殿御覽じ、此度彼を討洩候は、外聞不レ可レ然之間、長崎にて外道共立の寺を一つも不レ殘燒拂はむとの給ふ處に、長崎より下へ五里程行て西風強ければ、既に追付福田の沖かみの島と云ふ所にて乗取、一々に打殺し、南蠻人ば一人も不殘、只其内黒ぼららす計殘置、其後彼國の黒船又來るに乘戻し被成候云々。

慶長十七年ソトメーヨルの本多上總介へ贈りし禮狀左の如し、

去年罷渡候處、様々御懇御馳走、誠に忝存候、誠に日本之大成義、又江戸の御手席儀、中々驚目候右之様子五和へ罷歸委各へ可申開候、又貴様於日本御出頭殊異國江之御馳走被成儀可申様も無御座候、駿河に罷在內、日日御使者様々御音信被下忝存候於江戸も本多佐渡守殿、御懇被成下忝存候、皆々五和にて可二申開候、乍去將軍様江五和より指上申候書狀を佐渡守殿ふところに被爲入、將軍之御目に御かけなく候事、是少御恨存候、是は佐渡守殿へは不二申入一貴様へ申入候、乍去御懇之儀忝存候、何にても五和へ之御用御座候は可被二仰付一候、江戸へも爲御禮かびたん進上候。（委各とは何かの誤ならん）

五和にて二番の軍大將 (五和は臥亞なり)

どんぬらぎよてそとまうぬ、(東適我)

## 第二章 徳川家康の比律賓交通

附フランシスカン派及び諸派の來朝布教

### 家康使節を比律賓へ送る

安土桃山時代の外國貿易は専ら支那葡萄牙の兩國に限られしが、家康の海外貿易を獎勵せし結果西班牙比律賓の交通となり、尋て阿蘭陀英吉斯的の通商となり、是より國際的關係紛糾を極め、貿易の競争、宗派の軋轢、その間に狭り、一波動きて萬波生じ、幾重幾多の渦を卷きて、種々の波瀾を惹起し、遂に一般基督教に害を及ぼすの端緒となりぬ。其顛末を叙するに當り、先づ比律賓との交通を記さん。

爰にフランシスカン派の宣教師にゼローム(或はグロニモウジヤ)Jerome de Jesus,

Geronim と云ふ者あり、曩に慶長元年秀吉フランシスカン派の伴天連を磔刑に處せし時、脱走して比律賓へ歸り、間もなく支那船ジャンクに乗つて長崎へ着し各地を潜行して紀伊に至りしが、此處にて捕へられ、伏見に送られ、家康の面前に引き出されし時、詳に其經歷を陳べて愁訴する所あり、家康其罪を赦して之を慰撫し問ふに海外の事情を以てし、且つ比律賓との交通を開始せんとの内意を洩せしかば、ゼローム大に之を賛し家康の爲に比律賓大守に申請すべしと告ぐ、家康大に喜びゼロームをして西班牙語を以て比律賓大守へ贈る書翰を綴らしめ(一)日本西班牙兩國の貿易を盛大ならしめんが爲め西班牙商船の關東の港津に來るを許すべき事、(二)日本と新西班牙即ち墨西哥との間に貿易を開く爲に日本に於て南蠻式の大船を造るの必要あり、因て比律賓大守は造船技師を日本へ送るべき事。(三)貿易の用に供する爲に日本は金銀の採掘を盛にするを要す、由て比律賓大守は採鑛冶金技師を日本

へ送るべき事、(四)切支丹宗門と強も其伴天連等が傳道する所にして日本の國法に背かざる限りは、日本に於て敢て之を、差止めざるべき事等を通じたり。然るに是書翰は國家多事の爲に妨げられて直に發送するに至らず關ヶ原役の前後(或は慶長六年の頃と云ふ説あり)、家康堺の紳士某に托し贈物を添へ比律賓大守の許へ送達したり。時に大守は本國西班牙の爲めに暹羅にて東埔塞と交戦中なりしを以て單に家康の好意を謝し、厚く使者を犒ひ返禮として贈物を送り、家康熙介の仲は戦争鎮定後詳に回答すべきを以てしたり。然るに其後絶えて比律賓より通信なきを以て、更にゼロームを使者として比律賓へ遣はし大守に見えて家康の使命を通ぜしめたりと云ふ其時日詳ならねど多分慶長六年十月頃なりしならん。(是時の使者も前の使者と同様に説なりゼロームは副使とし遣はしたるには非ざるか)其時家康より比律賓大守へ送りし書は載せて外蕃通書第廿一冊に在り左の如し。

日本國源家康回<sub>ル</sub>章<sub>ル</sub>呂<sub>ル</sub>宗<sub>ル</sub>國<sub>ル</sub>間<sub>ル</sub>巴<sub>ル</sub>難<sub>ル</sub>至<sub>ル</sub>昔<sub>ル</sub>高<sub>ル</sub>提<sub>ル</sub>腰<sub>ル</sub>足<sub>ル</sub>下<sub>ル</sub>舊<sub>ル</sub>年<sub>ル</sub>於<sub>ル</sub>貴<sub>ル</sub>國<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>海<sub>ル</sub>邊<sub>ル</sub>大明<sub>ル</sub>、弊<sub>ル</sub>邦<sub>ル</sub>、  
 惡<sub>ル</sub>徒<sub>ル</sub>作<sub>ル</sub>賊<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>輩<sub>ル</sub>可<sub>ル</sub>刑<sub>ル</sub>者<sub>ル</sub>刑<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>明<sub>ル</sub>人<sub>ル</sub>者<sub>ル</sub>異<sub>ル</sub>域<sub>ル</sub>民<sub>ル</sub>也<sub>ル</sub>、不<sub>ル</sub>及<sub>ル</sub>刑<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>令<sub>ル</sub>歸<sub>ル</sub>于<sub>ル</sub>本<sub>ル</sub>國<sub>ル</sub>、定<sub>ル</sub>知<sub>ル</sub>於<sub>ル</sub>、  
 大明<sub>ル</sub>被<sub>ル</sub>誅<sub>ル</sub>罰<sub>ル</sub>、如<sub>ル</sub>本<sub>ル</sub>邦<sub>ル</sub>者<sub>ル</sub>、去<sub>ル</sub>歲<sub>ル</sub>凶<sub>ル</sub>徒<sub>ル</sub>雖<sub>ル</sub>作<sub>ル</sub>反<sub>ル</sub>逆<sub>ル</sub>、一<sub>ル</sub>月<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>間<sub>ル</sub>無<sub>ル</sub>遺<sub>ル</sub>餘<sub>ル</sub>誅<sub>ル</sub>戮<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>故<sub>ル</sub>海<sub>ル</sub>陸<sub>ル</sub>  
 安<sub>ル</sub>靜<sub>ル</sub>、國<sub>ル</sub>家<sub>ル</sub>康<sub>ル</sub>寧<sub>ル</sub>、自<sub>ル</sub>本<sub>ル</sub>朝<sub>ル</sub>所<sub>ル</sub>發<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>商<sub>ル</sub>船<sub>ル</sub>、不<sub>ル</sub>可<sub>ル</sub>用<sub>ル</sub>多<sub>ル</sub>者<sub>ル</sub>、可<sub>ル</sub>隨<sub>ル</sub>來<sub>ル</sub>意<sub>ル</sub>他<sub>ル</sub>日<sub>ル</sub>本<sub>ル</sub>邦<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>  
 船<sub>ル</sub>到<sub>ル</sub>其<sub>ル</sub>地<sub>ル</sub>、則<sub>ル</sub>以<sub>ル</sub>此<sub>ル</sub>書<sub>ル</sub>所<sub>ル</sub>押<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>印<sub>ル</sub>可<sub>ル</sub>表<sub>ル</sub>信<sub>ル</sub>、印<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>外<sub>ル</sub>者<sub>ル</sub>不<sub>ル</sub>可<sub>ル</sub>許<sub>ル</sub>焉<sub>ル</sub>、弊<sub>ル</sub>邦<sub>ル</sub>與<sub>ル</sub>濃<sub>ル</sub>毘<sub>ル</sub>數<sub>ル</sub>  
 般<sub>ル</sub>欲<sub>ル</sub>脩<sub>ル</sub>隣<sub>ル</sub>好<sub>ル</sub>、非<sub>ル</sub>貴<sub>ル</sub>國<sub>ル</sub>年<sub>ル</sub>々<sub>ル</sub>往<sub>ル</sub>來<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>人<sub>ル</sub>、則<sub>ル</sub>海<sub>ル</sub>路<sub>ル</sub>難<sub>ル</sub>通<sub>ル</sub>、可<sub>ル</sub>希<sub>ル</sub>求<sub>ル</sub>者<sub>ル</sub>依<sub>ル</sub>足<sub>ル</sub>下<sub>ル</sub>指<sub>ル</sub>示<sub>ル</sub>、舟<sub>ル</sub>子<sub>ル</sub>  
 船<sub>ル</sub>子<sub>ル</sub>時<sub>ル</sub>々<sub>ル</sub>令<sub>ル</sub>往<sub>ル</sub>返<sub>ル</sub>、貴<sub>ル</sub>邦<sub>ル</sub>土<sub>ル</sub>宜<sub>ル</sub>納<sub>ル</sub>受<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>、遠<sub>ル</sub>方<sub>ル</sub>之<sub>ル</sub>信<sub>ル</sub>、厚<sub>ル</sub>意<sub>ル</sub>難<sub>ル</sub>謝<sub>ル</sub>、孟<sub>ル</sub>冬<sub>ル</sub>漸<sub>ル</sub>寒<sub>ル</sub>、順<sub>ル</sub>序<sub>ル</sub>保<sub>ル</sub>蓄<sub>ル</sub>、  
 慶<sub>ル</sub>長<sub>ル</sub>六<sub>ル</sub>年<sub>ル</sub>辛<sub>ル</sub>丑<sub>ル</sub>冬<sub>ル</sub>十<sub>ル</sub>月<sub>ル</sub> 日

爰に少しく説明を加へざるべからず。思ふに是書は先に日本より遣せし使者に托し  
 て送りし比律賓大守の書に對する答書ならん。(家康の要求四ヶ條に對しては何等の返信もなかりき)書中舊年貴國  
 の海邊に於て大明弊邦の惡徒云々とあるは日本支那の海賊がしばしば比律賓に寇せ

し事に關する大守の抗議に對する言なり是より先き元龜元年の頃(一五七三年)支  
 那人李馬奔なる者比律賓を奪ひて之に據らんとし馬尼刺へ往來せし蓬船の船頭を水  
 先とし海陸兵勇四千人女子千五百人を引率して比律賓を侵す其中に日本人庄公なる  
 者あり、一隊に將として李馬奔を助け選兵千五百を以て馬尼刺に上陸し、火を市街  
 に放ちて之を攻め、李馬奔は海上より之を砲撃せしが、西班牙人はサルセドの指揮  
 の下に善く防戦し、庄公は敗死し李馬奔は逃れ去れり、其率ゐし所の支那人の一部  
 分は山地に隠れたるが是則ち今日のイゴロテ支那人の祖先なりと云ふ、大守は又日  
 本の半商半賊たる八幡船の來航を恐れ船數に制限を加へんことを請求せしと見え、  
 家康は本邦之船其地に到るは此書押す所の印を以て信を表すべしと云ひ、朱印船の  
 外渡航を許さざるを誓ひて、大守の意を安んぜしなり。又書中濃毘數般とあるは新  
 西班牙則ち墨西哥の事にして家康は比律賓より墨西哥へ往來する西班牙船によりて

日本、墨西哥間の交通を開始するを希望せしなり

### 新任比律賓大守アクナーと家康との交通

其頃比律賓大守の更迭あり、一六〇二年（慶長七年）ドン、ペドロ、ブラッオ、ド、アクナー Don Pedro Bravo de Acuna 新任大守として馬尼刺へ着任せり。アクナーは家康の書を得て之が回答をなすに當り、大體に於て家康の請求は大守に於ても尤も冀望する所なるも、造船技師の事は西班牙皇帝に奏聞して裁可を得るにあらざれば、確答なし對しと答へ。且曰く通商は可なるも、日本海賊の多く來るは憂ふべしと。是時大守の使者として來朝せし者はフランシスカン派の宣教師にして同行者八名都合九名の宣教師なりき家康は其懇望せし造船技師を得る能はずして、却て其期待せざりし數名の切支丹教師の來朝せしは、是恰も麴麩を求めて瓦石を得しが如き

心地せしならんも、彼等は救の船を操りて天國と交通を開始する靈的技師なるを知らざりき。然れども家康の貿易に熱心なる比律賓と交通をなすには其好ましからざる宣教師の來朝をも許諾せざるべからざるを覺悟し、更に返翰を贈り、比律賓の西班牙人にして若し我國の商船を墨西哥に導かば、我國また之に報ゆるに關東の一港を開き、比墨間を往來する商船の避難所たらしむべし、果して然らば是彼我相互の利益にあらずやとの意を告げ、海賊船の取締を嚴重になす旨を通じたり。其書翰左の如し。

日本國源家康、回<sub>レ</sub>翰<sub>ス</sub>呂宗國大守麾下、遠人得<sub>レ</sub>來而傳<sub>ニ</sub>足下音書、説<sub>ニ</sub>貴國政化、况又<sub>ニ</sub>投<sub>ニ</sub>贈<sub>ス</sub>五般方物、雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>對<sub>ニ</sub>容顏<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>聽<sub>ニ</sub>辭語<sub>ニ</sub>交情作<sub>ニ</sub>四海一家思<sub>ニ</sub>者、不<sub>レ</sub>勝<sub>ニ</sub>感荷<sub>ニ</sub>本朝興<sub>ニ</sub>濃毘數般、欲<sub>レ</sub>作<sub>ニ</sub>商船往來<sub>ニ</sub>者、不<sub>レ</sub>必<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>本邦<sub>ニ</sub>貴邦之人曾<sub>レ</sub>曰<sub>ニ</sub>弊邦東關有<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>止宿<sub>ニ</sub>則呂宗之舟、可<sub>レ</sub>逃<sub>ニ</sub>風難<sub>ニ</sub>自<sub>ニ</sub>關東<sub>ニ</sub>出<sub>レ</sub>舟者、兩國の嘉慶也、云々、故自<sub>ニ</sub>貴國<sub>ニ</sub>

告<sub>ニ</sub>彼國者一期<sub>ニ</sub>望<sub>ス</sub>之、蓋可<sub>レ</sub>應<sub>テ</sub>貴邦所<sub>ニ</sub>欲自<sub>ニ</sub>本邦<sub>一</sub>出<sub>ニ</sub>八幡舟<sub>一</sub>輩悉<sub>テ</sub>誅殺<sub>ス</sub>焉、域中到<sub>ニ</sub>遠島遐陬<sub>一</sub>彌加<sub>ニ</sub>制止<sub>一</sub>之嚴命、若又<sub>シテ</sub>到<sub>ニ</sub>其地<sub>一</sub>而作<sub>ニ</sub>暴逆<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>殺戮<sub>一</sub>、莫<sub>レ</sub>怪、本朝商人雖<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>寡人押印<sub>一</sub>之書、不<sub>レ</sub>用<sub>ニ</sub>國政<sub>一</sub>致<sub>ニ</sub>非理<sub>一</sub>者、記<sub>ニ</sub>其名字<sub>一</sub>而可<sub>レ</sub>告<sub>ニ</sub>報<sub>一</sub>之、異日不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>其舟渡海<sub>一</sub>也、雖<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>微物<sub>一</sub>、贈<sub>ニ</sub>本邦兵器<sub>一</sub>以表<sub>ニ</sub>寸忱<sub>一</sub>、餘事付<sub>ニ</sub>與使者<sub>一</sub>口碑<sub>一</sub>、不備、

慶長第八龍集壬寅八月 日

### エスピリットサント號事件

然るに此年エスピリット、サント號 *Espirit Santo* 事件起りぬ。エスピリット、サント號とは一六〇二年（慶長七年）七月二十六日カツイテを發し墨西哥に向ひし西班牙船なるが航海の途中暴風雨に遭ひ船體に大破損を生じければ之が修繕の爲め針路を

轉じ九月廿七日土佐の國の港へ着船し使者を派し贈物を呈して以て家康に請ふ所ありき。然るに土佐侯山内氏は如何に思ひけん、此船に對し頗る警戒を嚴にし、港口に木材を投じて船の出港を防止し、之を抑留せんとせしかば、西班牙人は其不當を責めて之に敵抗し、奮闘して港口を出て、十一月十八日を以て馬尼刺へ歸港せり。因て山内氏は曩に人質として收めし西班牙人四拾名を家康の許へ送り、且黒船の出帆を報ぜしかば、平和主義の家康は直に之を解放して馬尼刺へ送還し、且一書を裁して大守に贈り、之が辯解をなして曰く是先年秀吉時代に漂泊せしサン、フェリプ號事件より起りし誤解にして、寡人國柄を執り貴國と隣交を修め遠盟を結びたる以上、妄りに外國船の貨物資財を沒收することをせず、今より以往此の如き誤解なからん爲め、國中へ嚴命を下したれば、途中暴風に逢ふ時は安心して來航すべし、聞く所によれば比律賓より墨西哥へ通ふ所の船舶八隻ありと、因て朱印八枚を贈り

たれば、此印紙を持して入港せば、日本國中何れの處へ至るも安全なりと。其日附は慶長七稔秋九月にして、原文は載せて外蕃通書にあり。

### 比律賓大守の書翰日本人の横暴を訴へ宣教師の保護を乞ふ

然れども此の當時西班牙漂泊船の日本にて捕獲せられしものまゝありたれば、尙警戒を懈らざりしものか。慶長九年比律賓大守が宣教師を紹介したるの外久しく音信を通じざりしが(トミニカン派の宣教師を紹介したる書は後に記載す)慶長十三年に至り呂宗と新西班牙との間を往復する船を浦賀港に來らしめ、新任大守の書を齎したり。其の書は日本文にして署名者はどん、ろちりこて、ひへろ、とあり、ドン、ロドリゴ、ツイツエロ Don Rodrigo de Vivero のことなるや明なり、異國往來并日記に載する文左の如し。

### 呂宗國守護上書

(大御所家康に奉りし書なり秀忠に奉りしものも同意義にして却て簡單なり)

本國伊須波二屋之帝王、當國呂宗爲守護拙夫被仰付今度致渡海候、然者前之於守護人、御懇意之段、令承知候、到我等無御異儀候様、可忝候、縦難隔雲山萬里候、心中先非其儀候、彌々可申談候、次又拙夫此國參着之砌、當所數年逗留之日本人從者共候而所々騒に罷成候間、當年者壹人も不相殘歸國之儀申付候、雖然毎年渡海の商客、何も無疎意人等候之間、致馳走候、向後別儀有間敷候、如例年今年も黒船着渡候、則到關東可乗入之旨、船子申付候、併海路不任意候へば、日域中者、皆以御國之儀候間何所へ成共、風次第可入津之由申付候、此加飛丹同船中之者共、御馳走奉仰候、兼又貴國居住之ふらて之儀、如前々被加御哀憐候様、是又奉仰候、少進物以目錄申上候、奉表寸志而已、恐惶敬白

慶長拾三年五月廿七日



鈍路ちりこて

朱 印

ひへいろ(横文署名)

謹 上

日本國御主大御所様

當時日本船の馬尼刺に寄航するもの非常に多く、その寄港中は船員と定住者とを合して日本人の同地に在るもの千有餘人、或は云ふ壹萬五千人と。(ケレー氏日本基督教史) 彼等はしばしば擾亂を起し、就中一六〇八年即ち慶長十三年の暴擧の如きは其稍大なるものにして、兵力を以て漸く鎮定し得たりと云ふ。されば比律賓大守も大に之が統御に苦み、さてこそ日本人に退去を命ぜしものならん。ステイチエンの言ふ所に據れば此時二百名以上の日本人を送還したりと、又書中フラテとあるはフランシスカン派の伴天連即ち宣教師の事なり。家康、秀忠は直に返翰を送りて大

守の新任を賀し、呂宗に於て罪を犯す日本人を處罰する大守の権利を承認し、西班牙商船に對して狼籍すべからざる旨を嚴達せしことを報し、西班牙と貿易の爲に新市場を開始するに當りては、切支丹の宣教師の我國に在住するを快諾したるのみならず、之に相當の禮遇を與へたりき。翌慶長十四年比律賓大守又々更迭し新任大守ドン、ジュアン、ド、シルヴァは家康に書を贈りて其着任を報じ、且日本へ船舶を送るの意思あるを告げ同時に日本在留の巴禮(伴天連のこと)は善心修道の人にして余の尊重する所なれば保護を加へられたしと請求せしかば、家康之に對して同意の旨を答へ伴天連は皆善遇せられつゝあるを報じ、居住伴天連の事疎意あるべからずと告げ、且呂宗船の濃毘數般へ渡海の時分逢<sub>ニ</sub>逆風<sub>ニ</sub>着<sub>ニ</sub>何之港<sub>ニ</sub>共相違有間敷者也仍如<sub>レ</sub>件と書したる渡海免狀を船長に附與して之を保護せり、爰に於て日西の關係倍々親密を加へぬ。

### 家康の讓歩各派宣教師の來朝

此の如く家康が宣教師の居住保護の事なども讓歩して西班牙船を招致せんと試みし其眞意は彼我の貿易を盛にし因て以て彼より鑛山技師造船工師を得て富國強兵の基礎を立てんとに外ならざりしが、幸に其希望條件の或物を履行することを得たるも、日本に堅牢なる大船を有せしむるは西班牙の利害に大關係ありと思惟せし大守の狭量により終に造船技師を得る能はざりしを遺憾なれ、されど家康の造船事業に熱心なる曩に阿蘭陀船に乗りて來朝し今や家康の外交顧問となりし英人ウィルアムアタムスによりて其の冀望の一端を充し不充分ながら西洋式船舶數隻を有するに至りぬ。蓋し家康の眞意は秀吉のそれと同じく外國通商と外教傳道とを全く分離して通商を獨立せしめ専ら貿易を獎勵して國家の富強を進めんとの意向なりしも、

當時葡西兩國の政策は常に貿易と傳道と密接の聯絡を保ちたるが故に其の事行はるべくもあらず、貿易を獎勵する爲には已を得ず伴天連を疎略にすべからざるに至りぬ。されば比律賓との交通頻繁なるに従ふて曩に秀吉の晩年日本より追放せられしフランシスカン派の宣教師等は續々來朝して盛に布教を開始せり。既に叙述せしが如く家康の爲に比律賓との交通を紹介したる宣教師ゼロームは家康の許可を得て江戸城下に其の本據を定め切支丹寺院を建設し慶長四年の五旬節には盛なる彌撒祭を行へり、是江戸に於る傳道の始なり、尋て慶長七年（一六〇二年）に至り比律賓大守は基督教各派の司教監督と協議し家康の書翰に答禮すると同時に基督教傳道を擴張せん爲め宣教師を日本へ派遣することを決議し、其の結果として馬尼刺在留のドミニカン派の脩道院長モラレス Francis Morales は四名の司祭を伴ひ鳥津義弘の招聘に應じて鹿兒島に至り、アウガستن派の司祭二名は平戸に上陸して豊後に

至りフランシスカン派の司祭八名は比律賓大守の使者に隨行して伏見に至り家康に謁見して優遇を受け其の中の四名は江戸に赴きてゼロームに合し脩道院及び病院を建設して盛に布教を勤め、他の五名は京都へ至り布教及び慈善事業に努力しつゝありき。

### ドミニカン派の宣教師

鹿兒島に至りしドミニカン派の宣教師は始め島津氏の命によりコシキマ鹿兒島に上陸し鹿兒島に至り、領主義久に謁見せしが、佛教徒の反抗に逢ふて豫期の待遇を受くる能はず、退てコシキマ鹿兒島に止まりて布教し、後京泊に移り、此處に領主義久の許可を得て寺院を建設し、島津氏の保護の下に布教稍盛なりしが、慶長十二年の頃此の地に有名な武士某の改宗するに至りて、佛教徒の反抗熾烈となり、島津氏の待遇も一變して

頗る冷淡となり、遂に薩摩を去りて長崎へ引揚ぐるの止なきに至りぬ、蓋し島津氏の宣教師を招致せしは切支丹宗を尊重せしが故に非ず、宣教師を餌として貿易船を引寄せんとの目途なりしかば、其始や務めて宣教師を保護し、又西班牙商船を優待して比律賓大守の意を迎へんと試みたるが如し。慶長十一年の頃島津義久が比律賓大守へ贈りし書翰によれば其頃西班牙船の鹿兒島近海に於て難破せしものあり、義久之を救ひ新に一船を造りて浮流したる船員を送還し、爾後毎歲商船を往復せしめんことを乞ひ、又ドミニカン宣教師を賞揚して其の人となりを観るに、智慮人に勝れ、風標俗を抜くの人物なるを以て、之を敬信して措かずと云ひ、頻りに好意を表して通商を求めしが、如何なる故か其後西船の來航するもの少なく、徳川政府の意向も漸々切支丹壓迫に傾きければ、義久も終に彼等を領内より退去せしむるに至りぬ。是多分慶長十五六年頃の出來事ならん。是ドミニカン派のことに關し、比律賓

大守より徳川家康へ上りし紹介状あり、其の日附は一六〇四年四月即ち慶長九年なれど、同派のモラレズが家康に謁見せしは慶長十三年頃なり、其の紹介状左の如し。

茲因<sup>サンドロ</sup>山厨<sup>ミンガウ</sup>羅明吉(恐寺誤)巴禮、寓<sup>サツマ</sup>薩<sup>イフ</sup>褚<sup>マ</sup>瑪、稱欲<sup>キ</sup>往<sup>キ</sup>名高<sup>キ</sup>謁<sup>キ</sup>見<sup>キ</sup>聖上、當<sup>コト</sup>知<sup>コト</sup>此<sup>コト</sup>山厨<sup>コト</sup>羅明<sup>コト</sup>教<sup>コト</sup>寺<sup>コト</sup>巴禮<sup>コト</sup>乃<sup>コト</sup>呂宗<sup>コト</sup>分派<sup>コト</sup>往<sup>コト</sup>寓<sup>コト</sup>貴國<sup>コト</sup>他<sup>コト</sup>爲<sup>コト</sup>人<sup>コト</sup>聰<sup>コト</sup>敏<sup>コト</sup>得<sup>コト</sup>道<sup>コト</sup>、好<sup>コト</sup>爲<sup>コト</sup>美<sup>コト</sup>事<sup>コト</sup>、教<sup>コト</sup>本<sup>コト</sup>朝<sup>コト</sup>干<sup>コト</sup>系<sup>コト</sup>蠟<sup>コト</sup>氏<sup>コト</sup>、奉<sup>コト</sup>祀<sup>コト</sup>一<sup>コト</sup>位<sup>コト</sup>無<sup>コト</sup>極<sup>コト</sup>至<sup>コト</sup>尊<sup>コト</sup>、名<sup>コト</sup>曰<sup>コト</sup>察<sup>コト</sup>氏<sup>コト</sup>、乃<sup>コト</sup>天<sup>コト</sup>地<sup>コト</sup>萬<sup>コト</sup>物<sup>コト</sup>之<sup>コト</sup>主<sup>コト</sup>、俾<sup>コト</sup>僕<sup>コト</sup>等<sup>コト</sup>棄<sup>コト</sup>邪<sup>コト</sup>皈<sup>コト</sup>正<sup>コト</sup>、破<sup>コト</sup>暗<sup>コト</sup>崇<sup>コト</sup>、明<sup>コト</sup>、識<sup>コト</sup>升<sup>コト</sup>天<sup>コト</sup>之<sup>コト</sup>大<sup>コト</sup>道<sup>コト</sup>、于<sup>コト</sup>是<sup>コト</sup>本<sup>コト</sup>朝<sup>コト</sup>干<sup>コト</sup>系<sup>コト</sup>蠟<sup>コト</sup>氏<sup>コト</sup>一<sup>コト</sup>統<sup>コト</sup>、皇<sup>コト</sup>帝<sup>コト</sup>及<sup>コト</sup>諸<sup>コト</sup>長<sup>コト</sup>官<sup>コト</sup>、至<sup>コト</sup>士<sup>コト</sup>庶<sup>コト</sup>民<sup>コト</sup>、無<sup>コト</sup>不<sup>コト</sup>欽<sup>コト</sup>美<sup>コト</sup>而<sup>コト</sup>讚<sup>コト</sup>揚<sup>コト</sup>之<sup>コト</sup>、然<sup>コト</sup>此<sup>コト</sup>巴<sup>コト</sup>禮<sup>コト</sup>、往<sup>コト</sup>貴<sup>コト</sup>國<sup>コト</sup>、非<sup>コト</sup>爲<sup>コト</sup>世<sup>コト</sup>間<sup>コト</sup>金<sup>コト</sup>玉<sup>コト</sup>之<sup>コト</sup>玩<sup>コト</sup>好<sup>コト</sup>、止<sup>コト</sup>欲<sup>コト</sup>教<sup>コト</sup>人<sup>コト</sup>超<sup>コト</sup>拔<sup>コト</sup>魂<sup>コト</sup>靈<sup>コト</sup>、升<sup>コト</sup>天<sup>コト</sup>受<sup>コト</sup>福<sup>コト</sup>無<sup>コト</sup>窮<sup>コト</sup>、倘<sup>コト</sup>到<sup>コト</sup>陛<sup>コト</sup>下<sup>コト</sup>、乞<sup>コト</sup>存<sup>コト</sup>薄<sup>コト</sup>面<sup>コト</sup>、嘉<sup>コト</sup>善<sup>コト</sup>履<sup>コト</sup>蔭<sup>コト</sup>、母<sup>コト</sup>斯<sup>コト</sup>遐<sup>コト</sup>棄<sup>コト</sup>、則<sup>コト</sup>僕<sup>コト</sup>佩<sup>コト</sup>戴<sup>コト</sup>、曷<sup>コト</sup>敢<sup>コト</sup>忘<sup>コト</sup>乎<sup>コト</sup>、其<sup>コト</sup>餘<sup>コト</sup>別<sup>コト</sup>寺<sup>コト</sup>巴<sup>コト</sup>禮<sup>コト</sup>、寓<sup>コト</sup>居<sup>コト</sup>貴<sup>コト</sup>國<sup>コト</sup>、尙<sup>コト</sup>有<sup>コト</sup>數<sup>コト</sup>年<sup>コト</sup>矣<sup>コト</sup>、他<sup>コト</sup>亦<sup>コト</sup>如<sup>コト</sup>此<sup>コト</sup>、善<sup>コト</sup>心<sup>コト</sup>乃<sup>コト</sup>貴<sup>コト</sup>國<sup>コト</sup>人<sup>コト</sup>民<sup>コト</sup>、所<sup>コト</sup>既<sup>コト</sup>識<sup>コト</sup>也<sup>コト</sup>、第<sup>コト</sup>因<sup>コト</sup>海<sup>コト</sup>天<sup>コト</sup>遙<sup>コト</sup>隔<sup>コト</sup>、不<sup>コト</sup>得<sup>コト</sup>躬<sup>コト</sup>造<sup>コト</sup>特<sup>コト</sup>書<sup>コト</sup>上<sup>コト</sup>達<sup>コト</sup>、伏<sup>コト</sup>冀<sup>コト</sup>如<sup>コト</sup>面<sup>コト</sup>、僕<sup>コト</sup>不<sup>コト</sup>勝<sup>コト</sup>敬<sup>コト</sup>謹<sup>コト</sup>之<sup>コト</sup>至<sup>コト</sup>、

古來是書を解するもの往々にして誤を傳ふ。たとへば東西洋考に巴禮とは文吏の如しとあるが如し。試に之が註釋を下さんに、山厨羅明教は聖ドミニカン Saint Dominican 派の事にして、巴禮とはバドレ Padre 則ち師父にして伴天連と同じ。名高とはなだかき國と云ふ意にして、聖上若くは陛下は家康を指せしものなり、而して察氏は拉典語のデウス Deus 則ち眞神の義にして、干系蠟はカスタイル Castil 則ち西班牙本國を指したるものなり。

### 基督教各派の軌轍

最初に日本の布教に着手し着々功を奏し、法皇の裁可を得て、日本を其勢力圏内とせし耶蘇組は、他派宣教師の陸續渡來して布教することを見、嫌然たらざるを得ざりき。初め羅馬法皇は日本の傳教を耶蘇組の宣教師に専任し、他派宣教師の渡來

を許さざりしが、一六〇〇年（慶長五年）法皇クレメント第八世は西班牙法皇ピロツボ第三世の請求を容れて、先の教令を改め、一の條件を附して、耶蘇組以外の宣教師に日本の布教を許可したり。則ち他派の宣教師にして布教の目的にて、日本へ赴く者は、總て葡萄牙國旗の下に、臥亞地方を經過せざるべからずとの條件なりき。然るにフランシスカン派及びドミニカン派の宣教師は是條件を無視し、多くは臥亞を経ずして、西班牙の植民地たる比律賓島より、直に日本へ渡航し來りたれば、耶蘇組の徒は之を以て法皇の教令に反くものとなして之を難じぬ。一六〇三年（慶長八年）フランシスカン派の新任監督代理ボルメオ Diego Bernuco 師父の日本へ到着するや、馬尼刺の大監督及び耶蘇組支部長の紹介状を示して、其來意を開陳したる時、耶蘇組の監督セルケラは之に對し相當の敬意を表したるも、フランシスカン派の渡來は明に法皇の教令に違反したるものとして之を非難し、法皇の禁を犯

して渡來せし者を主基督の葡萄牙に於る同勞者と見做す能はずと公言せり。然るにフランシスカン派の宣教師等はセルケラの意向如何に拘はらず、續々京坂地方に侵入し來りて盛に布教せしかば、是より兩派間の抗議反駁倍々烈しく、其軋轢の餘波は日本人間にも及び、基督教の信用を害すること少なからざりき。

### 前比律賓大守ロドリゴ來朝、阿蘭陀人排斥

慶長十三年日本と西班牙との關係に於て重大なる一事件起りぬ。西曆一六〇八年の七月前任比律賓大守ドン、ロドリゴ、ド、ツイヱロ Don Rodrigo De Vivero は桑港號に塔乗して馬尼刺を發し、道を墨西哥に取りて歸國すべしとして出帆したりけるが、偶々海上難風に遇ひ、西班牙船の一隻は九州の豊後海岸に、桑港號と他の一隻は上總大夷隅郡岩和田に漂泊したり、大多喜の城主本多出雲守忠朝此の由を聞

き、ドン、ロドリゴを訪問して懇切を盡し、先づ之を城内に招待して厚く饗應し、數日休息の後、忠朝自ら彼を伴ひて江戸に至り將軍秀忠に謁し、轉じて驒府に至り前將軍家康に謁見し下間に應じて親しく海外の事情を語りぬ。斯くてドン、ロドリゴは此好機會を利用せんとして、執政本多上野介正純を介して一の請願書を家康へ提出したり、書中三つの重大なるヶ條あり。第一幕府は現在日本に在る處の各派の基督教司祭を保護し、其住所及び教會の自由任用を妨害せしめざる事。第二日本・西班牙兩國の君主及び其臣民の間に和親を繼續する事。第三此の和親の證として西班牙の反敵たり、海賊たる阿蘭陀人を日本國內より退去を命ぜらるべき事等なり。第三條に關しては爰に少しく説明を加へざるべからず、阿蘭陀は元日耳曼帝の統御する所なりしが、一五〇七年（永正三年）日耳曼帝室と西班牙皇室との合同以來西班牙皇帝の所領となり其の暴政に苦むこと數十年、宗教改革の興るに及び、阿蘭陀國

民は皆新教を奉じて西班牙に叛き、苦戰數年に涉り、一五九九年（慶長四年）に至り漸く獨立するに至りぬ。當時阿蘭陀國民は西・葡兩國民が東洋貿易の利益を専有するを觀て頻りに軍艦を造り遠征を事として以て東洋貿易振興の策を講じ、一五九八年以來大に其勢力を發展し、東洋に於る葡・西兩國の領地を侵略し、頻りに其の商船を撃沈掠奪し、東印度商會を設立して貿易を擴張し、一六〇〇年即ち慶長五年に至り始めて日本へ漂泊したり、夫の有名なる英人アダムス及び蘭人ヤヨスの來朝せしは是時なり。これより蘭船の來航相尋ぎ終に幕府より通商免狀の御朱印を得、平戸に商館を設け日・蘭貿易を經營するに至り、東洋貿易の大半は其勢力圏内に歸しぬ。されば西班牙の阿蘭陀に於る、本國に於ては叛亂の國民たり、宗教に於ては異端の宗敵たり、東洋植民地に於ては西班牙の航海貿易を妨害し領土を侵略して取りては代はるの寇敵たり、况哉又從來葡・西の専有したる日本貿易の利を侵害せらるゝ、

の危機に瀕するに當り黙して已むべからざるなり、是ロドリゴ、ツイヱロが極力家康に讒訴を試み、阿蘭陀人を日本より排斥せんと企圖したる所以なり。

### 家康とロドリゴとの交渉

家康本多上野介をしてロドリゴツイヱロに答へしめて曰く、阿蘭陀人の性質に關する報告を得たるは深く謝する所なるも、既に阿陀蘭人に對し商船渡來の免許を與へたれば、彼等が國法に背かざる限りは今改めて之を追放する能はず、さればは一ヶ條を除き他の二ヶ條は直に許可すべしと。ランドールの帝國記に曰く歐州各國人に對し、日本政府の待遇たる歐州各國人相互間の交際に於るよりも寧ろ寛大なりき、西班牙・葡萄牙兩國が阿蘭陀人の日本に居住するを力拒し蘭人を目するに西班牙の叛民なりと云ふを以てし、又英人アダムスを排斥せんとしたる場合の如き、徳川

家康は之に答へて外國人は外國人に對する日本國の政策を指圖するの理由なし、此の國に於ては歐州に於る各國の關係を斟酌する必要なし、外人にして此國の掟に服従し、苟も我國民に利益あらば、何國の人民たるを問ふの要なしと。又西班牙人嘗て阿蘭陀人を伐つて兵を發するに當り、壯丁を召集せるの必要あり、依て西人の日本にある者に退去を命ぜんことを請ひ來りしに、家康儼然之に答へて曰く「日本は萬國人の保身所なり、日本に隱匿し日本の安寧を害せざる限り、其意に反して此國を去らしむるを得ず、但し本人自から去るに於ては敢て問ふ處にあらず」と。家康又同時にロドリゴに云はしめて曰く兼て安針に命じて造らしめたる南蠻形の船舶を以て今度漂着の西班牙人等を墨西哥へ護送せしめんと思ふなり、依て歸國の上は西班牙皇帝へ奏問して五拾名の鑛山技師を差越さるゝやう取計らはれたし、聞く彼地には熟練の技師多しと、日本には鑛山あるも技術拙くして充分採掘するを得ずと。爰

に云ふ安針とは先きに（慶長五年）阿蘭陀船にて日本へ漂流し爾來家康の愛顧を得て其外國事務顧問となりし英人ウキルリアムアダムスのことなり。日本に於ては三浦安針と稱し、相州三浦郷にて貳百石の知行を給せられ、家康の命を奉じて南蠻形の船舶を建造せり、既に叙述したるが如く家康は慶長六年以來造船技師招聘の事を屢々比律賓大守に依頼せしも其目的を達する能はざりしを以てアダムスに命じて建造せしめしなり。ロドリゴ答へて曰く好意謝すべし、然れども先きに豊後へ漂泊せし船舶の破損の程度航海に耐ゆるや否やを検査し、若し破損甚しく修繕の見込なき時は貴國の船を借受くべしと、依てロドリゴは家康の許可を受け東海道を経て京都に至り、阿彌陀峰に秀吉の墳墓に詣で伏見を経て大坂に出で、海路豊後に至りしが、漂泊船の損所意外に甚しく修繕するも物の用に立つべくもあらざりしかば、之を放棄するに決し、再び駿河に還りアダムスの造りし船を借受くることとなりぬ。

是時ロドリゴは先きの日の家康の請求に應じ、進言して曰く若し西班牙より鑛山技師を遣す場合には、採掘したる鑛物の四分の二を技師の所得となし、四分の一を西班牙皇帝の収入とし、残る四分の一を家康の所得とせられたし。又西班牙皇帝は鑛山の利益を監督する爲め其代理者の日本に駐在するを許可せられたし、而して是と同時に來朝する基督教諸派の爲には教會堂を建て、公然禮拜することを許されたし。曰く日本へ來る西班牙の船舶を保護せられたし。又西班牙皇帝が日本に於て軍艦若くは商船を建造する場合と、東洋に在る西班牙の城塞の爲め軍需品を要する場合とは日本駐在の西班牙皇帝の代理者をして監督の任に當らしめ、又是等の材料はすべて市價を以て購入することを許されたし。曰く西班牙皇帝の使節到來の場合には、大帝國の君主を代表する者に相當したる禮遇を與へられたしと。家康悉く之を納れ一六一〇年（慶長十五年）七月四日を以て此條約を締結せり。これ葡船マド



ラ、デデオス號燒打事件の後にして日葡の關係一時斷絶したる機會に乗じ、功に葡  
 萄牙を排斥して斯る有利の條約を交換せしなるを記憶せざるべからず。蓋し當時葡  
 西兩國は同一政府の下に統轄せられしと雖も、貿易に於ては互に相競争して止まら  
 りしなり。而して家康が斯る不利益なる條件をも悉く承諾せしは只管國庫の財力を  
 増さんが爲め鑛山技師を召致するに熱中せしが故ならん。されど阿蘭陀人追放の件  
 は再三の請求をも拒みて容れざりき。

### 家康使節を西班牙に遣す

家康此機會を利用してフランシスカン派の宣教師フライ、アロンゾ、ムノズ Fray  
 Alonso Munoz を使節として西班牙皇帝及び墨西哥總督に親書と禮物を贈り、又別  
 に四チデユカトの金をロドリゴに與へて、其の費途に充てしめ、西班牙の商業を研

究せしむる爲めロドリゴの承諾を得て、田中庄助・朱座隆成と稱する二名の武士に  
 命じ商人二十三名を率ゐて便乗せしめたりしが、是船は一六一〇年（慶長十五年）  
 八月一日を以て日本を出帆せり、斯くて同年の冬海上恙なく墨西哥に着し、日本人  
 の一行はロドリゴの紹介によりて總督ルイズ、ド、ヴェラスコ Luiz de Velasco に謁  
 見して厚遇を受け、家康の使節ムノズは墨西哥を経て西班牙に至り、一六一一年の  
 末（慶長十六年）首府マドリットに達し、通商の使命を傳へて其容るゝ所となり、  
 爾來西國政府は家康の請求に應じ毎年商船一艘をアカブルコより浦賀へ航海せしむ  
 ることに決しぬ。然るに比律賓の商人等は之が爲め貿易の利を殺がれんことを怖れ  
 て喜ばず、又耶蘇組の宣教師は西・日兩國直接の通商はフランシスカン派の勢力を  
 増加するに至るべきを慮りて、百方之が妨害策を講じたりしが、兎角する中日本に  
 於ては慶長十八年以來基督教大迫害始まりしに因り、西國政府は商船の渡航を許さ

ず、唯答禮使を派して答書及び贈物を家康父子へ贈ることに變改したり、而して是使節はフランシスカン派の宣教師フライ、デイエコ、サンタ、カタリナー等承り、一六十五年八月（元和元年）中旬浦賀に到着せしも、禁教令發布後の事とて大に冷遇せられ、滞在壹年、何の得る事なく、一六一六年九月下旬浦賀を出帆して墨西哥へ歸航せしとぞ。こは後日の事なれど事の次第に爰に記すと爾云。

### 第三章 墨西哥及び阿蘭陀使節の來朝

#### 附新教國使と舊教國使との衝突

#### 日本の東海岸に金銀島ありとの珍談

第拾七世紀の頃、日本の東海岸に一箇の金銀島ありとの珍談専ら歐人間に傳説せられたり。其由來は阿蘭陀東印度商會の一吏員にして後平戸の阿蘭陀商館の支配人となりしウイルレム、フェルステーヘンの傳へし所にして、現に平戸の商館に彼と同棲せしシモンセン、ロメーンの二人が該金銀島に到りたる本人より直接に聞し實説なりと云ふにあり。其珍談左の如し。第拾六世紀の末のことなりき、比律賓の馬尼刺を出帆して墨西哥に向ひし貿易船あり、日本の東方三拾七度五分、陸上より約

三百八十九哩外の海洋にて暴風雨に遭ひしが、風なきて後、偶然一大島に着岸せり。其島は未開の地なるも、住民は其色白く其性質極めて温厚にして親み易く、殊に驚くべきは彼等が海岸より金銀を瀘し來りて各種の什器家具を鑄造せる程の激富なりき、漂流者は島民の好意により難破船を修繕して歸帆せり云々と。斯る快聞を耳にしたる西班牙人、阿蘭人等は其拜金熱を煽られ一攫萬金を夢想して之が探檢に先鞭を着けんとて互に競争する所ありき。

### 墨西哥使節の使命

墨西哥の總督サリナス候は徳川家康が先の比律賓大守ドン、ロドリゴ、ツイヱロを厚遇せしを徳とし、特に使節を派して答禮し、時機を以て日本と結び併せて金銀島を探檢せんと欲し、使節の任をセバスチアン、ツイスカイノウに委ねたり、斯

くてツイスカイノウは一六一一年三月七日（慶長十六年一月二十三日）墨西哥を發し、三月二十二日アカブルコにてサン、フランシスコ號に乗込み、先頃日本より來航せし一人の武士ドン、フランシスコ、ヴェラスコ（田中庄助の事ならん）及び日本商人二十二人、フランシスカン派の司祭六人、船長以下水夫五拾二人を伴ひて出帆せり、ツイスカイノウの使命四ヶ條あり其一は家康・秀忠に總督の書を上る事。其二は金銀島を探檢する事。其三は日本海岸測重の許可を得ること。其四は日本人を護送する事是なり。ツイスカイノウの紀行あり、其略に曰く一六一一年五月初め桑港號はラドロロン群島（マリアナ群島）を過ぎ、五月二十三日（慶長十六年四月十一日）北緯三拾三度の處にて暴風に遭ひ、北緯三十八度にて陸地を見る、これ六月八日なり。翌日其海岸に到りぬ、此處はツギナハマとか云ふ由なり。ここにツイスカイノウは一人の本日本水夫を雇ひ入れ、浦賀に向ひて發し、六月十四日（四

月廿九日) 八十日にして目的の地に到達せり。彼はこれより家康・秀忠の二人に書を呈して來意を通じたるに、數日にして秀忠は面會を許したり云々。

### 墨使ヱイスカイノウの態度

ヱイスカイノウの江戸に於て二代將軍秀忠に謁するや日本の儀式に従ひて最敬禮をなすことを拒み、身苟も世界の最強國たる西班牙皇帝の使節として自國の式に由り謁見することを許されずば寧ろ謁見せずして歸國すべしと主張し、固く執て動かざる故、幕府は己を得ず西班牙式最敬禮を用ゆることを許したり。謁見の當日フランシスカン派の宣教師ルイス、ソテロ以下三人の司祭ありて其席に列す、ソテロは日本語を善くせしを以て通譯の勞を執れり、謁見の席に於て司祭よりヱイスカイノウに向て言ふ所あらんとする時、彼は必ず席を起ちて司祭に敬意を表せしが、是舉

動は將軍及び閣老に深き印象を與へたりと云ふ。又使節の一行は聖約翰の祭日にツテロの建てたる淺草のフランシスコ派の切支丹寺院に詣で彌撒祭にあづかれり、是日本人をして西班牙人は如何に聖徒を尊み、教會を重んじ、司祭僧侶を敬ふかを知らしめんが爲めなりとは、ヱイスカイノウの自ら言ふ所なり。歸路途中に於て陸奥大守仙台侯伊達政宗の行列に遇ひ、其求に應じて兵士をして一聲射撃を爲さしめたるに、政宗の從者の馬驚きて跳ね躍り、爲に落馬するもの多く、見るもの皆興に入りたり、(ナツタル氏墨西哥守日本最初の歴史的關係日本開國史)

かくて使節は江戸に滞在すること十日にして浦賀に歸り、それより駿河に到りて家康に謁見せしが其儀式は秀忠に謁見の時と變りなく使節の驕慢なる態度は痛く家康の感情を害せりと云ふ、此の時ヱイスカイノウは左の三事を請へり。

一、日本の全海岸を測量し比律賓より墨西哥及び日本に至る船舶の危険を避くる方

法を講ずる事、右に就き幕府は一名の官吏を随行せしめ、且つ食料及び其他の必要品を相當代價を以て調達するの便宜を與へられたし。

二、日本の港内にて一艘の新船を建造する事、是日本の産物を搭載して歸國するの用に供せん爲なり。

三、西班牙船にて積み來りし貨物を無税にて賣却する事。是ロドリゴの家康より借り受し負債を償却し、且造船の資金となさん爲なり。

家康悉く之を容れ使節の便宜を謀れり。されどたとへ貨物を悉く賣りたりとてその價格意の如くならず、其所得は船の新造及び歸國の費用に當つるに足らざりしかば、ヴィスカイノウは止むなく舊船を修繕して之を用うる事に變更せり。其後秀忠彼の爲に特に一船を造りて與ふることを約し條件を定めて彼より造船免許を取掲げたりと云ふ。

### 墨使と蘭使との衝突

ヴィスカイノウは以上三點の請願以外更に重大なる使命を有せり。そは西班牙の仇敵たる阿蘭陀人を日本より排斥する事是なり。由他の請願はたとへ悉く聽許を得ずとも是一事のみは是非とも其目的を達せざるべからずとは彼の熱心なる冀望なりき。さればヴィスカイノウは其請願せし所の三事悉く聽許せらるゝや大に喜びて之を謝し、更に上申して曰く余の主たる使命は陛下（家康を指す）が引續き阿蘭陀人の入國を許さるゝや否やを確むるに在り、若し阿蘭陀人の入國を許さるゝならば西班牙皇帝は其臣民の日本に來りて通商するを許し給はざるべく、爲に折角開始したる修好も斷絶すべし。蓋し此れには大なる理由ありとて、更に閣老に會し阿蘭陀人を讒訴して曰く先年日本に來りて商事契約を爲したる阿蘭陀人某の如きは海賊に類

する者なれば決して通商の約束を履行せざるべし。元來阿蘭陀人は其主君に叛きたる不忠不義の民たるに貴國が彼等を近づけ給ふは奇怪なりと云ひ、爾後引續きて日本は阿蘭陀人と通商するの意なるや否を自分の日本を出發するに先だちて確めたしと要求したり。翌日家康ヱイスカイノウに姑く浦賀に退きて確答を待つべしとの命を傳へぬ。

ヱイスカイノウに後るゝこと數十日一六一一年の七月阿蘭陀商船ブランク號は貨物を搭載して平戸に入津したり。これ事實に於て西班牙人の阿蘭陀人に對する第一條の讒訴の無實なるを證明したり。阿蘭陀人はスペックスを正使としセーゲルスリオンを副使とし陸路駿府に至り家康に謁見す。然るに是時は墨使ヱイスカイノウが前述の如く家康に向て阿蘭陀人を讒訴したる後なりければ蘭使はアダムスを介して本多上野介・後藤庄三郎に蘭西の關係及び其事情を陳述して西班牙人讒訴の無實なる

を辨疏し更に左の三件を提出して之が許可を乞へり。

- 一、阿蘭陀人渡來し日本の海港に於て隨意に貿易する事。
- 二、貨物を平戸港に陸あげする時監察人を附せざる事。
- 三、日本將軍の御意に應じ一地方を限り阿蘭陀人の居留を許されん事。

執政本多上野介は右三ヶ條の請願に就て一々其の理由を質し、次て合衆阿蘭陀國の一二制度に及び、午後將軍に言上すべきを約して別れたり。かくて其日の午後前將軍家康に謁見して國書及び進物を呈し二三の下問に應答して首尾よく式を終へて退出しぬ。其時家康はアダムスに向て余は阿蘭陀人の商業と戰爭とに精熟なるを悟ると云へりとぞ。是より蘭使は八月十八日駿河を發して江戸に至り、二代將軍秀忠に謁し、閣老本多佐渡守の質問に應じて阿蘭陀が小國を以て大國の西班牙に勝ち獨立を恢復したる事實を陳述して其の賞讃する所となり。更に地球上に散布する國々

の状態及び日輪の出沒する所以等の質疑に應答して厚遇を受けたり。歸路再び駿河に入り先に請願せし三ヶ條の許可を受け、信牌を賜はり、目的を達して平戸へ歸りぬ。是實に一六一一年九月十九日なりき。蓋し是より先き一六〇九年（慶長十四年七月廿五日）阿蘭陀は通商許可の御朱印を受け平戸に日本家屋を借り受けて商館を設置したりしなり。

### 阿蘭陀國主の書翰

是時阿蘭陀國主ナサウのモーリス侯より將軍に贈りたる書翰あり、これ阿蘭陀人が葡・西兩國民を非毀したるを證する好財料にして、後の切支丹禁制に大關係あるを以て爰に掲ぐ、但し其日本譯は外蕃通書第六卷に收めあれど、粗譯なるを以て開團大勢史に載せたる和蘭陀原文の譯に據る。其書左の如し。

御威力比びなき日本の帝王に謹て奉<sub>レ</sub>拜上<sub>二</sub>候、皇帝陛下の御尊書謹で頂戴仕候、（慶長十四年家康よの阿蘭陀へ贈りし書を指す）某の臣民阿蘭陀之者共、威力あり其名聲も高く尊敬せられたる皇帝陛下の帝國內に御留置被<sub>レ</sub>下候、趣難<sub>レ</sub>有承知仕候、又彼者共皇帝陛下御支配の國々島々何れの地にても商賣相營可<sub>レ</sub>申、又彼者共皇帝陛下の御保護の下に御置可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候趣欣喜此事に候、御親切の義皇帝陛下に感謝の至りに御座候。實に某の國皇帝陛下の國々に少し程近く候はゞ、皇帝陛下の臣民も此方へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>罷渡<sub>二</sub>事も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之ものとと皇帝陛下御同様願申儀に御座候、左様の儀於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は皇帝陛下より某の臣民に御下被<sub>レ</sub>下候御厚恩に對し奉<sub>レ</sub>謝小生の心底を實地に現はすことも出來可<sub>レ</sub>申候、併し遠國の事とて其儀も無<sub>レ</sub>之候間、行々は御親切に對する某の謝意を證す<sub>レ</sub>べき折も出で來るべくと望申事に御座候。

數年前阿蘭陀の名未だ無<sub>レ</sub>御存知<sub>二</sub>頃、甲比丹ジャコップ、ジャンズ、クエツカルナツク船並に人共憐れなる容態にて皇帝陛下の御國へ罷着候節、(慶長五年阿蘭陀船の初て日本へ漂泊せし時のことにして英人アダムスは實に是時日本へ渡來せしなり) 皇帝陛下より彼者共へ鴻大の御恩を懸けられ、葡萄牙人共の詐り讒言御取上無<sub>レ</sub>之阿蘭陀人へ御慈悲被<sub>レ</sub>成下<sub>二</sub>候、凡て是等の御洪恩に皇帝陛下の御名は某並に某の臣民共誠に尊重仕 御智恵を稱へ申候儀道理有之尤之儀に御座候。

某の臣民以前支那國と商賣を開く爲大に骨折物入仕是迄三度彼國の川々に罷越商人又は其手代を上陸仕候ひしも葡萄牙人及かすちら人(西班牙人)は自然に様々陰謀詐譎を盡し、例の惡習(智か)に及び候事も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、殊に皇帝陛下の強大なる御國より某の臣民を追ひ出さんとか<sub>レ</sub>り申候も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之かと存候、これは商賣上某の臣民に損害を加へんが爲にては無<sub>レ</sub>之彼等が全世界を併呑したき所存阿蘭陀

人の口より露見いたし大なる損害にも相成るべきかとの恐れより起り可<sub>レ</sub>申候、彼等讒言仕候とも、それは敵の口より出候言葉に候間、皇帝陛下一切御取上無<sub>レ</sub>之様吳々奉<sub>レ</sub>願上<sub>二</sub>候、其内に彼等は自分のわなにか<sub>レ</sub>りて迷惑仕事疑なく候。

數年前彼等もバンタン、バタニー其他の處にて同様の商賣相營み候ひしも、其奸策傲慢竝に名高き詐譎の爲に其地より逐ひ拂はれ申候、某の臣民の義は親切誠實に待遇致され候。彼等の企を無効に致候爲某皇帝陛下に御願申上候、耶蘇會徒並に伴天連共の二重の奸智を善く<sub>レ</sub>御注意御分別被<sub>レ</sub>成候而御防可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、彼者共は表には宗教の神聖を示し、宗教の變化により、段々と皇帝陛下の善美なる皇國に不和を起し、黨派を作り、遂に内亂を來し、己の企に便利なる様になし可<sub>レ</sub>申候か様に致し候はねば何時までも右の都合になり難き故に御座候。

商賣の爲皇帝陛下の御國に在留仕候者の申事被<sub>レ</sub>聞召<sub>二</sub>御保護被<sub>レ</sub>成下<sub>二</sub>、何れにも御



恩助の儀御聞届被<sub>レ</sub>下候儀、忝奉<sub>レ</sub>存候皇帝陛下此後も永く同様の御恩をかけ被<sub>レ</sub>下候儀を頼入申候。

又某の臣民之儀親切と正直を以て全国各地と商賣を營み候者に有<sub>レ</sub>之候間、皇帝陛下の御恩助を以て朝鮮にも商賣相營候様に皇帝陛下に奉<sub>レ</sub>頼入<sub>一</sub>候、又折もあらば日本の北岸を航海仕候様に相願度候、(金銀島探險の爲か)左候は、某に於て特に難<sub>レ</sub>有御恩に御座候。

威力盛なる帝王陛下終りに臨み某は全能の天主が陛下の御身を永く健に御世を豊に守りたまはんことを天主に祈り申候。

一六一〇年十二月十八日 (慶長十五年十一月四日)

グラローフエンハーゲにて

外蕃通書及び異國日記は是書の奉呈を慶長十七年となし日本外交起原史は其説を

傳へてスペックス使節の參内を同年となすは非なり。又ケムブル氏は慶長十四年來朝の使節と十六年來朝の使節とを混同し歐州人の日本觀の記者は是使節を以て慶長十四年となすは皆誤なり。阿蘭陀使節の日記及び其他の考證に據れば蘭使スペックス等が家康に驂府にて謁見したるは一六一一年(慶長十六年)八月にして同月十八日驂府を發して江戸に向ひ、同月廿九日再び驂府へ來り九月上旬に至り退府せり。外蕃通書には阿蘭陀國書の後に左の如き文<sub>二</sub>字あり「從<sub>二</sub>阿蘭陀之國主<sub>一</sub>之文體無<sub>二</sub>殘所<sub>一</sub>和<sub>レ</sub>之寫拜上仕候、あんごれい、こほろうわる、しやかうべ、すへべきす<sub>二</sub>在判御披露<sub>一</sub>本田上野守様」と蘭人署名者あんごれい、こほろうわる、とはヘンドリック、ブロウワル Hendrick Brower にして一六一一年(慶長十六年)新に平戸に渡來して阿蘭陀商館長に就任せし人なり。又しやかうべ、すへべきすとあるはジャクエス、スペックス Jacques Specks の事にして一六〇九年(慶長十四年)以來の阿蘭陀商

館長にして今回正使たりし人なり。是時スペックスは本多上野介正純に對し阿蘭陀國書の意義を説明敷衍して西班牙人の讒訴に報い、阿蘭陀人も亦皆切支丹宗門に非ずやとの間に對し、阿蘭陀は切支丹宗門にあらずと答へたりと、這は阿蘭陀人は耶蘇新教を奉じ、舊教に非ざる旨を陳じ、且つ舊教の弊害を列舉し、新教國は既に舊教の徒を國外へ放逐したりと述べたるが如し。當時徳川幕府の當局者が阿蘭陀は同じく西洋國なれども、南蠻諸國の如き切支丹宗門の國に非ずと信じたるは是故なりと思はる。

### 蘭使墨使を訪ふ。家康墨使の不遜を怒る。

是阿蘭陀使節は又墨西哥の使節のヴィスカイノウを浦賀に訪問し、彼が阿蘭陀人を家康に讒奏したる理由を詰問せしが如し。ヴィスカイノウの紀行中に左の一節あり。

り。曰く彼が浦賀に在るとき阿蘭陀人はアダムスをヴィスカイノウの船に派遣して彼が阿蘭陀人を家康に讒訴したるは事實なりやと詰問せしに、ヴィスカイノウは盡く其事實なるを言明し、これ讒訴に非ず事實にして然も尙盡さざる所あり、阿蘭陀人たるもの之に對する償を得んと欲せば何時にても與ふべきを以て宜しく此船に來るべしと告げたるに、彼等は終に來らず夜中立去りたりと。

これと殆ど同時頃のことなりけん、家康墨使ヴィスカイノウの不遜なる態度を訝り、一日アダムスを召し之に問ふて曰く歐洲人は皆此の如く傲慢なるやと、アダムス答へて其決して然らざるを辯明し、具に西班牙の國狀及び其民族の性質を述べ、併せて阿蘭陀の西班牙に背きたる理由を説明し、彼等は決して日本に對し善意を懷くものに非ざれば宜しく之を警戒すべしと忠告し、更にヴィスカイノウの日本へ來りし使命は昔より日本の近海にありと傳へられたる金銀島の探檢にありと思はる、

理由を陳じ家康の彼等に日本沿海の測量を許可したるの不可を論じ、他日西班牙人が日本へ來寇する時は此の海圖を利用すべし、歐羅巴にて決して此の如き事を外人に許さずと述べたるに、家康はたとへ西班牙が國を擧げて來寇するも恐るゝに足らず、金銀島の如き偶々彼等が日本と通商するの機會を増加するの媒介たらんとて、平然として敢て意に介せざるものゝ如くなりしと。或書には是時家康直に令を發して西班牙人の日本沿海測量を禁じたりとあれど、其實然らざるが如し、何となればヴィスカイノウ等が實際測量に従事せしは其後の事と思はるればなり、殊に日本沿海測量のことは海外の貿易を盛ならしむるに必要缺くべからざる要件なりとのことを宣教師ゼロームより教へられし家康がアダムスの言に聞きて直に之を差止めたりとも思はれず。そは兎も角も阿蘭陀使節の讒奏とアダムスの進言が如何なる程度まで家康及び其老臣の心を動かせしや知るべからずと雖も葡・西兩國國民に取りては確

に一大打撃なりしは後にぞ思ひ知られたり。

### 墨使の日本沿岸測量

さてヴィスカイノウは日本の沿海を測量せんとして浦賀より江戸に至りて旅行券を得、一六一一年十月二十二日（慶長十六年九月十七日）先づ仙臺に向ひ、彼處にて伊達政宗の優遇を受け、仙臺領松島附近の海岸を測量しつゝ進で北緯四拾壹度までに及び、轉じて更に仙臺より浦賀に至る海岸を測量しつゝ江戸に至り、翌一六一二年一月浦賀に至りて南岸の測量に従事し、伊豆の伊東に至りて將軍秀忠が彼の爲に造らしめつゝありし造船工事を視察し、それより驂府を経て近畿地方に至り、泉州界の海岸を測量し、此處にて別働隊の海上より來るに會し相共に京都に行きて暫時滞在し、七月十六日（慶長十七年六月十七日）浦賀へ歸り、海圖の謄本四部を作り

家康秀忠に各壹部づゝ献上し一部は之を西班牙皇帝に献げ、残る一部は之を自家用となしぬ。

家康墨使ヱイスカイノウに返書を與へて

基督教を拒絶す

それよりヱイスカイノウは他の重要な使命即ち金銀島の探検に従事せんと欲し、表面歸國を装ひて家康・秀忠に其許可を請ひ、進物と返翰とを受取りしが、新造船は未だ竣工せざりしを以て已を得ず舊船桑港號に塔し、一六一二年（慶長十七年）九月十六日浦賀を出帆したり。其時家康のヱイスカイノウに賜はりし返翰には隣好通商は好で維持すべきも、我國は神國にして關國以來神を敬し、佛を尊び、君臣忠義の道を堅ふし、仁義禮智信之道を守れり、然るに貴國の法は其趣を異にし我

國には縁なし釋典の所謂縁なき衆生は度し難きものなり、されば切支丹の法を弘むるの志は思ふて止むべし之を用ゆべからずと明言して、斷然基督教の布教を拒絶したりき。其書の原文左の如し、

日本國 源家康 復 章

濠<sup>レ</sup>毘<sup>レ</sup>數<sup>レ</sup>般<sup>レ</sup>國<sup>レ</sup>主 麾下、來翰薰閱、再三<sup>レ</sup>罔<sup>レ</sup>措、况又方物如<sup>レ</sup>目錄<sup>レ</sup>領之、惠意衰衰喜意津々、先先年貴國之商士罹<sup>レ</sup>暴風難<sup>レ</sup>舟楫摧損不意適<sup>レ</sup>來我邦、不堪<sup>レ</sup>惠遠之思、修整<sup>レ</sup>一巨船<sup>レ</sup>歸<sup>レ</sup>之、幸無<sup>レ</sup>恙而着岸之告報、滿懷不<sup>レ</sup>淺、貴國與<sup>レ</sup>吾邦<sup>レ</sup>彌結<sup>レ</sup>隣交、而每歲商船往來、互可<sup>レ</sup>通<sup>レ</sup>國寶<sup>レ</sup>者爲<sup>レ</sup>世爲<sup>レ</sup>人、何善政加<sup>レ</sup>焉哉、抑吾邦者神國也自<sup>レ</sup>開關<sup>レ</sup>以來敬<sup>レ</sup>神尊<sup>レ</sup>佛、佛與<sup>レ</sup>神、垂跡同無<sup>レ</sup>別矣、堅<sup>レ</sup>君臣忠義之道、霸國交盟之約無<sup>レ</sup>渝變<sup>レ</sup>者皆誓以<sup>レ</sup>神爲<sup>レ</sup>信之證、能守<sup>レ</sup>正者必得<sup>レ</sup>賞叨成<sup>レ</sup>邪者必得<sup>レ</sup>罰、靈驗新如<sup>レ</sup>指<sup>レ</sup>其掌<sup>レ</sup>仁義禮智信之道、豈不<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>茲乎、貴國之所用法、其趣甚異也、於<sup>レ</sup>吾邦<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>

其縁一歟、釋典曰無緣衆生難度、於弘法志者可思而止、不可用之、只商船來往、賣買之利潤偏而可專之貴國之商船來朝之時、雖到着何之國國津浦聊不可有異儀、兼日域中益加嚴命宜安心莫訝、吾邦士宜備別幅投贈之、采納惟希炎暑已酷、順序保膏、

慶長十七龍集壬子夏六月 洋文の日附は一六二二年七月十八日とあり

朱印

是返書は家康が金地院の僧崇傳に命じて書かせたるものなり（外蕃通書）又異國日記には慶長十七年六月廿日駿河御城へ出仕大御所様御機嫌克御對而則ち濃尾數般へ御書を可遣候云々とあり。

又秀忠よりの公書左の如し。

日本征夷大將軍源秀忠報章

濃尾須般國主幕下、信尺入手、細覽薰讀特贈數般之奇産如別錄受之、實至情也、地已雖隔遠、其志親則不異隣境、二國之商船往來、每歲互可通之、時時欲

聞國風、且難是薄物、本邦之兵器鎧三領（共昔）寄贈之、以表寸志、餘事正信可傳說焉敢不能縷陳也不備、

慶長十七稔孟秋中院

既に叙述せしが如く、家康は西班牙と通商を開始するに當り、切支丹布教の事をも讓歩し、伴天連の事疎略あるべからざすと答へて之を保護したりしが、ヴィスカイノウの來り謁見するや、先づ其不遜なる態度に尠ならず感情を害したるに、彼が阿蘭陀人を誹謗したる件は蘭人の答辯によりて倍々ヴィスカイノウの人物の卑劣なるを覺り、且つ阿蘭陀は切支丹國にあらずして傳道の貿易に伴はざるを發見し、爰に年來の志望たりし傳道と貿易とを引分け、切支丹を拒絶し、外國貿易のみを獎勵し得るは阿蘭陀との通商に限れりと思惟したるが如く、是より家康の葡・西兩國に對する態度一變し、當時來朝して貿易再興の請願をなせし葡萄牙艦隊の司令長官

ドン、ヌニコ、ソトマイヨルに對しても極めて無愛憎なる答禮をなし、又ヱイスカイノウ使節に對する待遇の俄然一變して冷淡となり、且つ基督教を拒絶し之を壓迫せんとせしも之が爲なりしならん、或は云ふ家康此年を以て切支丹禁制を諸藩へ達し、大名武士の基督教を奉ずるを禁じたりと切支丹大名の一人なる有馬晴信を追放し、旗下の切支丹武士並に殿中の切支丹女官を處分せしも此の前後なりき。(晴信等件は後章に詳述すべし)

### ヱイスカイノウの金銀島探險

さてもヱイスカイノウの一行は浦賀を出帆して金銀島の所在地と知られたる緯度に至りて頻りに探險したるも、見渡す限り茫々たる青海原にしてそれぞと思ふ島もなく、兎かうする中暴風雨に逢ひて船は破れ、飲水食糧は次第に乏しくなりけれ

ば、詮方つきて兎も角も再び日本へ歸らんと評議一決し、一六一二年(慶長十七年)十一月七日を以て浦賀に到着し、是處にて聞けば秀忠がヱイスカイノウの爲にとて新に造りし船セバスタン號は、宣教師ソテロを乗せて墨西哥へ向け出帆せしも、一晝夜の後海岸に打揚げられて破壊せしとぞ、これソテロが將軍秀忠の命を奉じ使節となり墨西哥へ赴かんとせし途中の出來事にして、之が爲めソテロの使命は失敗に終りたりき。斯くてヱイスカイノウは浦賀へ到着せし後、直に書の家康父子に送り歸國の準備をなさんため金員の貸與を乞ひしが、何分の處置をなすべしとの沙汰ありしのみにして確答なく、兎かうする中空しく五ヶ月を経過し、一切の私有品及び委託品を賣却して一時を凌ぐの窮狀に陥りぬ。彼の日記には是某フランシスカン派宣教師の阻害に職由するものなりと誌し、暗にソテロを指せり。仙臺侯伊達政宗之を聞き惘然に思ひ、自ら一船を醸して墨西哥へ送還せんと申出、ヱイスカイノウ

以下船員二十六名を招待して月浦に於る造船工事を助けしめたり。是船は數月にして竣工したればヱイスカイノウの一行は慶長十八年九月伊達政宗の遣歐使支倉と偕に是新造船に便乗して墨西哥へ還れり。此の如くしてヱイスカイノウの使命の大半は失敗に終りぬ。

## 第四章 奥州仙臺候伊達政宗の遣歐使

### 伊達政宗と宣教師ソテロとの關係

伊達政宗の西班牙皇帝及び羅馬法皇へ使節を派遣したる其目的如何に就きては諸説紛々其中に何かの野心包藏せられしにあらずやとは世の疑惑を狭む所にして諸説一致せず。先づ其遣歐使の始末を觀察し來れば自ら其目的の那邊にありしかと推定し得べし。是使節派遣の事を畫策したる人はフランシスカン派の宣教師ルイ、ソテロ Louis Sotelo 其人なり、政宗が江戸より仙臺にあるソテロに與へたる書に曰く、  
内々御床敷存じ候處具さに蒙り仰一々披見申候、船の儀に付ては内々御肝煎の段承知誠に辱き次第に候。

一南蠻へ遣し候使者の事、此以前申付候者共に相定め申候、但し來月は早早仙臺

へ可罷下候間、カピタンにも承合せ今一人も相添へ可申敷と存申候。  
一船に積み候荷物の事は手前の方は大形致用意候、カピタン手前の外は將監手  
前兩人にて凡三百個可有之由に候、其外世上より積みたく被申來候分四五百  
個も可有御座と申候間其元可御心安候、何様此中懸御目様子可申承候被  
入御念一切に御心付の段厚く存じ候。

卯月一日

政宗

ソテロ

政宗が萬事ソテロに依頼して其指揮を受けたるや知るべきなり。政宗使節派遣の  
事は一六一五年出版のスシビオネ、アマチ Scipione Amati. の日本奥州國主伊達政  
宗歴史及び使節紀行の記事を開國大勢史に略記しあり、爰に之を引用してソテロの

事蹟を詳にせん。

ルイ、ソテロ Louis Sobelo は一五七四年(天正二年)を以て西班牙のセヴイル  
Seville に生れ、修業の後フランススカン派に入り、決然として日本傳教の志を立て  
比律賓まで來りし時秀吉の基督教禁止を聞きたり。當時日本商人の比律賓に在る者  
は馬尼刺郭外に一區畫を成して居留地とし、大守の扶助を得て一寺堂を建てたり、  
ソテロは此の居留地に於て教誨誘導し傍ら日本語を學びて時機の至るを待てり。大  
守は常にソテロに托するに日本船の齎し來る書簡の翻譯及貨物取扱の事を以てせし  
かば、ソテロは其の間に恩惠を日本人に施すことを得て大に其の敬慕する所となれ  
り。彼の比律賓を出發せしは一六〇六年六月二十日にして(慶長十一年)尙ほドン、  
ペトロ、デ、アクナーが大守たりし時に係り、其始て日本に入るや、將軍は特に侍  
臣を派して彼が比律賓に於て日本人に施したる恩義を謝し、之を優遇して、衣食共



の他一切の費用を給したり、ソテロ寄進を集めて京都・大阪・伏見・堺の四ヶ所に寺院を建て、問答書を翻譯して教を説き、熱心傳道に従事し、且諸處に病院を起し、同宗僧侶の醫術に通ずる者をして施療せしめたるに、其の技に驚きて心服する者多し。嘗て日本の宿弊なる殉死の事を矯正せんと欲し、紀伊の領主、淺野左京大夫と議論し、將に害せられんとせしが家康仔細を聽きてソテロの理に服し令を下して殉死を禁じたりといふ。爰に於てソテロの剛直は幕府の信任を得慈仁にして且氣慨ある者として人に重ぜられたり。

時に伊達政宗は將軍の姻戚を以て（家康の第六子越後少將忠輝は政宗の女婿なり）幕府に重ぜらる封土の富強諸侯の上に在り、ソテロ竊に以爲らく、權勢此の如き大侯と結ばゞ傳教の志を遂ぐるに便利ならんと、因て相識の道を覓めたるに、會政宗カウヰ江戸に在りて愛妾病に臥し百方醫藥を試みたるも効なし。是れより先ソテロ淺草に

教會堂を建て、堂内に病院を設け、フランシスカン派僧徒をして施療せしめたる事あり。爰に至り、政宗其愛妾の爲に醫療を求めしかば、ソテロ及ち部下の一僧を遣して之を治療せしむ。藥石効あり、政宗大に悦び、金品を賜ひて之を謝せんとす、ソテロ受けず謂て曰く我等利慾の爲に人を救はず、救世濟人は我等の本務なり、金品を受くる如きは我が宗旨を汚す所以に外ならずと。正宗其の義に感じ、ソテロ等に面識を求む、ソテロ等麴果五六十個・白蠟燭三十本・丁子・胡椒各三斤を携へ往きて政宗に謁す、政宗、ソテロの邦語を解するを喜び、西洋の事情に就て尋問する所多く、饗膳を共にして優待鄭重を極む。政宗日ならずして江戸を發し、北歸せんとす、ソテロ因て奥州巡歴の希望を述べしに、政宗其の志を喜び、自由に領内を旅行するの便宜を與へんことを約す。ソテロ奥州に至る政宗一寺を供して之を館し、家臣をして接待せしめ供張具に至る、ソテロ一日約に由り政宗に謁して西教の歴史及

教義を説く、政宗悦服し謂て曰く余始めて足下の説を聴き、光明に浴することを得たるを喜ぶ、然れども余にして一たび洗禮を受けんか、今日の地位に居て政權を執る上に故障あらんを恐る。故に余の家臣等をして余に代り西教を奉ぜしめんと、乃ち一六一一年十一月廿三日（慶長十六年十月十八日）壁書を城の内外に出だして封内の士民、天主の聖法を聴き、之が信者たらんとするものは、進で洗禮を受くべきを勸諭し、因てソテロ師の爲に一小寺を建てて洗禮の場所としたるに、士民翕然として皆之に趣きたり。

墨使ヱイスカイノウの紀行中に一行仙臺侯の優遇を蒙り伊達邸に留まること一六一一年十一月八日（日本の十月四日）より十五日までにして、それより松島附近の仙臺領海岸を測量し云々とあり、而してソテロもヱイスカイノウの一行に伴ふて測量船にありたれば彼が仙臺へ始めて趣きしは是當時にしてアマチの記事と合致せり、

彼が徳川幕府の優待を受けしは前記の如くなるが、是より先き慶長十三年の頃比律賓の前大守ドン、ロドリゴ、ウヱヱエロの墨西哥へ歸れる時、ソテロは家康の使節となり墨西哥を経て西班牙へ赴く筈なりしが、偶々病で立つあたはずムノズ師彼に代りしと云ふ。其後慶長十七年ソテロ復將軍秀忠の命を受け親書を携へて西班牙に使せんとて、新造船を醸し、浦賀より出帆せしが、航行一晝夜にして乍ち破船し其使命を果たさずして秀忠の不興を蒙りぬ。彼が江戸淺草に建てたる禮拜堂は慶長十六年の末基督教排斥の方針定まりし時、市街擴張の口實の下に毀たれ、後淺草の町外に藁葺の小屋を作り癩病院となし患者を治療し居りしが、當時將軍秀忠は江戸市中の基督教者を迫害しつゝありし折なれば、乍ち捕吏來りてソテロ以下二十七名を捕縛し之を殺さんとす、政宗幕府に嘆願してソテロを申し受け、仙臺へ伴ひ還りて之を優遇し、顧問に備へたり、是慶長十八年の頃にして當時政宗は既にソテロと謀り

て遣歐使の事を書策最中なりしなり。開國大勢史にはソテロの捕はれしは慶長十七年彼が秀忠の使命を帯びて西班牙に使せんとし途中難船せし時に在りとなし其の他の書には基督教排斥の爲なりとあり、而して其時日は慶長十八年八月にしてソテロと共に捕はれし傳道者水戸シヨアン、家主勘助以下廿七人は相尋て斬に處せられ七日間獄門に掛けられたり。

### 政宗の遣歐使一行の出帆

政宗の遣歐使に關しては幕府と彼との間に何かの理會ありしものゝ如し。當時徳川政府は基督教に對する方針を一定して禁教令を發布せんとする時なりしにかゝらず、幕府の海賊方向井將監をして政宗の造船工事を助けしめたるのみならず、將軍よりも具足屏風等を進物として西班牙へ贈れり、思ふに政宗は幕府へ對して遣歐

使の目的を上申し西班牙の國情を探り外國貿易の便宜を謀らん爲なりと告げ、其眞の目的は秘密に附せしが如し。

金城秘鑑に云く慶長十八年伊達陸奥守政宗・向井將監忠勝と相議して船を南蠻國へ渡すべきの企あり、乃ち先達より仙臺に於て黒船を造らしむ、其船材の板類は多分氣仙東山より伐出し、曲木は磐井江刺より之を採る、又向井將監より幕府御大工與十郎及び水手頭鹿之助・城之助兩人を差下され、秋保刑部頼重・河東田縫殿親顯の兩人を以て造船奉行とす、其船横は五間半、長さ十八間、高さ十四間一尺五寸、帆柱の長さ十六間三尺(杉の木)なりと。

既にして船竣工したれば、ソテロ師を以て船長及び事務長となして全體を指揮せしめ、政宗の家臣支倉六右衛門大使となり、今泉令史・松本忠作・西九助・田中太郎右衛門・内藏半十郎等の隨員墨使ヰイスカイノウの一行、商人等以下百八拾人を載

せ、一六一三年十月十七日即ち我慶長十八年九月十五日陸奥國牡鹿郡月浦より出帆し、一六一四年一月廿五日即ち慶長十八年十二月十六日墨西哥のアカプルコ港に着し、墨西哥市に至り、總督の優遇を受けたり。此處にて支倉大使の隨員六拾八人洗禮を受けて信者となりしが、獨り支倉は歐羅巴へ渡りて後洗禮を受くべしとて其中に加はらざりき、それより數月間墨西哥にとどまり、遂に玖馬島を経て大西洋に入り、その西班牙のサン、ルカ港に達し、セビイレ Seville 市に至りしは、翌年即ち一六一四年の十月なりき。(慶長十九年八月十四日)セビイレ市は西班牙帝國が其植民地と貿易をなす唯一の海港にして、殊にソテロ師の故郷なれば、殆ど熱狂的歡喜を以て使者一行を迎へたり。政宗殊に此地の市長に書翰を送り、ソテロ師によりて聖教の光明に浴するを得たるを謝し、使者の保護を倚頼し、西班牙との貿易開始の希望を陳べ、且つ贈るに大小各一振を以てす。其の書簡は誌して西教史に載せた

あれば就て見るべし。

### 政宗の遣歐使西班牙皇帝に謁見す

セビイレ市に止まること月餘にして、同年十一月廿五日(慶長十九年十月五日)此處を發し、同十二月廿日(陰曆十月三十日)西班牙の首府マドリッドに着し、旅館と定められし聖フランシスコ大學校に入り、滞在數日、一六一五年一月三十日(慶長十九年十二月)に至り、西班牙皇帝ピリッポ第三世に謁見し政宗の使命を奏せり其言に曰く。

光明を尋ぬる者が艱難を忍んで始て光明に接するや其心中の喜悅云ふべからざるものあり、外臣遠く聖教の光明を受けざる地より其の光明の赫灼たる地を尋ぬる爲に來れり、夫の大陽の世界を照すが如く陛下も亦四方を光被し給ふが故に、外

臣今陛下に謁見するの光榮を得て頓に海陸跋涉の患苦を忘る、外臣の欣喜實に喩ふるにもなし、外臣の本國は奥州と云ふ處にして主君を伊達政宗と云ふ、外臣が主君政宗の命により貴國に來りし使命二ヶ條あり。其一は主君政宗天主教の教義を親しく聽聞せし以來深く是教を信仰し、是れ雷に人間の靈魂を救ふ唯一の道たるのみならず、國家を治むるの第一良法たるを悟りしにより、外臣を以て使節とし陛下に乞ふに我國の家臣と人民とを教化せん爲め宣教師を派遣したまはんととなり、而して其宣教師には羅馬法皇より殊に免狀を下附し相當の權威を與へられんことを乞ふ爲め外臣は又法皇へも使節の命を奉ぜり、其二は主君政宗は陛下の威光の偉大なると、其の保護を求むる者を援助したまふの仁惠あるを聽き、主君政宗も亦其身と其國とを陛下の庇護の下に置き懇親なる交誼と奉仕とを求めん爲なり、然る上は今後若し何事にても陛下の御役に立つことあらば熱心命を奉じ

て以て實行すべし、陛下乞ふ願慮する所なく下命する所あれ、外臣は是二ヶ條の使命を帯びて遠く日本より貴國へ使し、其證として土産を捧げ奉る、外臣途中夥多の艱難を経たるも、今陛下に謁見するに及び、欣喜極りなし、伏て乞ふ外臣陛下の面前に於て聖き洗禮の式を領することを許され、外臣が困苦の無効に歸せざらんことを、外臣久敷洗禮を受くることを希望せしかど、殊更に遅延して今日に及べり、若し陛下の尊前に於て聖禮を領するの勅許を得ば、獨り外臣の光榮なるのみならず、本國の人民も亦之に因て洗禮の尊きを知るに至らん云々。

西班牙皇帝は之に對し左の勅語を下したまへり。

貴國に於て天主教を宣傳するは朕の深く喜ぶ所なり、日本の如き遠隔の地に於て能く聖教の傳播するは其人民の知識開けたるによるものとす、今郷遠方より聖教の光明を尋ね遙々大洋を渡りて來朝せしは朕の深く感謝する所にして、天主教の

廣く世界に傳播して、倍々盛大となるは朕の最大希望なり、今卿の主君政宗がその人民の爲に聖教の宣布を希望せらるゝは感服の至なり、朕は力の及ぶ限り卿が希望の旨趣を逐くべし。又懇親なる交際及び通商條約を締結するは最も緊要なる事と思惟す、今後卿が主君に向て朕が意を表せんには、通信の便と朕が力の及ぶ所とに従ふて爲すべきなり、而して通商條約の事は重て之を議すべし、又卿が洗禮を領せんとの志は誠に喜ぶべき事なれば、朕が面前に於て洗禮を執行すべし、其場所及び禮式に關する諸装具は朕之を支辨すべしと。

### 政宗の書翰及び通商條約文

西班牙皇帝の答辭中條約締結の事は重ねて之を議すべしとあるは、政宗の書翰中に戴せたる中合ヶ條に就て云へるなり、其原文左の如し。

乍<sup>レ</sup>恐申上候、從<sup>ニ</sup>先年<sup>ニ</sup>其許大國被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>御治<sup>ニ</sup>候帝王の由及<sup>レ</sup>承候處に、此度伴天運<sup>フ</sup>布羅<sup>イ</sup>以<sup>ル</sup>子<sup>ル</sup>曹<sup>テ</sup>天<sup>ロ</sup>呂<sup>コ</sup>以<sup>ニ</sup>物語<sup>ニ</sup>御威光の通、具に承候、内々申通度候處に、去年又濃毘<sup>ビ</sup>數般<sup>ノ</sup>のびぞれい(總督)より爲<sup>ニ</sup>使者<sup>ニ</sup>日本の帝王へ被<sup>ニ</sup>相渡<sup>ニ</sup>候せねらる、ばすちあん<sup>ビ</sup>びすがいの其國へ被<sup>レ</sup>參候、御國濃毘數般より我等國へ海路事の外近之由被<sup>レ</sup>申候、向後爲<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>申談<sup>ニ</sup>布羅以類子曹天呂を賴入爲<sup>ニ</sup>使者<sup>ニ</sup>相渡申候先年此伴天運を日本の從<sup>ニ</sup>帝王<sup>ニ</sup>使者に可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>相渡<sup>ニ</sup>之由被<sup>ニ</sup>申定<sup>ニ</sup>候得共、俄に煩之故無<sup>ニ</sup>其儀<sup>ニ</sup>候爲<sup>ニ</sup>名代<sup>ニ</sup>別之伴天運渡し被<sup>レ</sup>申候、(前比律賓大守ロドリゴと共に日本を出帆せしムノズ師の事を云ふ)、此度は伴天運煩も快氣之事に候間使者に賴候而渡申候、此伴天運より貴き天有<sup>デ</sup>主<sup>ウ</sup>天道<sup>ス</sup>之御法、聽聞仕候、一段聞入大切に雖<sup>レ</sup>存、難<sup>レ</sup>去指合之事御座候間、未無<sup>ニ</sup>其儀<sup>ニ</sup>候、乍<sup>レ</sup>去某分國中下々にすゝめ可<sup>レ</sup>申候間、さんふらんしすこの御門派のおぜれはんじやの伴天運衆御渡可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候、隨分御馳走可<sup>レ</sup>申候、左様に御座

候を向後爲<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>候、此度我等船を造りのびすばんやまで相渡申候、(註おせれはんじやとは英語の Observantists とのことにしてフランシスカン派中の三派の一なり)、此船に伴天連御渡可<sub>レ</sub>願候、毎年渡海させ可<sub>レ</sub>申候、然者濃毘數般において某船之義御馳走頼存候、同船衆など入申事萬々被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、尤御國中者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申濃毘數般のびそれい、ろそんの屋形あま川のかびたん、まうるまるこのこへるなるどうるへ我等船參候共無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>様に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>願候。並御判<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。又我等國へ從<sub>二</sub>其許<sub>一</sub>舟共參候者、如<sub>レ</sub>其御馳走可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候。又ろそんよりのびすばんやへ參申船、自然我等國へ被<sub>レ</sub>着候者、何篇自由に可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候。若船など損申共、我等國に於ては道具以下少しも無<sub>二</sub>如在<sub>一</sub>申付相渡可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候、又舟など作申度と御座候者、材木無<sub>二</sub>機遣<sub>一</sub>可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候。何へも此由可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候。彌々申合條々以<sub>二</sub>一書<sub>一</sub>別而申入候。猶伴天連可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候。自然伴天連道にて被<sub>二</sub>相果<sub>一</sub>候者、

曹天呂被<sub>二</sub>申置<sub>一</sub>候伴天連可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候條、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>其心得<sub>一</sub>候、猶又爲<sub>二</sub>使者<sub>一</sub>侍一人相渡申候。是式に御座候へ共、日本之道具五色令<sub>二</sub>進上<sub>一</sub>候。何方も伴天連口上に可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候。早々申達候。恐惶謹言。

慶長十八年九月四日

ゑすはんやし國大帝王どんひりつへ様

進上

申合條々

- 一、貴き天有主<sub>二</sub>之御宗門<sub>一</sub>に於<sub>二</sub>吾等國<sub>一</sub>下々罷成候儀、少もさまたげ申間敷候間、さんふらんしすこの御門派の伴天連衆御渡可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候御馳走可<sub>二</sub>申事<sub>一</sub>
- 一、毎年伴天連衆爲<sub>二</sub>渡海<sub>一</sub>此度我等船を作り濃毘數般迄渡申、日本之道具相渡申候、其國の道具をも無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>御渡可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候、拙者遣用のためにて候。
- 一、船渡海のため役者こぐしや入次第に、御やといかし可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、若船損候者、

作直し候時分御馳走頼存候事。(政宗の船歸航の御入り入用の人と物  
を御貸し下されたしとの意なり)

- 一、ろそんよりのびすはんやへ參候舟、若し我等國へ參候者、馳走可申、損し候者、道具已下無相違可申付候、但作直し候とも馳走可申上事。
- 一、於吾曹國船御作被成候者材木鐵已下大工等入程之事、其時之隨様子下知可仕事。
- 一、御分國より船參候者、如何様にも自由にあさなひ已下可申付候。其上馳走可申上事。
- 一、於吾等國南蠻人在付候者、屋敷已下無相違可申付候。尤南蠻人之事に出入曲事候子細公事、等於有、是を其頭人に相渡、其旨次第に可仕事。
- 一、いんざりす、あらんです、何も帝王の爲、敵國より參候者、我等國に而者崇敬申聞敷候。委細者、伴天連布羅以子曹天呂口上にて可申上事。

一、ゑすはんやの帝王三代目のどん、ひりつへ様於日本奥州之屋形伊達政宗一味申談上者互於何事も不可有相違事以上。

慶長十八年九月四日

ゑすはんやの國大帝王様

大使支倉と同様にソテロ師も亦西班牙皇帝に謁見し左の如の言上せり。

臣は今より五年前日本將軍より陛下と和親及び通商を締結すべき使節を命ぜられしが病の爲に其命を果す能はざりしかば、ばとれあるんずむのれす代りて命を受けたり。然るに阿蘭陀人は日本將軍に西班牙人を讒言し西班牙人と交通したまはゞ必ず日本に害あらん、其故は云々とあらぬ事ども申立てしかば、將軍は遂に此事を信用せられ、阿蘭陀人との交親は倍々親密にして、西班牙と交通を開くの議の止みたるは、誠に遺憾の次第なれば、臣は奥州の國主伊達政宗に此事を語り、



阿蘭陀人の狡猾なる所業を訴へしかば、政宗蘭人の不信を怒り、更に西班牙と交際の端緒を開かため、今度使節を派遣し交通條約を締結せんことを命ぜり、因て此旨謹で懇請仕候云々（バヂエの日本教會歴史及びアマチの紀行文に誌す所によれば其末文に將軍の名を以て云々とあれど、本文の方正確なりと思はる、若し此時ソテロが將軍の名を用ゐしとすれば五年前秀忠より倚托されしことを繰廻したるならん）

### 政宗使節を歐洲へ派遣せし目的

爰に伊達政宗の使節を歐洲へ派遣せし目的に關して少しく述べざるべからず。その企圖は單に西班牙と通商條約を締結して海外貿易を盛にし其領民を富さんとの策に外ならずと云ふものあり、彼が基督教宣教師の派遣を請求せしは基督教其ものを

尊信せしにはあらで何かの野心を遂げんための方便とせしは明なるも、其野心の何たるを知るあたはず、其目途は果して單に申合ヶ條にあらはれしが如き和親通商に止まりしか、或は其裏面に何かの密約伏在せしにあらざりしか、支倉大使が政宗の名を以て西班牙私帝に奏上したる言葉の中第二のヶ條に、政宗の身體、領土を西班牙皇帝の保護の下に置き惟命是奉ぜんと云ふに至りては、單に是外交上の辭令と見るべからざるものあり、メリウエテルは其政宗傳に於て此ヶ條を節約して單に永久的和親條約の請求に外ならずとなすも、容易に其説に左袒する能はず、他に疑はしき風説の存在するあればなり、支倉が羅馬法皇に謁見するや、當時羅馬に駐在せしウエニス的全權公使が其本國へ通信せし報告中左の如き言あり、曰く日本使節の使命に關しフランシスカン派の一僧侶は甚だ有力なる説明をなし、日本の一君主（政宗を指す）は彼を教ゆべき一人の高僧と他に數名の宣教師派遣を要求せり、彼は日

本皇帝(家康)に次ぐ所の權威と位階とを有する君主にして代りて帝位(將軍職)を纂奪せんと企圖あり、之が成効の曉には該君主自ら羅馬教會の從順なる基督教者たるを宣言するのみならず、他の候伯をして皆同じく基督教者たらしめんと志ありと云へり、因て羅馬の市民は思惟せり、此ことの根底には何物か他の利害關係の潜伏するならんかと、政宗の心底に果して斯る野心隱謀ありしや否やを明言する能はずと雖も兎も角も歐州に於ては斯る蜚語流言の行はれしは事實なりき。日本に於ても政宗の是壯舉に關して疑惑を懷きしもの尠なからざりき、徳川政府は猜疑の眼を見張りて被の一舉一動を監視せり、政宗亦務て其猜疑を避けんと試みたり、放宗が大坂落城の際城内より遁れ出でし宣教師の保護を無素氣に拒絶し、窮鳥懷に入るも却て之を扶助せざりしは嫌疑を受けんことを懼れたるが故なり。陰に其領内の布教を奨励しながら、陽に禁教令を發布したるは一時の嫌疑を避けんためなり、如此して一時

を装ひ、表に徳川氏の政令を奉じながら、内心潜に何かの消息を期待しつゝありしが如し、政宗詩を賦して曰く邪法迷入唱不終。欲征蠻國未成功。圖南鵬翼何時奮。久待扶搖萬里風(或書に起句を幾時志未窮とし承句の未成功を奇功とあり)。論者往々是詩を以て政宗の胸衷を寫したるものとなし、葡・西兩國人が布教に熱狂しつゝあるに乗じ偽て基督教を信ずるものなりと稱し、其の國情を採り、其の風俗を察し、以て云爲の資に供せんとせし者なり、思ふに當時島律氏が琉球を取りしが如きも政宗をして雄心を動かしたるの一因ならん、然るに徳川氏の禁教令一年一年に急に又に支倉歸朝の後海外の事情を察し遠路の難さを知るに至り、政宗圖南の翼此に徐に收り、形影世に傳ふる少なしと云ふものあり、世人皆雷同して然りとす。徳川氏の切支丹を嚴禁したる以來切支丹大名の子孫等は其祖先の信者たりしを秘し、務て之を歴史より抹殺し、却て反對の事實を捏造して其汚名を清めんと試みたれば、思ふに是詩も亦政宗をして偏狹な

る愛國者たらしめんとして捏造せし後世の僞作ならん、由是詩を以て政宗の自作となすも、詩は志を云ふてふ古語に反し、徒に外觀を飾るの美辭に過ぎず、その目ざす所は南蠻に非ずして徳川氏なりしならん、而して其本能寺主義の終に實現せずして止みしは、當時西班牙の國情政宗に援助を與ふる能はざるのみならず、故ありて直接の通商をさへ許さざりし程なりしかば、到底外國より有力なる援助を得るの見込なく、内には女婿松平忠輝の遠流に處せらるゝあり、徳川氏の基礎倍々強固となりて容易に動かすべからざるを覺りたれば、政宗の積極的行動は乍ら變じて消極的動作となり、只管本領安土子孫長久の謀となすの外他事なく、盛に徳川氏の意を迎合し禁教令を勵行して其領内の切支丹を虐殺し、三代將軍家光の立つや他の候伯に率先して忠義の宣言をなし、今日敢て異心を狹む者あらば政宗請ふ先づ往て之を蹂躙せんと誓ひ、或は殿中に於て土井大炊守に相撲を挑み、負て以て其老たるを示し

殆ど喜劇に類することを演じて他意なきを暗示し、又は關ヶ原の役家康より受けし會津百萬石に封ぜんとすの印信を井伊直考の爲に火中に投ぜらるゝも敢て争はず、是老夫の誤なりと云ひ笑て止みしも、皆是無事を願ふの心にあらざるはなし、政宗老いたりと云ふべく老雄の心事寧ろ憫むべきなり。

### 遣歐使支倉六右衛門羅馬法皇に謁見す

さても西班牙皇帝は支倉の請願を容れ、レイム内親王及びバシヤ内親王を以て代父母たらしめ、其の身は佛皇ルイ、第十四世に許嫁したる王女と與に式場に臨み、グマス。ジャコボ師をして支倉に洗禮を授けしめ教名をピリッポ、フランシスと賜ふ、是實に西曆一六一五年二月十七日にして、恰も我國の元和元年正月元旦に當り、家康禁教令を發布せしより既に一年盛に切支丹を窘迫し又大坂を壓迫しつゝあ

る時なりき。支倉故郷を出てしより既に二星霜、身は天涯萬里の旅客となり異國の君主の面前に於て是聖式を領するの光榮に接す、其感慨果して如何なりしか、彼が是聖禮を受けしは信仰によるか、果た攻略に基くか、吾人は容易に其真相を看破し得ざるなり。それより支倉の一行は暫く西班牙に滞在して名山靈場を巡歴し、九月三十日（我八月八日）西班牙の都マドリッドを發し、ゼノアを経て、羅馬に至りしは其年の十月廿九日（我九月七日）にして、法皇に謁見せしは十一月三日なりき。（我九月十二日）法皇使節一行を遇するに特禮を以てし、其謁見式の如き美觀を極めたる盛典なりしと云ふ。其時支倉大使の法皇に上りし政宗の書は正副二通あり正書は日本語にして副書は羅甸語にて認めあり其文左の如し。

於ニ世界ニ廣大成貴御親五番目のぼつば、ぼうる様の御足を於ニ日本奥州の屋形ニ伊達政宗謹而奉ニ吸申上ニ候。

於ニ吾國ニさん、ふらんしすこの御もんばのふらいるいす、そてろ、たつとき、貴てうす之御法をひろめに御越の時、我等所へ御見舞被レ成其口よりきりしたんの様子何れも、天主てうすの御法の事を取わけ申候。其付しあん仕候程しゆせうなる御事、まことの御定のみちと奉レ存候、それにしたがつて、きりしたんに成度乍レ存今之うちは難レ去さしあわせ申子細御座候而未無ニ其儀ニ候、乍レ去某分國中おしなべて下々迄きりしたんに罷成申候やうに、こゝろ可申ためにさんふらんしすこの御もんばのうちにならざればんしや（前書にはおぜれはんしやとあり同一に）の伴天連衆御渡被レ成可レ被レ下候、何やうにもしゆせう大切可レ存候、御渡被レ成候其伴天連衆に萬事に付而御ちからを御ゆるし可レ被レ下候、其伴天連衆に我等手前より寺をたて萬に付而御ちそう可レ申候、同我國のうちにおゐてたつときでうすの御法を御ひろめ被レ成候ために可レ然と思食候程の事を相定め可レ預候別而大なるつかさも御一人定

め被<sub>レ</sub>下可<sub>レ</sub>頼候、さやうに御座候て頓而<sub>レ</sub>皆々きりしたんに罷成候事一定と奉  
<sub>レ</sub>存候、我等何やうにも請取申候間御合力之儀すこしも御きづかい被<sub>レ</sub>成間敷候、  
 是に付而我等心中に存候程の事此のふらい、るいす、そてる被<sub>レ</sub>存候間、貴老様御  
 前奉<sub>レ</sub>叶申やうに頼入我等使者を相定渡申候。其口<sub>ヲ</sub>を御聞遣可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、此ふらい、  
 そてるに、さしそへ遣我等家の待<sub>サムライ</sub>一人支倉六右衛門と申<sub>者</sub>を同使者として渡申  
 候、我等めうだいとして御したがいのしるし御足をすいたてまつるために口ろ  
 ま迄進上仕候、此伴天連そてる、みちにて自然はてられ申候は、そてる被<sub>レ</sub>申置  
 候伴天連をおなじやうに我等が使者とおぼしめし遣可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、某國とのびすは  
 んや之間近國にて御度候條、向後<sub>西班牙</sub>はんやの大皇帝どん、ひりつへ様と可<sub>レ</sub>申  
 談<sub>レ</sub>候爲、其元被<sub>レ</sub>相調可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、伴天連衆渡海成ため奉<sub>レ</sub>願存候、猶以<sub>レ</sub>某之上貴  
 きでうす天道の御前において御ないせうに叶<sub>レ</sub>申やうに奉<sub>レ</sub>願申候、猶此國如何様の

御用等可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候、随分御奉公可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候、是式に御座候得共日本の道具乍<sub>レ</sub>恐  
 進上仕候、猶此伴天連ふらい、るいす、そてると六右衛門口上に而可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候、其く  
 ち次第可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、早々恐入候。誠惶敬白

伊達陸奥守 華押

慶長十八年

九月四日

政宗 囀

於世界貴御親五代目之

ばつばはうる様

進上

是書翰の朗讀畢りし後サンフランシスカン派のグレゴリー師使節に代り述べて曰

く、奥州の國主伊達政宗は未だ洗禮を受けずと雖も日本に於る基督教の願主なり、日本將軍の基督教窘迫により特に殺戮せられんとせし信徒一千八百人を救ひ、且つ日本全國に聖教を宣布せんとする基督教の保護者なり云々と。法皇の書記官ペトロ師は法皇に代りその答辭を述べて大に政宗の志を賞讃し、彼の速に洗禮を受け日本信者の龜鑑たらんことを望むとの意を述べたり、それより支倉ソテロの兩使節は法皇の御前に拜伏し、更に進み聖足を接吻せしに、法皇彼等を抱きて親愛の意を表す、此れにて謁見の式終り旅館に引取りしが、羅馬に滞在すること數日、其間異常の優遇を受けたりき。而して諸般の打合せもありしならんか、裏面には法皇應を通じて西班牙と如何なる密約結ばれしか不明なるも、政宗の意を満すに足らざりしが如し。

### 法皇ソテロを以て日本東北の監督とす、ソ

#### テロ包圍攻撃せらる

政宗の法皇に奉りし書中に大なるつかさも御一人定め被下度との請願に應じ、法皇はソテロを以て日本東北の監督に補しければ、ソテロは支倉と謀り政宗を助け日本にて大々の活躍をなさんとの大志を懷き、意氣揚々として將に羅馬を去り歸途に就かんとするに當り、意はざりき不幸の其身に及ばんとはバヂエ氏の日本基督教會史によれば當時法皇は日本の爲に大監督壹名、監督四名を任命し、ソテロには殊に最高の僧位たるカルチナールの榮位を以てせんとの意向なりしも、之には有力なる反對ありて沙汰止となりしとぞ蓋し政宗の遣歐使に關するソテロの畫策につきては日本在留の耶蘇組の宣教師は勿論のこと、同門派たるフランスカン渡の宣教師中にも

有力なる反對ありしなり。其理由の一は日本と西班牙との直接の交通は馬尼刺と日本との貿易を衰頽せしむるに在りと云ふにあり、當時西班牙の植民地は外國との貿易を禁止せらるゝのみならず、相互間の通商さへも止められ、總て其貿易は西班牙本國なるセビイレを經過せざるべからざるの定なりき。然るに獨り馬尼刺の商人にのみ殊に特典を與へて日本・支那及び亞米利加の諸植民と直接に交易することを許したり、さればソテロの計畫の如く墨西哥を経て西班牙本國と日本との直接貿易を開始するは既定の制度に戻るのみならず、比律賓の貿易に多大の打撃となるが故に、此地に親密の關係を有するフランシスカン派の宣教師は殊に反對せしなり。又耶蘇組の監督セルケラの二一五年に總長に贈りし書翰によれば耶蘇組の宣教師等はソテロの計畫を破壊し、あはよくばソテロを捕へて馬尼刺へ送還せんと企圖せしも果さざりすと、彼等が反對せしは固より宗派の關係上より起りしも他に大なる理

由ありき。彼等の云ふ處によれば若しソテロの畫策せしが如く多數のフランシスカン派宣教師が伊達候の領地へ渡來せば、ソテロの威權加はりて爲に一般の基督教は勿論、フランシスカン派自身の上にも大なる不利を來すのみならず、さなきだに西班牙人を猜疑しつゝありし家康が此際宣教師の續々渡來するを發見せば如何なる嫌疑を招くやも知るべからざればなりと。監督は又西班牙皇帝へも書を呈して警戒する所あり、殊に伊達政宗の如きは有力なる諸候の一人なるに相違なきも、日本の如き徳川將軍の權威盛なる國に於ては、たとへ政宗と同盟の約を結ぶも何等の効なく、徒に將軍の憤怒を招くのみにて、却て大害を醸すの虞ある旨を上言せしとぞ、又先の墨使ヱイスカイノウは使命の失敗よりして痛く日本人を惡み、是世界に於る最惡の人民なりと稱して之を譏誣し、且つソテロに對しても大に含む所ありて彼に不利なる報告書を西葡兩政廳に呈出して極力彼に反對し、阿蘭陀人も亦其間に處し

て功に之が妨害策を講ぜしかば、ソテロは恰も包圍攻撃を受けしが如く反對者の重圍を突被して目的地に生還するは至難の業なりき、さればソテロの羅馬を去らんとするに當り、俄然一の不祥事は彼が身を襲へり。西班牙帝はソテロの日本東北部の監督に任せられしは皇帝の裁可を経ざるものなりとの理由の下に監督の任命狀を取上げたり、其墨西哥に達するや是地の監督はソテロを抑留して日本へ歸還するを許さず、あまつさへ其所持の書類一切を沒收したり。或は云ふ彼の抑留せられしは墨西哥にてはあらで馬尼刺にてありしと。蓋し當時一六一七年の頃(元和三年)は日本に於る切支丹の迫害は年一年と急なる時にして、政宗も亦將軍の禁教令を遵奉して盛に切支丹を迫害しつゝありとの報海外に達しければ、ソテロの使命は無意義のものと思断せられ倍々彼の不利となりしぞ是非なけれ。

### 支倉の歸國及び其轉宗

斯くて支倉は歸國の途中ソテロに別れ、さながら舵なき舟の如く進退に迷ひしが、幸に新任大守の比律賓へ赴く者あり、彼と同船して馬尼刺に達せしは一六一八年(元和四年)の六月なりしが、此地に滞在すること二ケ年有餘何の故たるを知らず、其本國へ歸還せしは一六二〇年の八月にして實に我元和六年の六月なりき。初め支倉等の月浦を出帆するや、浦人に約して曰く我等歸り來らば洋中に於て大砲を放て迎ふべしと。其歸るに及んで、約の如く大砲を打ちければ、浦にても大砲を打ち迎へたりと、支倉等海外に在ること凡そ八年同行者中死する者多く、八拾五人の一行中歸還せし者僅に十一人なりき。彼が歐州より携へ歸りし者の中に南蠻國主の畫像及び支倉の畫像あり、蓋し南蠻國主は日本人が己の肖像を見るも之を信ぜざら



んことを慮り、併せて支倉の像を寫して之に副へたりとぞ、(歐南遣使考參照)

支倉一行の日本へ歸還せし元和六年の頃は徳川二代將軍秀忠が盛に切支丹を慘殺しつゝありし際なれば、政宗大に憚る所あり、特使を派して支倉等に轉宗を命じ、且つ三ヶ條の布告を發して其の領内の切支丹を嚴禁したり。然も其の當時は未だ敢て之を勵行するの意思なかりしが如し。支倉は歸朝後二年元和八年七月五拾貳歳にして病死したるが、其の子常頼は其の弟權四郎の切支丹を奉じて遁走せしの罪に坐し切腹を命せられたりと。或は云ふ切支丹宗を奉ぜしは其の弟にあらずして召使なりしが常頼は切支丹類族の者を家敷内へ出入せしめしとの罪により斬殺せられしとぞ(支倉家子孫の書上狀)

ソテロは支倉に後ること二年元和八年夏再び禁制を犯して日本へ渡來せしが、直に捕はれて大村の獄に投せられ、寛永元年長崎に於て火刑に處せられたり、彼が處

刑せらるゝ前日、其の時まで所持せし法皇パウロ第五世より政宗へ贈りし書翰・珠數・書類及び油畫等を伊達政宗に贈達せんことを宣教師の一人に遺言したりと云ふ。

## 第五章 禁教令の發布及其理由 (其二)

### 家康對基督教政策の變遷

徳川家康が公然内外に對して基督教に反對の意思を表明せしは、慶長十七年にして其執政以來拾貳年の後なりき。而して是期間に於る基督教徒は比較的寛大なる奉教の自由を享有し、二三の反基督教大名の封内を除くの外、日本國中何れの處にても法律上何等の檢束を蒙ることなく、隨て其布教も亦一時旺盛を極めしが、年所を経るとともに次第に政權の壓迫を感じるに至りぬ。蓋し基督教を自由に放任し之が布教を恣にせしむるは家康の喜ばざる所にして成し得べくんば之を極度に制限し、若くは之を禁止せんとの意向なりしも、外は海外貿易の關係上伴天連の渡來を禁ずるを得ず、内は切支丹大名の勢力旺盛にして妄りに教徒を窘迫する能はず暫く隱忍

して以て時期の到來を待たざるべからざりしが、其間務て大名武士の基督教に歸依するを制し、又頻に切支丹大名の勢力を殺かんと試み畫策する所多かりき。されば是拾貳年間大名貴族の改宗せしもの稀有にして、反て轉宗者續出するの變狀を呈し、基督教に大打撃を與へたりき、是直接間接に家康の壓迫より生ぜし結果なり。以下是期間に於る切支丹大名の覆沒蹉跌の顛末を叙し、併て諸大名の切支丹に對する態度の變遷を述べて以て禁教令に及ばん。

### 切支丹大名の覆沒蹉跌

有力なる切支丹大名黒田孝高の薨去は基督教の爲に大なる損失なりき。孝高は慶長九年三月廿日(一六〇四年)享年五拾九歳にして薨去す、遺命して博多の切支丹寺に葬らしむ、是彼が數千の黄金を寄附して新に建立せし寺院なり。孝高才智、高邁、

勇敢、剛毅にして恭謙之徳を具へ、秀吉の參謀として籌策する所多く、秀吉熟慮千萬して咨詢する所、孝高忽ちにして裁斷し遙に其意表に出づ、人以て今張良となす、秀吉倍之に信任せしが、然も窃に其宏度を嫌忌し、僅に十二萬石を與ふるに過ぎず、孝高之を悟り殃を執らんことを恐れ、天正十七年歳僅に四拾五歳にして上書して老を告げ家を其子長政に譲れり、爾來秀吉の顧問となりて小田原・朝鮮の役に從ひ賛畫する所多かりき。其一世の事業は日本國史上に照々たれば爰に贅言するの要なし。關ヶ原の役彼は九州に在りて遙に東軍に應じ其功を以て別に封士を得んとを望みしも顧みられず、家康別に上國に於て湯沐の邑を與へ大政に咨詢せんと欲せしも固辭して受けず、退て博多に移り田園に灌して以て天下の形勢を傍觀す。彼の基督教を奉ずるや、公私の爲に盡す所頗る多く、反切支丹を以て有名なりし毛利輝元を諭して宣教師を其領地へ招致せしめ、又其說得によりて數名の大名を切支丹

に歸依せしめたり。殊に秀吉及び家康に對して宣教師の爲に斡旋し彼我の意思を疏通するを務めたりき。當時戰國の風習として諸侯は其家臣の過失ある時は直に之を手討にし、或は切腹を命ずる等の事は珍らしからぬことなりしが、孝高は至て慈悲深く人を殺害することは其最も忌む所なりき、されば家臣奴僕の罪を犯すものあるも、務めて之を減刑し決して之を殺戮せざりき、その薨ずるや遺命して堅く殉死を禁じ、其家臣の一人にも切腹するを許さざりき。其人格の崇高なる當時の世に在りて一頭地を抜くの觀あり、その歌の一首に曰く

不忠不義私もなくけふくれて

ながらへば又あすもかくこそ

孝高の死後其子長政父に代て宣教師を款待し百方之が保護に任じ、又其臣民の改宗を獎勵し來りしが、不思議にも之と同時にしばし佛僧を招待して父の佛事を營

み、表面佛教を尊崇するの態度を表明せり、是或は家康の意を迎合するより起りし事ならんも、一步を譲るものは又尋て二歩三步を譲らざるべからず、其結果終に關ヶ原戦後黒田家に寄食したる浮田秀家の考臣にして切支丹武士たる明石掃部の一族及び宣教師を其領内より追放し、切支丹寺を破壊せざるべからざるに至りぬ、されど其内心は未だ全く棄教せしに非ざりしかば敢て其配下の切支丹を壓迫せざりき、殊に長政の叔父黒田圖書助直之の保護によりて黒田領内の基督教徒は極めて平安なりしが、慶長十四年二月直之卒したる後は漸々窘迫を蒙り、終に全く其跡を絶つに至りぬ、此際獨り直之の子長門守は終始基督教の爲に奮闘して以て其信仰を維持せりと云ふ。

切支丹大名記には長政の父方の叔父ミカエル宗右衛門と云ふ者ありと記す然るに黒田家譜には孝高の弟に圖書助直之と云ふ人あり慶長十四年二月を以て没す思ふに同人ならん。

切支丹大名にして轉宗せし者黒田長政の外數名あり、其重なる者を舉れば毛利高政・五島玄純・大村喜前・有馬直純是なり。改易又は死を賜はりし者三人前田宗利・筒井貞次・有馬晴信是なり。

毛利高政は豊後佐伯の城主にして洗禮を受けし以來十數年、切支丹大名大友氏の故地に封を受け、基督教の爲に盡す所多かりしが、家康の睨視に觸れて其信仰を維持する能はず、一旦は棄教を表明せしも流石に恥る處ありけん、慶長十一年の頃再び改心して宣教師に好意を表し、其領地に切支丹寺を建立せしが、是たゞ一時其良心の煩悶を避くるの手段に過ぎざりしと見え、久しからずして全く棄教し反對の態度を表するに至れり。

五島の領主玄純は朝鮮より歸陣後、曾て其叔父の爲に迫害されし領内の切支丹を保護し布教を奨励し來りしが、慶長十二年の頃江戸へ參勤し將軍秀忠に謁見せし以來、突然棄教して佛教徒となり却て切支丹を迫害するに至りぬ。

前田主膳正宗利は、丹波入上の(或は篠山と云ふ)城主にして徳善院玄以の第二子なり、徳善院は秀吉の時

代京都奉行として宣教師を厚遇せし人なり、宗利は其兄と偕に洗禮を受け信者となりしは既に述べしが如し、然るに其兄左近將監<sup>ひでかつ</sup>秀以は慶長六年廿六歳にして卒し、宗利代りて家を嗣ぐ、其父徳善院は慶長七年六十四歳にして薨去せしが、當時宗利は切支丹に熱中して父の佛事に參與するを拒絶して物議を醸せしと云ふ。然るに其後信仰冷却して過失尠ならず、家臣の彼が切支丹信者たるを家康へ訴へし者を捕へて之を誅し、爲に家康の憤怒を招かんことを惧れて精神に異狀を呈し、慶長十三年改易せられて家絶ゆ、其後彼は再び信仰を恢復して切支丹的生活を送れりと云ふ。

同年伊賀上野の城主筒井定次も亦改易せらる、彼は文祿年中朝鮮の役長崎に於て洗禮を受けし切支丹大名なり、關ヶ原の役東軍に組して功あり本領を賜はり伊賀を領す、彼は家康の諭告に應せずして依然基督教を遵奉せしが、家臣の爲に訴へられ伊豫の國へ追放せられ数年の後殺さる。定次を訴へし家臣とは松倉重政なりと云ふ説あり、是松倉は徳川直參の家臣となり鳥原に封せられ基督教徒を慘殺せし有名なる迫害者なり、藩翰譜には慶長十三年六月家人中坊飛彈守秀祐が爲に訴へられ定次駿河の國府に召され罪を蒙るとあり是實説ならん。

### 切支丹大名大村喜前の轉宗

日本基督教會の柱石と呼ばれし大村喜前<sup>よしき</sup>の轉宗は切支丹に影響を及ぼすこと甚大なりき。喜前は純忠<sup>すみたけ</sup>の長子にして熱心なる切支丹大名なり、幼より基督教を奉じ、曾て(一五八三年)其弟二人と共に龍造寺家に質となるや、屢々切支丹を棄つべき勸告を受たるも固く執て之を却げ、反て龍造寺の弟三子を説きて基督教を信ぜしむるに至りぬ。慶長二年秀吉廿六名の教徒を磔刑に處せし時、喜前偶々朝鮮より歸國し居りしが、全家を携て長崎に赴き、處刑の實況を視察して之に敬意を表し、其遺骸を引取りて厚く之を葬れり。其後慶長八年耶蘇組監督の大村を訪問するや、貳千有餘の信徒と偕に彌撒祭に列し、式後多數の教徒を饗應し、其子新八郎純頼及び重臣の子弟をして給仕せしむ。喜前恭謙にして民を愛し、其高潔なる生活、其敬虔な

る行動は異教徒をすら感服せしめたりと云ふ。斯る篤信の人にして突然棄教して逸樂放肆に沈溺するに至りしは如何なる理由によるか、宣教師の報告書によりて其原因と察知し得らるゝものを擧れば概ね左の數點に歸するが如し。其一慶長九年家康長崎市外の地則ち新長崎を收公して天領となせり、是大村家に取りては多大の損失なりき。是或は將軍の通譯官にして宣教師たりしロドリゲスの建策に基くならんかとは喜前の邪推せし所なりき由彼の建策ならずとするも、事前に内々喜前に其儀を密報するの好意なかるべからずとて深くロドリゲスの不親切を怨みたりき、其二是日本人の司祭荒木トマスの讒誣によれり。荒木は歐洲に渡りて脩業し學成りて後羅馬にて司祭の教職に任ぜられし人なるが、何故か深く歐羅巴人を怨み、歸朝の途中媽港に立寄し時在留日本人に向て彼がマドリッドに滯留中西班牙人の日本に對し異圖あるを發見せりと云ひふらし歸朝後大村に派遣せらるゝや、其位置に不満なりし

が故か、頻りに外人を誣ひ、殊に宣教師等は日本國の征服を企圖するものなりと讒誣して止まざりき、喜前その感化を蒙りしこと妙なからざりしとぞ。其三然れども喜前の終に轉宗するに至りしは以上の二點よりも寧ろ家康の壓迫に耐へざりしが故ならん、家康は大名武士の切支丹たるを好まず、機會ある毎に之を壓迫し種々の口實を設けて罪なき切支丹大名を改易すること頻々たりしかば、喜前も殃の其身に及ばんことを恐れて深く顧みる所あり、切支丹宗を固執して改易せらるゝの不幸に遭遇せんか、或は基督教を廢棄して先祖傳來の本領を安堵せんか、二者の中其一を選ばざるべからざるの困難に陥り進退に究せし折柄、家臣等の頻りに愁訴嘆願して棄教を迫るものあり、遂に意を決して本領安堵の策に出しものゝ如し。喜前の棄教を決するや紫電一閃暴雨乍ら至るが如く、突然切支丹宣教師を領外へ放逐し、加藤清正の推舉せし日蓮宗の高僧を招待して佛教を奨勵し、切支丹寺を改繕して佛寺とな

し、旬日を出ずして其領内を佛教化せんと試みぬ、其變化の神速なる領民皆驚き怪み互に相耳語して曰く領主は天魔に魅せられて發狂せしにあらざるかと喜前の姉妹マリナは亡父純忠の遺言を繰廻して喜前を諭し、其子純頼も亦父を極諫せしも皆聞かれざりき。唯不思議なるは彼が一回も佛寺に參詣したることなく又其諸子をマリナに托して切支丹的教育を施さしめたることなり。其後久しからずして領土を其子純頼に譲り其身を放逸の生涯に委せり、是れ何事か煩悶する所ありて自暴自棄の境涯に陥りし結果ならんか、其心情寧ろ憫むべきなり。伴天連記と云ふ書物には浦上を公領とせしは伴天連等の建築に出たるが如く誌し。又喜前の轉宗を記して曰く大村の内に、ちゝは清左衛門と云侍あり、かの人はむかしばてれんに付良魔(羅馬)に渡り、十ヶ年學文して後日本に歸り、ゑされんしやのあるまん(切支丹寺院の脩道士)して居たりしを伴天連を少うらむる子細有て寺を出で、大村殿に奉公す、さ

りしたんのむかしより國をとる事をよくしりたる故に、ぜすきりしとはかり事、さんちやあごのいくさ、日本に度々諸勢をむけたる道理など、いとこまやかにかたりければ、其時大村殿、今こそおどろく處なれ、かほどまで悪行を廻らす輩を信ぜし事こそくやしけれとて、たちまち家中のばてれんゆるまん残りなく長崎へおつ返し、あまたのゑされんしやをうちやぶり、其身は肥後よりたつときほつけ妙典の上人を申請、眞實の眞道に入たまふ、それよりしてこそ、きりしたんのじやだうの談合は、唯いたづらに成果、次第々に世もせばくなり果ぬるなりと。

### 切支丹大名有馬晴信の改易

慶長十七年(一六一二)切支丹大名有馬修理大夫晴信プロタスも亦改易せられ後死を賜はる。有馬家の基督教を奉ずること父子二代、晴信最も熱心にして常に切支丹

の保護者たるを自任せり。曾て其居城を島原に移すや、有馬の舊城趾を耶蘇組の爲に開放して脩學院を設立せしめ、晴信の子直純も亦此處に病院を建設し貧民を救助せり。初め慶長十二年晴信幕府の命を受けて葡萄牙船デウス號を撃て功あり、此際能く政教の區別を識別し、之が爲め其信仰を冷却せざるのみならず、却て家康に奏請して葡商殺戮、宣教師追放の命令を取消さしめ家康の信任を得たりと云ふ、然れども其實家康陽に晴信の勇氣と仁徳とを賞讃せしも、陰に彼が葡船燒打事件に聯關して其信仰を放棄せざりしを遺憾とせしもの、如く、更に策略をめぐらして有馬家の切支丹を攪亂せんと企圖したり。晴信の子直純は教名ミツセルと云ひ切支丹の教徒たり。有名なる切支丹大名小西行長の姪マルタを娶りて子あり、曾て家康に近侍すること數年、慶長十五年家康其曾孫女を以て之に娶はさんとす、直純拒むあらず、唯々として承領し、其父晴信も亦其子の徳川家の縁者となるを光榮とし之を

許したりしかば、直純直に先妻マルタを離婚して家康の曾孫女に配せり、晴信平常の主義よりせば斯る不義の結婚を是認すべきにあらざるも、徳川家と結ぶは有馬家長久の基なりと思惟し、誤て切支丹の教に戻り不思議の災害を招致するに至りしぞ是非なけれ。直純の配せし家康の曾孫女は勢州桑名の城主本多美濃守忠政の長女にして其母は家康の長子岡崎三郎の女なり。初め越後春日山の城主堀越後守忠俊の室たりしが越後守罪ありて流罪に處せられし後、寡居せし熱心なる佛教徒なり。彼女の嫁ぐ所に御家騒動を惹起せしより觀れば其性質極て陰險なる妖婦なりしや知るべきなり、果して有馬家に入て一大騒亂を捲き起せり。彼女の直純の妻となるや、其夫に迫り切支丹宗を棄て、佛教に轉宗せしめ、直に宣教師を追放し、領内の切支丹宗徒を窘迫し始め、之が爲め晴信、直純父子の間を離隔せり。是時偶々有馬家に一大事件起りしかば、その機に乗じ終に其舅晴信を陥入るゝに至りぬ。其一大事件と



は世の所謂晴信の陰謀事件と稱するものにして其顛末左の如し。そもく肥前國藤津・彼杵・杵島の三郡は元と有馬家累代の領地なりしが、曾て龍造寺隆信の爲に略取せられ、後一旦之を取返せしも、更に秀吉の命によりて鍋島家へ還付したり、然るに此三郡は有馬家重代の土地なれば折もあらば之を取還さんとは晴信の宿志なりき。時に家康の權臣本多上野介正純の家臣に岡本大八と云ふものあり、同じく切支丹信者にしてパウロと稱す、正純大八を長崎へ遣はし貿易を視察せしめしことしばしくなりしが、沿道の諸候皆彼が家康の老職本多正純の家臣たるを以て之を欺待せしかば、大八圖に乗りさまの奸計を企てぬ。或時大八有馬晴信に云て曰く聞く近頃葡萄牙船追撃の功により有馬氏増封の噂あり、若し望の土地あらば内々我等主人まで申入れられなば能きに取計ふべしと。有馬家の君臣等之を眞實の事と思ひ前の三郡を得んことを申出で之が斡旋を大八に委托し前後贈るに數千金を以てす。斯

くて一歳餘を過ぎぬれども、何の沙汰もなかりしかば、晴信始て怪み、正純に告ぐるに其實を以てす、正純大に驚き、少しも知らざる由を答へて、大八を幕府に差出し晴信と對決せしめ、其結果大八の罪露はれて獄に投ぜられしが、大八無念とや思ひけん、獄中より上書して晴信の尙切支丹宗を奉ずるを訴へしにより、幕府晴信の不始末を罰し、甲州都留郡に流配す、而して大八は阿部河原に於て磔刑に處せられたり。或は云ふ大八の訴狀には晴信長崎奉行長谷川左兵衛藤高を關討にするの計畫あるを以てせりと、又西教史には大八事件に關し晴信を幕府へ讒訴せし者は其子直純夫妻なりと云ふ。何れが事實なるや詳ならず、是事件の審問は慶長十七年の二月にして其刑の宣告は同年三月なりき。

晴信の流配せらるゝや既往を顧みて其非を悔ひ涕泣して罪を天主に謝せり。晴信の後妻をジャストと云ふ、篤信の夫人にして夫晴信に従て配所に赴き、日夜心を盡

して奉仕し、祈禱・讚美あらゆる宗教的勤行を脩めて晴信の憂悶を慰め一日も怠ることなかりき。然るに其子直純は父の領地を獲得せしも尙満足する能はず、其父晴信が幕府の權臣に通じて領土恢復の舉を爲さんことを疑惧し、長崎奉行長谷川藤廣と謀り、再び晴信の罪を訴へしかば、家康直に之を取上げ、其年五月晴信に死を賜ふ。晴信命を受け直に書を裁して其子直純及び長谷川藤廣に贈り、彼等が天主の前に其罪を悔改せんことを勧め、又其從臣に向ては如何なる事情あるも幕府の官吏に敵對すべからざる旨を諭し、檢視官に乞ふに準備の爲め暫時の猶豫を與へられんことを以てし、待臣をして聖書を誦讀せしめ、己の罪を悔悟して以て死に就くの備をなせり。凡そ切支丹宗の慣例として死する前に當り之が準備として必ず罪の告白をなすべき筈なるも、是際告解を聽くべき司祭なきを以て之が代りとして基督の肖像の前に跪き、家臣列席の前に於て告解の式を行ひ、終て後一々家臣に告別して以て

刑場に登り、從容として跪き靜に衣襟を開きて以て家臣の刀を受けたり、蓋し割腹は武士の榮譽とする所なるも切支丹宗の嚴禁する所なれば、たとへ人我を以て怯夫となすも神の教に背く能はずとて從臣をして其首を斬らしめしなり。夫人ジャストは斷腸の思を忍ひて夫晴信を慰藉し天主に祈禱しつゝありしが、檢使の實檢終るや靜に晴信の首級を懷きて最後の接吻をなし、遺骸と共に之を包み、己が室に退きて慟哭昏倒し、直に其髪を剪りて之を天主に奉し遁世の兆となし、其夫の墳墓の傍に廬を結び三年の喪に服したりと云ふ。或は云ふ家康彼女を終身檻禁せりと。

### 家康基督教徒を追放す

是より先き家康有馬晴信の獄を斷するや、直に令して切支丹宗の取締を嚴にし畿内は京都所司代板倉伊賀守勝重に、西國は長崎奉行長谷川左兵衛藤廣及び有馬左衛

門佐直純に訓令して寺院を破却し、信徒を搜索せむめ又其家臣の同門徒たる者を檢舉し、旗下の土小笠原權之丞・榊原加兵衛・原主水・鷹師須賀久兵衛等四名を得て之を追放し、殿中の女官三人を禁固す、此中ジュリーと稱する女官あり、朝鮮の婦人なり、征韓の役小西行長の爲に捕はれ日本へ來りて信者となり行長敗滅の後家康に事へ之が寵愛を蒙りしものなり。家康彼女を愛すること最も深くして之を棄るに忍びず、再び殿中に召還さんと欲し或は威し、又は諭し、手を換へ品を變へて之が轉宗を迫りしも應せず、遂に大島へ流配して悲惨の生涯を送らしめしと云ふ、同時に京都及び江戸の切支丹も亦壓迫を蒙り、慶長十七年中全国各地に於て耶蘇組の寺院及び教師館の破却せられしもの八十六、他派の切支丹宗も亦同様の禍害を蒙れり、されど家康未だ普通教民を迫害し宣教師を追放するの意なかりしと見え、此年も亦例年の如く耶蘇組監督の使者を引見し好意を以て之を遇せり、リテロの江戸にて捕

はれ教徒の磔刑處せられしは翌十八年のことなりき。

### 非切支丹大名の態度

切支丹宗に非ずして切支丹門徒を保護せし大名も亦其態度を一變せり。豊前の領主細川忠興は其妻迦羅奢の殉難後大に宣教師を厚遇し、切支丹宗に尊敬を拂ひ來りしが、慶長十六年其崇敬せし司祭セスペーデの死去するや、忽ち其態度を一變し公言して曰く予は最早宣教師も切支丹寺も要せず基督教徒の我領内に在るは好ましからぬことなりと、依て教徒を遠げセスペーデの遺骸を小倉の地に埋葬することを拒めり、されど其一族多く忠興の意に従はず、其母マリアは切支丹宗の保護者たるを自任し、世子忠利は其居城中津の地を以て宣教師の避難所となし布教上の便宜を與へぬ。忠興の長女は稻葉一道に嫁して臼杵に在り、亦大に教徒を保護し來りしが元

和元年享年僅に廿七歳にして卒す、又其姉妹の一人公卿烏丸光方の室となりしものありしも六拾歳にして死せりと云ふ外其閱歴詳ならず、恐らく彼女も亦終まで其信仰を維持し慈母の志を空くせざりしならん。忠興の重臣に加賀山隼人と稱する信者あり、其一族皆基督教を奉じしも未だ危害を蒙らざりき。島津義弘も亦家康の命を奉じその曾て捉致せしドミニカン派の宣教師を追放し、(慶長十二年)又小西の家臣にして宇土落城の時島津家へ身を寄せたる小西若狭の子を退去せしめたり、然るに其子家久及び江口の城主某等は陰に基督教徒を保護せしと云ふ、而して其最も終まで其領内の教徒を保護せし大名は福島正則・伊達政宗・上杉景勝等なりしと云ふ。

### 有馬直純領内の切支丹を迫害す

有馬左衛門佐直純の其父晴信の舊領有馬に封せらるゝに當り、家康に誓ふに雷に

自ら切支丹宗を廢棄するのみならず、其領民の是宗門を奉ずるを禁じ根を絶ち葉を剪りて之を絶滅せんことを以てす。既にして暇を賜はり領國に歸るや、先づ島原に着し是より有馬に至る途中行々沿道の十字架を倒し、歸城後直に切支丹嚴禁を布告し、違背する者は追放又は死刑に行ふべき旨を令して領民に轉宗を命ず、領民服せず更に自ら退去するものあり、又放逐せらるゝ者あるも毫も怖るゝ色なく信徒の多數は領主の禁令に遵て聖教を放棄せんよりも、寧ろ切支丹を固守して殉教するに若かずと決心し、左の如き誓文を作りて各自之に署名せり、其文に曰く我等教友今基督・聖母・使徒及び天國の聖徒に誓言す、假令幾多の艱苦に遇ふも邁進して撓まず、我等教友の遵奉する基督教を固守して以て天主の御榮先を顯彰せんことを、又我等教友、相誓て此約言に背く可らずと。

直純領民の基督教の爲に死を決するを見て大に怒り、其異母弟二人を慘殺し、會

堂を破却し、宣教師を放逐し、敏徒を窘迫すること倍急なり。直純思へらく有馬領民の斯くも熱心に基督教を遵奉して動かざるは宣教師等の煽動に基くならんと、是に於て直純使者を宣教師の許へ遣はして曰く向後我國に於て基督教を宣布し、且之を奉ずるは、公方の許さざる所たるを以て、速に退去すべしと。有馬の脩學院長マチュー、コレー以下此の令を奉じ直に長崎へ退きしかど尙二三の司祭を潜匿せしめて信者を保護せしめたり直純宣教師等の退去せしを見、今は容易に信徒を轉宗せしめ得べしと思惟し、佛僧の言に聞き、信徒に令し神佛を勸請して忠義の誓紙を上るべしと命ず、信徒皆抗言して曰く我等が生命を抛て國主に忠勤を盡すは固より其分なれば誓て之を行ふべし、されど神佛に向て誓言をなすは我等の決して爲す能はざる所なり、寧ろ斬に處せられんことを希望すとして、頑として應ずるものなく、あまつさへ先に一旦轉宗を誓ひし者も續々反正して信仰に立ち戻り、政廳に至り上申し

て曰く我等は再び基督信者に復歸して殉教せんことを乞ふ、佛典を戴きて誓言をなさんよりは却て之を足下に踏まんことを欲すと。直純之を聞きて憤懣に堪へず、盡く信者を殺戮せんとす、執政諫めて曰く切支丹信者を盡く慘殺せんとせば有馬領民の大半を殺害せざるべからざるのみならず然も良民を失ふことなり若かず二三の首謀者を誅し其他の者には寛大の處置を施し徐に他日の謀をなさんにはと、直純之を容れ一時迫害の手を緩め信徒消小康を得たり。

### 切支丹武士高橋主水等の殉教

長崎奉行長谷川左兵衛藤高は反切支丹を以て有名なる人なり、曾て家康の命を受け直純の切支丹禁止を監視せしが、其處分の緩漫なるを見て痛く憤慨し、上國に於ては直純再び切支丹に復歸したりとの風評ありて大御所様の御覺芽出度からずとの

報を得たりと通じて直純を督勵せり。直純之を聞きて大に惧れ、今は絶體絶命是非とも切支丹を絶滅せざるべからずと思惟し、先づ切支丹信者たる老臣八人を召して棄教すべきを諭し、其應ぜざるを見て、乍ら温言を以て之を誘ふて曰く「余若し卿等を國教に誘導すること能はざれば予は爲に公方の嚴罰を蒙るに至るべし、ここを以て已を得ず公方の意に遵はざるべからず、卿等の勤功勤勞あるは予の平生知る所にして、卿等の忠義にして予の爲に盡すの厚き一旦緩急あれば卿等身命を棄て、予の生命を保護するの覺悟あるを信ず、而して今卿等予の爲めに此一事を行ふに非ざれば予將に身命の危難に陥らんとす、然れども予は卿等の身命を要するに非ず、家財を欲するに非ず、又卿等をして基督教を放棄せしむるに非ず、只此困難の鎮靜に至るまで暫く信者たるを陰蔽せんことを希望するのみ予も亦内心は卿等と同く基督教信者なり、故に幾ばくもなく亦公然と基督教信者たるを告白するの期あるべし、只時勢

を體認して自ら戒しむるのみ」云々と、懇請至らざるなく涙を流して説諭するに至り、八人の中五名は直純の説諭に感動して表面棄教せんことを承服せしも、殘る三名は頑として應ぜざりき、其三名とは即ち高橋主水・藤田利右衛門・武富助右衛門なり。彼等は有馬家勳功の士なり、直純之を誅するに忍びず、假すに時日を以てして反正せしむる所あらんとす、藤廣聞かず速に三氏と其家族を殺して以て基督教徒を威赫すべしと唱へ、夫人本多氏亦旁らより之を賛し、良人若し藤廣の言に従はずんば災害其身に及び臍を齧むの悔あらんと、頻りに教徒の處刑を迫りしかば、直純終に意を決し、慶長十八年九月教徒焚殺の令を下し、高橋主水以下三人及び其家族を拘引し獄舎に投ず。爰に於て先に一旦信仰を陰蔽すべしと誓ひし五人の重臣中、四人までは再び改心して高橋等と死を共にせんことを乞ひしも許されず、遂に退去して平戸へ赴けりと云ふ。

教徒高橋等處刑の報傳はるや、有馬領内の信徒を始め遠く長崎地方より押寄せ來る者續々絶へず、其状さながら潮の寄せ來るが如く、有馬城下に群聚するもの約四萬人、彼等は三日三夜有馬城下の曠原に露宿し、夜は盛に篝火を燃きて其威勢を示し、鬨の聲をあげて遙に殉教者に應援し、晝は城下の信徒と合して信條を唱へ、讚美歌を歌ひ、時に凱歌を奏して以て殉教者を激勵す、其聲宛がら百雷の一時に落るが如く天地に響き亘り有馬城下を震動せり、彼等は固より異圖を懷きて領主に反抗せんとするにあらざれば四萬人中一人の兇器を携ふる者なく、唯十字形を装置したる念珠を首にかけ殉教の榮にあづからんとの意を示すのみなれど、其勢の盛んなる如何なる珍事を惹き起さんも知るべからず、爲に當局者の心膽を寒からしめたり。直純是を見て大に恐れ、銃隊を派して之を擊殺すべしと威赫せしも驚かず、溫言を以て解散を諭すも聞かず、群衆の勢倍々加はり將に進て獄舎に迫らんとす、爰に於て直

純教民の爲に囚徒を掠奪されんことを恐れ窃に獄中に於て之を刑せんとす、信徒等之を聞き、直純に云て曰く臣等の群聚するは獄舎を破壊せんが爲に非ず、固より又囚人を掠奪するの意なし、唯同教者を慰藉し處刑の地に列して以て死後の教務を行はんが爲なりと稱し、他意なきを保證して以て直純をして辛ふじて處刑を行はしめたり、是日殉教せしもの八人

高橋主水 アドリアン

其妻 シヤンヌ

藤田利右衛門 レオン

其妻 マルチ

武富勘右衛門 レオン

其妻 小萬 モニク

高橋主水の男 ジャック

其女 マデレーン

その處刑の状景を記さんに、直純は下吏に命じ城外の廣原に刑場を設けしむ。即ち八本の柱を立てたる彼等を入るべき小屋を設け、其柱に蘆葦及び藁を纏ふて焚殺

に便にし、觀者の近づかざる爲め小屋の周圍に柵を設け、又柵と小屋との間に藁或は樹枝を撒布し、之に火を放てば火勢次第に盛にして、柱より小屋に及び、終に宗徒の遺骸のみを存する設けをなせり。斯くて其日となりければ、其の殉教の光景を見、主の榮光を讚美せんとて集り來りし四萬の信徒の整然として行列せる中央を彼等八人の宗徒は肅々として進行す。男子は白衣を着し手を背に縛せられ、婦人は晴衣を着し、同じく手を背に縛せられたり。やがて刑處に入りければ役吏は積み重ねたる樹枝に火を放つ。群集は火焰の漸次彼等に迫るを見て、感動して悲嘆の聲を發し、ゼーシウ、マリアを唱へ、號泣天地を震動す。彼等は十二歳なる高橋ジャツクを初めとして、只管天主を讚美し、互に相勵まして従容として死につけり。

### 有馬直純日向へ轉封せらる

直純の高橋等を誅せしは切支丹信徒を威赫して轉宗せしめんが爲なりしも、其結果は却て反抗となり信徒をして倍々殉教の志を堅ふせしめたり。監督セルケラの報告によれば有馬の信者等は組と稱する結社をなし死を以て信仰を貫く決心あるもの相團結し、屢々集會し、互に信仰を奨勵し、又其目的の爲に殊に教訓書及規約を作れり、此結社の精神上の鍛鍊は既に有馬封内一般に廣まり。十歳乃至十二歳の兒童すらも其年齢に應ずる規約を有する組を設けたりと。勢斯の如くにして信徒の熱心燃るが如く如何なる嚴科に處せらるゝも誓て切支丹に背かず、寧ろ殉教を以て最上の榮譽となすに至りければ、威武も是等を屈する能はず。又關東より申請たる碩德幡隨和尚の説法談議も一人の信心聽聞するものなく、異國の魔法心に入りたる者には何事を教化するも効なしと見限りて關東へ歸りしかば直純今は如何ともする能はず、終に有馬の舊地を去りて他へ移らんことを乞ひ、日向國縣の城五萬三千石



の地へ國換を命ぜらるゝの餘儀なきに至りぬ。然るに家臣等は暗君に従ふて累世の故地を去ることを願はず、多くは去りて他に事へ、或は浪士となりて信教の自由を得んことを欲し、直純に従ふて移轉せし者は僅々數十人に過ぎざりき。藩翰譜に「高來郡中天主の法盛に行はれしかば有馬の家人等も其風俗に習ひ邪法を行ふ故に、直純他國へ移らんことを望みしに依て、日向國へ移されし程に、家人等斯く移ることを願はずとあるはこの謂なり。之を有馬切支丹大迫害の序幕とす、これより以後島原の亂に至るまで拾有七年間暴君汚吏の教民に對する宛から虎狼の羊豕に對するが如く、搏噬を恣にし斬首・磔刑・火炙は愚か、鋸挽・灸籠・養踊・倒懸さては溫泉嶽の地獄責等あらゆる苛法慘刑を施して教民を窘迫し、兇惡無殘の虐殺を逞ふせし、其慘澹たる悲劇、其悲愴なる光景は、さながら焦熱地獄のバナラマを展開せしが如く、人をして酸鼻に堪へざらしむ、其詳なるは後章に叙述すべし。

## 第六章 禁教令の發布及び其理由 (其二)

### 切支丹禁教令

前の征夷大將軍徳川家康は東洋の大使徒フランシスコ、サビエーが鹿兒島へ上陸せしより六拾年と五ヶ月の後なる慶長十八年十二月廿三日を以て、有名なる基督教禁教令を天下に布令して邪宗門を嚴禁し、尋て老臣大久保相摸守忠隣を京都へ遣し近畿の教徒を處分せしむ、之を伴天連追放の文と云ふ。其言に曰く

乾爲<sub>レ</sub>父、坤爲<sub>レ</sub>母。人生<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>其中間<sub>一</sub>。三才<sub>於<sub>レ</sub>是</sub>定矣。夫日本者元是神國也。陰陽不<sub>レ</sub>測、名<sub>レ</sub>之謂<sub>レ</sub>神。聖之爲<sub>レ</sub>聖。靈之爲<sub>レ</sub>靈、誰不<sub>レ</sub>尊崇。况人之得<sub>レ</sub>生、悉陰陽之所<sub>レ</sub>感也。五體<sub>・</sub>六塵<sub>・</sub>起居<sub>・</sub>動靜<sub>・</sub>須臾不<sub>レ</sub>離<sub>レ</sub>神。神非<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>他。人々具足、箇箇圓成。迺是神之體也。又稱<sub>二</sub>佛國<sub>一</sub>者不<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>據。文云、惟神明應迹國、而大日之本國矣。法

華曰、諸佛救世者、住於大神通、爲悅衆生、故現無量神力、此金口妙文也、神與佛其名異而其趣一者、恰如合符節。上古緇素各蒙神助、航大洋而遠入震旦、求佛家之法、求仁道之教。孜孜吃吃、而内外之典籍負將來後來之末學、師師相承的傳受、佛法之昌盛、迢越於異朝。豈是非佛法東漸乎。爰吉利支丹之徒黨、適來於日本、非雷渡商船而通資財、叨欲弘邪法、惑正宗、以改域中之政號、作己有。是大禍之萌也。不可有制矣、日本者神國佛國而尊神敬佛。專仁義之道、匡善惡之法。有過犯之輩、隨其輕重、行墨、劊、刺、宮、大辟之五刑。禮曰。喪多而服五、罪多而刑五、有罪之疑者、乃以神爲證誓、定罪罰之條目、犯不犯之區別、纖毫不差、五逆十惡之罪人者、是神・佛・三寶・人・天・大衆之所棄損也、積惡之餘殃難逃。或斬罪、或炮烙、獲罪如是、勸善懲惡之道也、欲制惡、惡易積、欲進善、善難保、豈不加炳誠乎。現世猶如此。後世冥道閻老之呵責三世諸佛難

レ救、歴代列祖不<sub>レ</sub>奈如<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>畏可<sub>レ</sub>畏。彼伴天連徒黨、皆反忤政令、嫌疑神道、誹謗正法、殘義損善、見有<sub>レ</sub>刑人、載欣載奔、自拜自禮、以<sub>レ</sub>是爲<sub>レ</sub>宗之本懷、非<sub>レ</sub>邪法何哉。實神敵佛敵也、急<sub>レ</sub>不禁、後世必有<sub>レ</sub>國家之患。殊司<sub>レ</sub>號令、不<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>之、却蒙<sub>レ</sub>天譴矣。日本國之内、寸土尺地、無<sub>レ</sub>所措<sub>レ</sub>手足、速掃攘之、強有<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>命者、可<sub>レ</sub>刑<sub>レ</sub>罰<sub>レ</sub>之。今幸受<sub>レ</sub>天之詔命、主<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>日域、秉<sub>レ</sub>國柄者有<sub>レ</sub>年<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>茲。外顯<sub>レ</sub>五常之至德、內歸<sub>レ</sub>一大之藏教。是故國豐民安。經曰、現世安穩、後生善處、孔天子亦曰、身體髮膚受<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>父母、不<sub>レ</sub>敢毀傷、孝之始也。全<sub>レ</sub>其身、乃敬神也。早斥<sub>レ</sub>彼邪法、彌昌<sub>レ</sub>吾正法也、世既雖<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>澆季、益神道佛法紹隆之善政也。一天四海宣<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>、莫<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>矣。

慶長十八年龍集癸丑臘月日 (西曆一六一四年一月廿七日)

御朱印

是文は家康の黒衣宰相金地院崇傳が家康の命に因て起草せしものなり。異國日記

に曰く「慶長十八年十二月之夜。於江戸新城（西城）大御所様被仰出、伴天連追放之文制之。其夜從鶏鳴至于曙天文成矣。同廿三日献御前」云々と。

是より先き家康屢々切支丹禁令を發して天下に警告せり。其第壹回は慶長十六年八月六日（一六一一年九月十三日）にして、第二回は慶長十七年三月十七日（一六一二年四月廿二日）なり。第壹回のそれは諸藩へ下せし内訓の如きものにして、伴天連門徒は御禁制なり、若し違背の族あらば忽ち其科を遁るべからず。牛を殺すこと御禁制なり、自然殺す者には一切賣るべからずとの二ヶ條にして、専ら大名武士に警告を與へたるもの、如し、而して第二回の禁令を以て吉支丹之法天下停止たるべしとの旨を全國へ令し教徒を檢舉し始めたり、是有馬晴信隱謀事件發覺の時なりしが、爰に至りて第三回の禁教令を發して以て禁制を勵行し始めしなりと云ふ。

日本民族史の記者ブリンクリー氏は家康の禁教令の第一回を一六一二年九月、（慶長十七年八月）第二回を

一六一三年四月、（慶長十八年三月）第三回を一六一四年一月（慶長十九年十二月）となせり、其第一回は黒使ウイスカイウに向ひ伊天連渡來を拒絶せし時なれば、是時或は何かの形式を以て禁令を發せしやも知るべからず、されど第二回の慶長十八年三月の分は何の據所あるや詳ならず。

### 宗教取締規則

禁教令の外に一種の宗教取締規則を發布せり、其舉る所の宗門吟味要件十五ヶ條は、吉支丹に對する當局者の意向を知るに便なれば、長文を問はずして左に擧ぐ。其發布の時日は慶長十八年十一月にして第三回禁教令發布の一ヶ月前とす（實は家光以後のものならんとの疑あり）。

一、切支丹の法は死を不顧入、火も不燒入、水も不溺、身より血を出して死を成すを成佛と立る故に天下の法度嚴密なり。依之死を輕ふする者可遂吟味事。

二、切支丹に元付ものは關單國クワンタンより毎日金七厘を與へ、天下を切支丹に成すべし。

神國を妨る邪法なり。此宗に元付ものは釋迦の法を不用ゆへ、檀那寺の檀役を妨げ、佛法の建立を嫌ふ。仍之可遂キ吟味ヲ事。

三、頭・檀那なりとも、其宗門の祖師忌・佛忌・盆・彼岸・先祖之命日・絶て參詣不仕ものは判形を引、宗旨役所へ斷、急度可遂キ吟味ヲ事。

四、切支丹不受不施のものは、先祖の年忌、僧の弔を不請、當日宗門寺へ一通り志を述、内證にて俗人一類打寄、弔僧の來る時は、不與にして不用可遂キ吟味ヲ事。

五、檀那役を不勤、然も我意に任せて、宗門請合の住僧人を不用、宗門寺の用事身上相應に不勤、内心邪法を抱たるを不受不施となつると可相心得事。

六、不受不施の法は、何にても宗門寺より申事を不請、其宗門の祖師本尊寺用

に不施、將又他宗の物を不受。是邪法なり。人間は天の恩を受けて地に施し、親の恩を受けて、子に施し、佛の恩をうけて僧に施す、是王法なり、仍之可遂キ吟味ヲ事。

七、切支丹、悲田宗、不受不施三宗ともに一派也。彼尊む所の本尊は、午頭切支丹丁頭佛といふ。ゆゑに丁頭大うすと名乗なり。此佛を頼奉り、鏡を見れば佛面と見え、宗旨を轉て犬と見ゆる、是邪法の鏡なり。一度此鏡を見るもの、深く午頭切支丹、丁頭佛を信仰し、日本を魔國に成す。雖然宗門吟味之神國故に、一通宗門寺を元付、今日の人交りし、内心不受不施にて宗門寺に不出入、仍之可遂キ吟味ヲ事。

八、親代々より、宗門に元付、宗九宗の内何宗に紛無之とも、其子如何成勸により心底邪法に組し居可申も不知。宗門寺より可遂キ吟味ヲ事。

九、佛法を勧め、談義講釋をなして、參詣致させ、檀那役を以て、夫々の寺法用、修理建立勤さすべし。邪法・邪宗は寺の事一切せず、世間交り一通にて、内心佛法を破り、僧の勧めを不用、仍之可<sup>キ</sup>遂<sup>グ</sup>吟味<sup>ラ</sup>事。

十、死後死骸、頭に剃刀を與へ戒名授<sup>ケ</sup>申事、是は宗門之住僧、死相を見届、邪宗に而無<sup>レ</sup>之段、慥に合點之上可<sup>レ</sup>致<sup>シ</sup>引導<sup>ナリ</sup>。能々可<sup>キ</sup>遂<sup>グ</sup>吟味<sup>ラ</sup>事。

十一、宗門寺を差置、外寺の僧を頼弔ひ、其宗門寺の住持人を退け申事、別して可<sup>レ</sup>致<sup>シ</sup>詮議<sup>ニ</sup>邪宗、邪法可<sup>キ</sup>遂<sup>グ</sup>吟味<sup>ラ</sup>事。

十二、天下一統、正法に紛無<sup>レ</sup>之者には、判形を加へ、宗旨請合可<sup>レ</sup>申候。武士は其寺の請帳に印證を加へ差上、其外血判難<sup>レ</sup>成ものは、請人請合を以證文可<sup>キ</sup>差出<sup>ス</sup>事。

十三、先祖の佛寺を他寺へ致<sup>シ</sup>特參<sup>ニ</sup>法事勤申事、堅く禁制。難<sup>ク</sup>然他國他在にて死

たるものは格別之事。且特佛堂、佛像・畫像・備物に至るまで、能<sup>キ</sup>見届可<sup>レ</sup>申。且又毎年盆廻之儀、其宗門之佛檀吟味として相廻<sup>リ</sup>可<sup>キ</sup>申事。

十四、相果候時は、一切宗門寺之指圖を請取行可<sup>キ</sup>申事。

十五、天下之敵萬民之怨は、切支丹、不受不施、悲田宗なり。馬轉連之類族、相果候節は、寺社役所<sup>ニ</sup>相斷、檢使を請て、宗門寺之住持弔ひ可<sup>レ</sup>申事。役所<sup>ニ</sup>不<sup>ズ</sup>斷弔ひ申時は、其僧之越度、能々可<sup>キ</sup>致<sup>シ</sup>吟味<sup>ラ</sup>事。將又横様無體に、檀那役等其も<sup>ノ</sup>分限不相應之儀は、宗門寺より可<sup>キ</sup>有<sup>リ</sup>用捨<sup>ス</sup>事。信心をもつて佛法を尊み、王法を敬ふものは正法なり。

右十五ヶ條之趣一ツ茂於<sup>ニ</sup>相背<sup>ニ</sup>者、上者、梵天帝釋、四大天王、五道之冥官、日本伊勢天照太神宮、八幡大菩薩、春日大明神、其外氏神、日本六十餘州之神明之可<sup>キ</sup>蒙<sup>リ</sup>神罰<sup>ス</sup>もの也。

慶長十八年癸丑十一月日

奉行

### 禁教令發布之理由

家康の禁教令を發せしには相當の理由なかるべからず。其原因に關しては諸説紛々として一定せず、其中斷じて虚妄なるものありて探るに足らず。爰に近來内外學者の研究したる材料により、之を綜合して的確と思惟さるゝものを列擧すれば、大概左の如し。

- 一、切支丹宗徒は葡西兩國に内通して國土侵略の陰謀ありとの嫌疑。
  - 二、徳川氏の海外へ遣はせし基督教視察員の報告。
  - 三、基督教に對する誤解。
- 乞ふ是より順を追ふて之を論述せん。

### 第一 基督教徒に陰謀ありとの嫌疑

慶長十八年十二月發布の禁教令中に、「切支丹の徒黨日本に來り、嘗に商船を渡し資財を通ずるのみに非ず、巧に邪法を弘め、正宗を惑し、以て域中の政號を改め、己が有となさんと欲す、是大禍の萌なり」とあり。是暗に切支丹の徒に陰謀ありしを指したるものなり。家康をして葡・西兩國が我日本に對して異圖を懷き、切支丹の徒之に内應すとの嫌疑を起さしめしは、専ら蘭・英人の進言と、背教者の讒誣とに基きぬ。徳川實記には伴天連耶揚子と云ふものあり。其徒の中ひとり反忠して邪徒はたゞ宗門を弘むるのみに非ず、國家を傾けん爲なりと訴へ出でしより、これは賞せられ、西城の下に宅地を賜はり住せしむ云々とあり。然るにこの耶揚子は英人アダムスと共に日本へ漂泊し來りし蘭人にして伴天連に非ず、其西城の下に宅地を下

賜されしは事實にして、今の耶揚子河岸は其屋敷跡なり。されど彼は切支丹に關係なく又之を讒訴せしものにはあらざるなり。

### 阿蘭陀人の讒訴

當時西班牙・阿蘭陀の兩國民は東洋の海權を握り、通商の利益を獨占せんとして、互に軋轢争鬪し、葡萄牙・英吉利斯亦其間に狹まりて、互に陷濟を事とせしが、西人は頻りに蘭人を日本より放逐せんと努め、蘭人は亦西人を排除せんと試みし、其結果慶長十六年西班牙の使節と阿蘭陀の使節との駿府に於る衝突となりしは前章既に述へたるが如し。其時阿蘭陀人がナサウ公の親書なりとて家康に奉呈せし書翰中に、葡萄牙人及びかすちら人(西班牙人)は殊に皇帝陛下(家康を指す)の強大なる御國より、某の臣民を追出さんとかゝり候も可有之かと存申候。これは商賣上某の

臣民に損害を加へんが爲にては無之、彼等が全世界を併呑したき所存、阿蘭陀人の口より露見いたし大なる損害にも相成るべきの恐れより起り可申候。云々とあり。又其耶蘇組派<sup>ゼイト</sup>を讒するや、彼等の企を無効に致し候爲め某皇帝陛下に御願申上候。耶蘇會徒並に伴天連共の二重の奸智をよく御注意御分別被<sup>ゼイト</sup>成候而御防可被<sup>ゼイト</sup>成候彼者共は表には宗門の神聖を示し、宗門の變化により、段々と皇帝陛下の善美なる皇國に不和を起し、黨派を作り、遂に内亂を來し、已の企に便利なる様になし可<sup>ゼイト</sup>申候云々とあり。更に口上を以て西班牙の國勢を述べ、其東洋に於る横暴並に諸國侵略の狀景を言葉巧に力説し、併て其宗敵たる羅馬公教會を讒誣し、阿蘭陀・英吉利斯を始め其他の諸國は、彼等を國外へ放逐せりと云ひ、恰も葡・西兩國の貿易と切支丹宗の傳道は其目的侵略主義に外ならざる如く誣ひたり。英人アタムスも亦西班牙人(墨使ヱイスアイノウの事)が沿岸測量を乞ひしことを以て何かの陰謀あるが如

くに讒訴したりければ、さなきだに墨國の使節ヱスカイノウの驕慢なる態度に感觸を害せし家康の心に猜疑の念を起さしめ、更に切支丹に對して懷きし疑念を一層深からしめ、家康をして歐州の君主すら彼等を國外へ放逐せりとせば、余の彼等を放逐するも何の不可か之あらんと云はしむるに至れり。

耶蘇組の監督セルケラ *Cercera* が一六一二年(慶長十七年)附を以て西班牙皇帝ピリッポ第三世に奉りし報告には、英人アダムスが宣教師に惡名を附するの不義を述べて曰く、曾てサン、フェリッポ號の船長が放言せしが如き同様の暴言を繰返して絶えず將軍に陳奏する者は夫の英人アダムスなり。(船長の放言とは西班牙は先づ宣教師を遣はし土人を教化し然る後軍兵を送りて國土を略取すとのことなり)宣教師を以て西班牙侵略軍の先鋒隊なりと難じ、日本の諸港灣を測量しつゝある西班牙人の舉動を以て敵對行爲の豫備なりと誣ふるものも彼なり。更に彼は世界の輿地圖を

開きて基督教國の君主にして羅馬公教會の司祭を放逐せし國々を指示しつゝ、將軍に向て是等有害なる切支丹の宣教師を追放すべしと進言せりとあり。知るべし切支丹に對する讒誣の如何に猛烈なりしかを。

### 背教者の毀言

背教者等の宣教師に對し私怨を懷くの徒が、頻りに牽強附會の説を捏造して、流言蜚語を放ち、人心を惑はせしも亦當局者の切支丹に對する疑惑を深からしめしものゝ一なり。其一例とも見るべきは、吉支丹物語に南蠻より日本をしたがへんとの訴人出來と題する記事の如き是なり。

「元和年がらの頃肥後の國より坊主壹人するがへまかり上り御年より衆まで言上申しざりはく、肥後の國にさうしたんの寺てらなると申て、小西津こにしつの守が、そんなら



せし寺にて御坐候、それがしに、なんだいを申かけ、ついほう仕候。わたくしも  
 いるまんと申て、たんぎをもいたし候いしゆは、なんばんの國王、日ほんをした  
 がへんてだてに、佛法をひろめんため、ばてれんを、あまたさしこし、かの國の  
 うち五かこく、十ヶ國の所りやうを、日本の入用にをしむけ、まい年あきないぶ  
 ねとかこつけて、いと、まさ物、しなくをわたす、京、ゐ中の寺々へ、はい  
 ぶんして、まかない、とぼしからず、又日ほんよりは、なん百、なん十人、しう  
 ていに、すゝめ入たるといふ、大帳をつくり、なんばんへわたす、弓矢のたゝか  
 ひなく、國をとるはかりごとなり、まのあたり、のべすばんるすん、かの國より  
 しゆごをすへ、三年がわり、しよむを、うんそうせしむ、ほうをひろめんはかり  
 ごと也。それがしがあいてを、さうく肥後へよびにつかはされ候へ、御前にあ  
 いて、たいけつをとげ、じぜん拙者きよごんを申さば、うしごさになり共、車さ

きになりとも、御おこなひなされ候へ、あいてのまいる間は、ろうしやに仰せつ  
 けらるべしと、とどこほる事なく申上げれば、上意にきこしめし、ちうせつのも  
 のかなと、御氣色よげにみえさせ給ふ。すなはち加藤肥後守におほせわたされ、  
 訴人のあひてをめし上らせらるゝ所に、さうほうたいけついたし、めいさいに白  
 状仕、國をとらんとのはかりごとにきわまれり、それよりして、ふかくにくみあ  
 ほしめして、寺々はつかうせられ、しうていのも共には、此たびころびたらん  
 ものはしさいなし、もしあひのこるものこれあらば、すみやかに御せいはいにを  
 よぶべきむね、かたく御ふれの事」

とあり。其他長崎志・南蠻寺興廢記・耶蘇天誅記・長崎實錄にも大同小異の記事あり。  
 然るに其訴へ出たる年代に相違あり、吉支丹物語には元和年がうの頃とあるも、耶  
 蘇天誅記及び長崎實錄には慶長十九年とあり、其駿府へ訴へ出たるが事實ならば慶

長十九年若くは元和元年ならざるべからず。又切支丹宗門來朝記と南蠻寺興廢記には、慶長十六年肥後守清正病死有しを幸に肥後宇土郡にはびやんの弟子等切支丹を弘め、宇土郡古井村實行寺の住職眞藏主と云ふ僧を追出せしが、眞藏主江戸へ下り秀忠公に訴へ出て、詮議の上静まりたり云々とありて。少しく異なれり。其慶長十六年と云ふは此事件の起源を記したるものにして、其の訴へ出たる年月詳ならず。されば其訴は慶長十九年以後の事にしあれば慶長十八年十二月發布の禁教令の源因と見做すあたはず、況哉其記事不得要領にして南蠻人が貿易品を賣りて宣教の費用を仕拂ひ、又宣教師が日本の傳道の状景入門の人数等を本國へ報告せりとて、之を以て切支丹に謀反の企ありとの證據となすあたはず、思ふに是皆背教者輩が家康の禁教令發布後幕府の意を迎へて斯る訴をなしたるものならん。二代三代將軍時代には背教者の切支丹を讒誣したるもの續出せしが如し。而して幕府は彼等を用ゐて目

明(探偵)となし、切支丹教徒を檢舉せり。されば是訴は事實の有無にかゝはらず家康の禁教令には無關係のものとする。然るに切支丹に陰謀反逆の企圖ありとの謠言は、それ以前より背教者荒木トマストマスの如き輩の口より出で、天下に流布し、當局者の疑惑を惹起しつゝありき。(荒木トマスのことは前章に述べしが如く頻りと宣教師に反逆の企圖あるが如き流言を放ち人を惑はせしが、寛永の頃に至り已の放ちし流言より大迫害の起りしを後悔し、苦悶の後良心の苛責に堪へず自ら進で教徒と共に焚死せりと云ふ)衝突史に左の如き記事あり。「慶長十八年徳川家康肥前大村の城主大村丹後守喜前(純忠の子)の夙に領内に切支丹教を禁じ教師を追ひ、教堂を毀てるを聞き、喜前を駿府に召び執政本多上野介正純を以該教禁斷の方法を諮問せり。喜前の陳述する所に據れば其父純忠は銃砲を得んと欲して一たび彼の宗門に入りしに、家臣の中亦之を奉ずる者あり。然るに伴天連等の舉動、國家を窺ふの疑あ

るを以て、喜前の甥千々岩清左衛門を少年の頃より羅馬國へ遣し、十二年（實は九年）間其宗門の奥意を研究なましめたるに、清左衛門は彼の宗門の終に國を奪ひ取るの方便たるを探索したり。然れども更に探究せしめんと欲し、清左衛門に家士嬉野半右衛門を副へて呂宗に遣し、再び宗門の奥旨を極めしめたるに、毫も先年清左衛門の報ずる所に異ならず。依て速に彼の宗門を轉ばんと思ふ際、文祿元年征韓の役ありて彼國に在陣の日久しく、未だ其意を果さざるの處、其虚に乗じて伴天連等郷民を其宗門に誘ひ大に政道を紊す。依て歸陣後、耶蘇宗の寺堂を破却し、伴天連を攘斥し、宗門を轉び、男山八幡宮に參詣し、先非を悔俊し、加藤清正と相議して家士一同日蓮宗に歸依せり」と。大村喜前の切支丹宗を轉びしは前章に述べし如く事實なるも、是記事には事實相違の點尠ならず。思ふに喜前は幕府へ對し憚る所ありて虚實混合の上奏をなせしならん。大村家の記録の如き往々事實を顛倒して記載

しあれば、一も信用するに足らず。唯共記事中千々岩の事に關しては一言なかるべからず。彼は伊東・原・中原等と偕に大村・有馬兩家を代表して羅馬へ使節となりし人なり。慶長十八年ワリニャーニと偕に歸朝して秀吉に謁見し使命を畢りて、後耶蘇組に入りしも中途にして退社し、其後久しく聞く所なかりしが、後終に信仰を失して背教者となりしものゝ如し。彼が使節となりて歐州へ赴きし時は、僅に十五歳の美少年なりき。如何ぞ基督教の真相を研究して之を看破するの明あらんや、况哉彼と同行せし伊東及び其の他の二人は終生信仰的生涯をつゞけて傳道に従事し、殉教者となりし者さへあるに、彼獨り切支丹宗徒に異圖ありと看破せしとは頗る疑はし。思ふに彼も亦宣教師に怨む所ありて斯る讒言をなせしものならん。然も彼は多少基督教を學びしを以て其の言ふ所肯綮に當り大に當局者の心を動かせしならんか。

## 切支丹陰謀密書事件

阿蘭陀人の讒訴と云ひ、背教者の毀言と云ひ、皆同じく切支丹に謀反の陰謀あるを證言したれば、是機に乗じ兼てより切支丹を敵視し居たる佛教徒は、奇貨おくべしとして讒言を構へ悪聲を放て大に反切支丹の氣勢を高めしや火を啗るよりも燎なり、然れども是風評なり、想像なり、未だ確乎たる證跡擧らざるなり、反切支丹の徒は是非とも確證を擧げざるべからず。爰に於て切支丹陰謀の密書なるもの顯れたり。其の密書とは長崎の住民呂某（葡萄牙の船長若くは商館長なりと云ふ）より葡萄牙皇帝に呈する書にして阿蘭陀人が喜望峰の近海にて葡船より得たるものなりと云ふ。而して其要領は九州其他の地方に在る切支丹の徒は、葡萄牙國に力を戮せて現政府を顛覆し、日本全國を切支丹教國と爲さんと望むなり、其の機會は今や正

に熟するを以て、葡萄牙國皇は豫め約束の軍艦兵士を差送り給はるべし、此の儀我等が宗門の本山たる羅馬法皇の聖旨に適ひ御稱美の上意を蒙らば満足に候べしと記して、一味同心の大名武士の姓名を書添へたりと。阿蘭陀人は此密書を葡船より奪取りて幕府へ呈したり。是と前後して我國の切支丹より媽港の葡萄牙政廳へ送れる密書を奪取したり、幕府は之に由て陰謀の證跡を明白に知得したれば、直に母呂を召捕へて糺問し、之を極刑に處したりと云ふ。是記事は外交史稿・政教衝突史・英人ガッピンスの支那日本宗教史・長崎三百季間等の諸書に記載しあれど、西教史を始め宣教師の報告書中には一も記載する所なし、其出所は多分有名なるケンブルの本歴史ならん。然るに是密書に關し疑はしき點尠ならず。先づ其奪取の年代を慶長十四五年若くは十六年とすれど、切支丹大名記の記者は之を元和三年以後に起りし阿蘭陀人の惡戯となし、開國大勢史の記者は元和五年十月十三日に處刑せられた